

GE357

94



3

0000739-000

GE357-94

満鮮一体

中村玄濤・著

大陸之日本社

1937. 12

AAB

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年5月15日
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもので

第七管區警察廳

第十五區警察署



中
村
玄
濤
著

滿
鮮
一
體

發行所 大陸之日本社

GE357
94



302 ~~25~~
25

79W11452

序にかへて

光輝紀元二千五百九十二年（大同元年）三月一日東亞の一角に王道政治を建國の大精神として民族協和をモットーとし三千萬民衆の總意に應へ、友邦日本の骨肉的援助により中華民國の羈絆を脱して新興滿洲國は大いなる息吹のもと建國創業を完成しアジア地圖を茶色に塗替へてより早くも五周年を送つた。

帝國の大陸政策の橋梁となり、大陸の棧橋としてわが國の進展に參與するものは朝鮮である今や滿洲國の建國が確國として王道業大の一路をたどりつゝあるに従ひ日本と滿洲國を結びつける、あらゆる文化的施役は、皆朝鮮に化せられて行はれゆるのである、しかも滿洲國の繁榮と共に朝鮮は愈々發展し、産業經濟に、文化的施役は躍進の大道をゆくのみである。

南總督は着任第一聲の施政方針の大綱に鮮滿一如を撰唱し鮮滿相依の大方針に基き大衆的立場から政治文化、産業經濟の不可分關係移民、活安、警備等の國策對議を行ひ鮮滿提携に依る國策遂行の實績をあげ今や鮮滿一體歩調を揃へて躍進送上有る。

本書は茲に鑑み、躍進する朝鮮と新興の滿洲國の政治經濟、文化産業等を紹介し聊か江湖の参考に資せんとす乞ふ御賛同を。

昭和十二年十二月

著者識

滿鮮一體 目次

第一編 總說	一
第一章 滿洲の地勢.....	一
第二章 滿洲の氣候.....	二
第三章 滿洲の歴史的考察.....	三
一、 滿洲の歴史.....	三
二、 滿洲に於ける日支露關係.....	四
三、 滿鐵會社創設由來.....	六
第二編 滿洲國建國	七
第一章 滿洲建國事情.....	七
第二章 建國宣言.....	七
第三章 滿洲建國の對外通牒.....	七
第四章 滿洲國承認.....	九
第五章 日滿議定書.....	九
第六章 薄議執政の敎書.....	四

第七章 滿洲國經濟建設に關する聲明書..... 一六

第三編 躍進の滿洲帝國..... 一六

第一章 建國と建國の大精神..... 一六

第二章 日滿關係..... 一八

第三章 治安確保..... 二〇

第四章 國軍の整備..... 二二

第五章 内治の改善..... 二四

第六章 外交の躍進..... 二六

第七章 教育刷新..... 二八

第八章 司法制度の改善..... 三〇

第九章 財政の確立..... 三二

第十章 産業開發經濟建設の根本方針..... 三六

第十一章 農業改良への諸施設..... 六一

第四編 滿洲に於ける日本の施設..... 六三

第一章 關東廳概勢..... 六五

一、地方制度の概要..... 六五

第二章 南滿洲鐵道株式會社概勢..... 六七

一、鐵道運輸業..... 七五

二、港灣及鑛業..... 七七

三、製鐵及製鋼業..... 七八

四、農業及商工施設..... 八〇

第三章 鐵路總局の概要..... 八〇

一、鐵路總局の開設..... 八〇

二、總局の事業..... 八二

三、鐵路總局所管鐵道..... 八三

四、鐵路總局の自動車經營..... 八五

第五編 滿洲經濟概況..... 一〇一

第一章 金融機關..... 一〇三

第二章 鑛產資源..... 一〇四

第三章 輸出入品及價格..... 一〇六

第四章 特殊會社一覽..... 一〇八

第五章 工業統計及工場數..... 一一二

第六編 敦化圖門鐵道の完成と日滿關係..... 一一三

第一章 滿洲事變前の吉會鐵道問題..... 一一三

第二章 敦門線の終端港と連絡航路……………二六

一、清津港……………二六

二、雄基港……………二六

三、羅津港……………二六

第七編 間島事情概要……………一三九

第一章 間島問題経緯と間島に関する協約……………一四〇

第二章 間島琿春地方に於ける工業林業及び鑛業……………一四六

第三章 最近の鮮農に對する主要なる施設……………一四八

第八編 滿洲國各省の現況……………一五三

第一章 安東省……………一五三

第二章 濱江省……………一五三

第三章 吉林省……………一五三

第四章 錦州省……………一五九

第五章 奉天省……………一六一

第六章 黑河省……………一六一

第七章 熱河省……………一六三

第八章 龍江省……………一六五

朝鮮篇……………二二

第一編 總說……………一

第一章 朝鮮の位置……………一

第二章 朝鮮の境界……………一

第三章 地勢……………一

第四章 氣候……………二

第五章 人口……………三

第六章 村落……………三

第七章 市街地……………三

第二編 政治……………一八

第一章 併合の由來と統治方針……………一八

第二章 混沌時代の朝鮮……………一八

第三章 統監府時代の朝鮮……………二二

第四章 併合時代の朝鮮(武斷政治から文化政治へ)……………二四

第五章 文化政治時代の朝鮮(齋藤實子の再任)……………二六

第六章 宇垣總督時代の朝鮮(北鮮開發、自力更生、農山漁村開發)……………三三

第七章 總督府施政の實績（始政二十五年を顧みて）……………三〇七

第三編 行政……………四七

第一章 行政組織……………四七

第二章 地方行政……………五一

第三章 行政區域の廢合……………五五

第四編 交通……………六七

第一章 鐵道……………六七

第二章 道路及都市計畫……………六八

第三章 海事……………七〇

第四章 河川……………七三

第五章 窮民救濟土木事業……………七五

第六章 通事業……………七八

第七章 朝鮮簡易生命保險……………八〇

第八章 航空……………八二

第五編 教育……………九〇

第一章 普通教育……………九〇

第二章 實業教育及專門教育……………九三

第三章 大學教育及其豫備教育……………九四

第四章 師範教育……………九六

第五章 在内地朝鮮學生……………九八

第六章 朝鮮美術展覽會……………一〇〇

第六編 警察……………一〇七

第一章 治安狀況……………一〇七

第二章 定員配置……………一〇九

第三章 警察區劃……………一一一

第四章 警察官の養成……………一一三

第七編 衛生……………一二〇

第一章 醫療機關……………一二〇

第二章 海港檢疫……………一二二

第三章 痘苗製造……………一二四

第四章 慢性傳染病……………一二六

第八編 司法……………一三三

第一章 裁判制度……………一三三

第二章 適用法規……………一三六

第三章 小作調停制度……………一三二

第四章 不動産登記制度……………一三三

第五章 戶籍事務……………一三四

第六章 公證事務……………一三五

第七章 執達吏事務……………一三六

第八章 供託事務……………一三七

第九章 刑務所……………一三八

第十章 免囚保護事業……………一三九

第九編 軍事……………一四〇

第一章 陸軍……………一四一

第二章 海軍……………一四二

第十編 在滿鮮人……………一四六

第一章 移住の沿革……………一四六

第二章 滿洲事件前に於ける施設……………一四七

第三章 滿洲事件後に於ける施設……………一四八

第十一編 神社及宗教……………一五二

第一章 神社……………一五二

第二章 宗教……………一五三

第十二編 社會事業……………一五七

第一章 罹災救助……………一五七

第二章 賑恤救護……………一五八

第三章 福利施設……………一五九

第四章 職業輔導……………一六一

第五章 兒童保護……………一六二

第六章 救護機關……………一六四

第七章 社會教化……………一六六

第八章 經濟學院……………一六八

第九章 明倫學院……………一六九

第十章 圖書館……………一七一

第十三編 財政……………一七一

第一章 歲計……………一七二

第二章 公債……………一七三

第三章 租稅……………一七四

第四章 財政地方……………一七五

第十四編 金融

第一章 金融機關

第十五編 貿易

第一章 貿易の變遷

第二章 輸移出品

第三章 輸移入品

第四章 國別貿易

第五章 港別貿易

第六章 貿易船舶

第十六編 商業

第一章 朝鮮人の商業

第二章 取引所正米市場

第三章 會社

第四章 保險

第五章 商工會議所

第六章 重要物産同業組合

..... 一八八

..... 一八八

..... 一九三

..... 二〇三

..... 二〇九

..... 二一〇

..... 二一一

..... 二一四

..... 二一六

..... 二一八

..... 二二〇

..... 二二一

..... 二二三

..... 二二三

..... 二二三

..... 二二四

第十七編 專賣

第一章 煙草

第二章 人參

第三章 鹽

第四章 阿片

第十八編 農業

第一章 農業の位置

第二章 土地改良事業

第三章 肥料

第四章 農會

第五章 米

第六章 食糧畑作物

第七章 棉花

第八章 畜産

第九章 蠶

..... 二二六

..... 二二六

..... 二二七

..... 二二七

..... 二二七

..... 二二七

..... 二二七

..... 二二七

..... 二二七

..... 二二七

..... 二二七

..... 二二七

..... 二二七

..... 二二七

..... 二二六

第十章 水利組合……………二六八

第十一章 米穀倉庫……………二七一

第十九編 鑛業……………二七三

第一章 鑛業の概況……………二七五

第二章 鑛産額……………二七四

第三章 主要鑛産物……………二七五

第二十編 水産業……………二八〇

第一章 水産業の發達……………二八〇

第二章 漁業に關する法規……………二八一

第三章 漁業狀況……………二八二

第二十一編 工業……………二八六

第一章 工業の進歩……………二八六

第二章 原料並に動力……………二八八

第三章 主要工業……………二八九

第二十二編 林業……………二九四

第一章 林業の概況……………二九四

第二章 國有林の經營……………二九七

第二十三編 各道の道勢概要……………三〇三

第一章 京畿道概況……………三〇三

第二章 慶尙南道概況……………三〇六

第三章 慶尙北道概況……………三〇九

第四章 全羅南道概況……………三一〇

第五章 全羅北道概況……………三一三

第六章 忠清南道概況……………三一三

第七章 平安南道概況……………三一五

第八章 咸鏡南道概況……………三一七

第九章 黄海道概況……………三二〇

第十章 江原道概況……………三二三

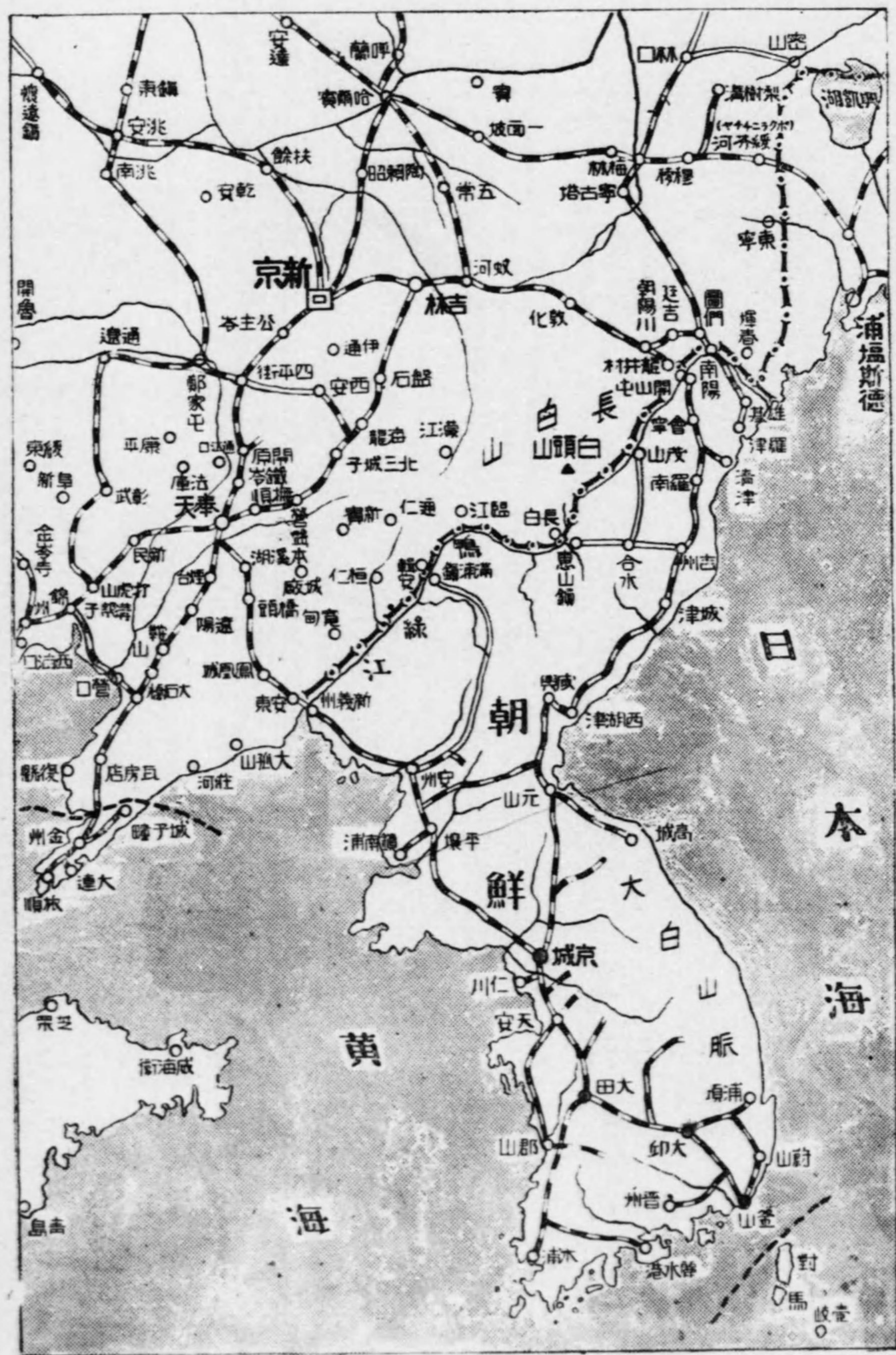
第十一章 咸鏡北道概況……………三二五

第十二章 平安北道概況……………三二七

第十三章 忠清北道概況……………三三八

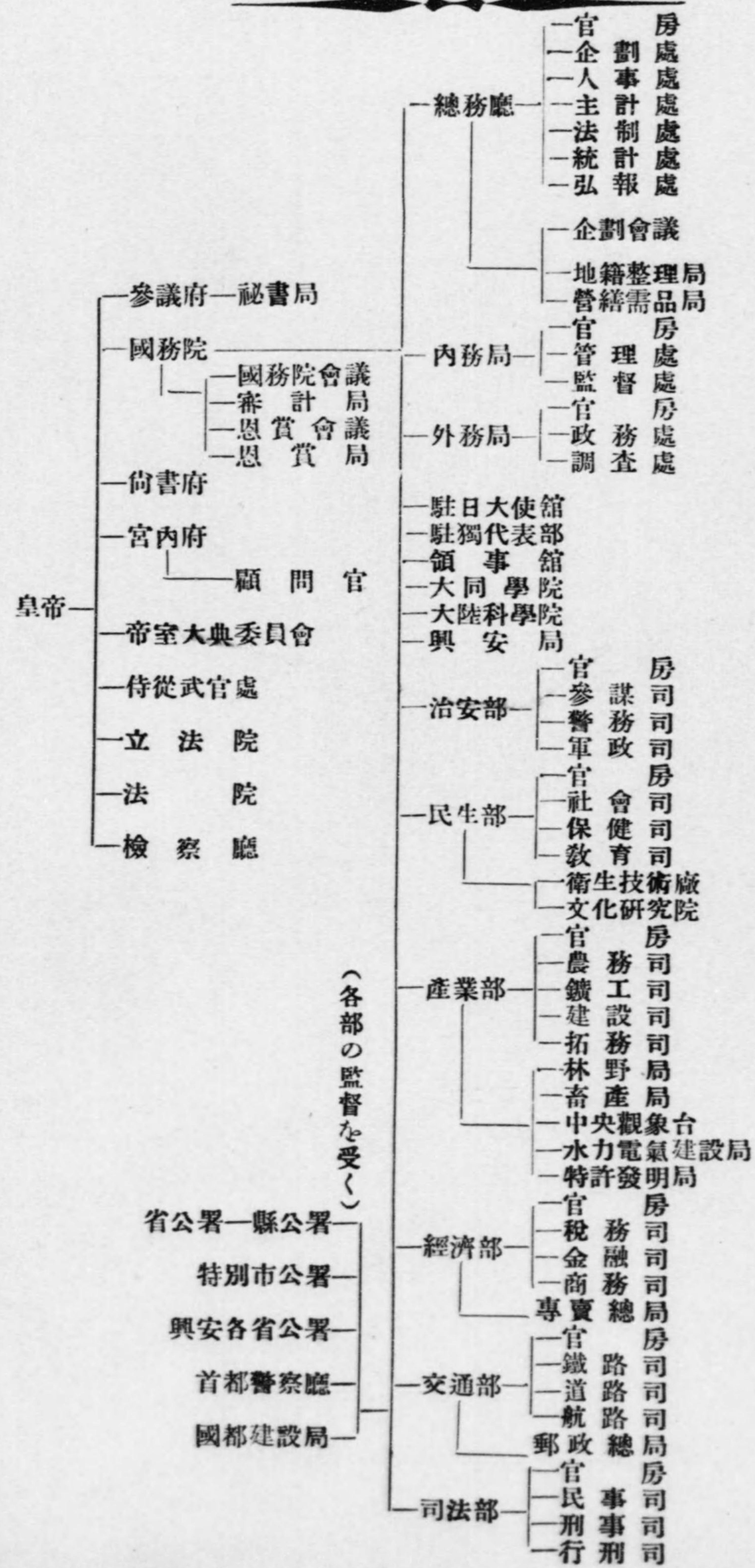
第二十四編 朝鮮首要都邑……………三三一

釜山、馬山、大邱、慶州、烏致院、公州、清州、天安、水原、仁川、京城、春川、大田、扶餘、全州、群山、光州、木浦、麗水、開城、沙里院、海州、平壤、鎮南浦、新義州、鐵原、元山、咸興、興南、城津、羅南、清津、會寧、上三峰、雄基、羅津、金剛山……………三三一



鮮滿圖

滿洲國政府新機構表



滿鮮一體

中村玄濤編著

第一編 總說

第一章 滿洲の地勢

滿洲は、支那本部の東北部に在り、東は鴨綠江、豆滿江、烏蘇里江等を以て朝鮮並に露領沿海州に境し、北は黒龍江を以て露領黒龍洲並に後貝加爾洲に接續し、西は、東部内蒙古に連なり、南は遼東半島斗出して、遙かに、山東半島と相呼應し、共に渤海洲を抱き、萬里の長城を界として支那と土を接す。山岳には長白山脈、興安嶺、並に南滿の諸嶺峰がある。

滿洲の山勢は何れも略々北東から南西に並んで居る、概して山の高いものは少く、又山脈の延長も處々に切斷されておる。興安嶺は蒙古高原の東線に當るもので、北東方に大平原が展開する、長白山脈は滿洲の南東壁を形づくり、同山脈の盟主白頭山が海拔二七四四米なるのは特別なもので、多

くは千五百米以下である。興安嶺にしても一三〇〇米内外の低山で西側ゴビの沙漠等より見れば單なる臺地に過ぎないものである。景勝を以つて知らるる鳳凰山や千山なども何れも一千米以下の低山である。河川も亦山勢に左右せられて、大なるは黒龍江、遼河及鴨綠江、幾多の支流小流がその間に介在して居る、流域は一帶に豊饒肥沃の可耕地が多い。黒龍江は上流をハウラツ河とインサイタツ河と云ひ、支流に烏蘇里、嫩江、松花江等あり、オホツク海峡に注ぐ大河である。遼河は公主嶺方面より南流し、著名の平原及都邑を流れ、古來幾多の交通、文化の跡を傳ひ之れに致多の支流を合し巨河となりて營口にて海に入る、鴨綠江は白頭山より發し、鬱々なる森林地帯を過ぎ幾多の支流を合し、兩岸に安東、新義州を控へ名高い筏流しの十字鐵橋の國境に下る。

第二章 滿洲の氣候

滿洲は、寒暖の差劇しく、乾雨兩節の著しき外、一般によく乾燥する、此の三者は滿洲特有の氣象上の特異點である。氣温は大陸的である、一年最高低の差、奉天、新京に於ては六十五度乃至七十度に及びハルビン、チチハルに至つては七八十度に達す。雨量、南滿洲では降雨數一年平均僅かに七十日位にして、それも六七、七の三ヶ月の兩季に一年の降水量六〇〇耗の四分の三を降り盡す

のみである。

滿洲の氣象上の特徴として擧ぐべきは大氣中に含まるる細塵が比較的多い事で、之れは冬季酷寒の爲め土壤凍結して、早春に至つて暖氣に逢ひ、極めて微細に粉碎されたのが、強風に乗つて一天茶褐色を以て細塵を降らす、滿洲では之れを豊年の兆を喜んでゐる。

第三章 滿洲の歴史的考察

一、滿洲の歴史

支那人種を、風俗習慣により、之を滿洲及漢人の二に大別す。滿洲は、近世に至るまで、滿洲人の占居する所にして、數千年の久しき間、滿洲人は、此の地に原始的生活を營み、殆んど、文化の見る可きものなくして近世に至れり。

滿洲人は、今より略千八百年前、高句麗國を建設し、次て、扶餘、渤海、契丹、金と、其の建國を代へ、金は當時次て朝鮮の北部を略し、東部蒙古を取り、更に支那北半を征服して、頗る優勢なりしか、後百餘年を経て、外蒙古に興れる元朝の指揮下に降り、後明朝より清朝に至る。清國の支那本土を征朝平定するや、殆んど、其の國人全部を擧げて、支那本土に移住したるか、滿洲の故地

は、其の祖先發祥の地たるのみならず、高價なる野生人蔘の産地にして、清國政府の重要な財源たりしかは、漢人の之を採取するを防かん爲、遂に滿洲封禁の令を出し、漢人の滿洲に入るを禁し、關を設けて之を取締を爲し、 동시에、朝鮮と條約を結び、豆滿江及鴨綠江の西部沿岸は、兩國の間衝地帯たらしめたり。

斯の如くして、爾後百年の間、滿洲は無人の境に歸せり。漢人は、清朝の滿洲封禁政策に依つて滿洲に入るを許されざりしか、支那本土に於ける人口の増加は、漸次生活を壓迫するに至り、滿洲移住を希望するもの多く、遂に、政府の禁令を犯し、窃かに滿洲の地に入るもの少なからず。之か爲、滿洲も漸次開發の機運に進み、次て、到底漢人旅逐の不可能なるを見て、滿洲封抄の令を解き漢人の滿洲移住を許すに至れり。漢人の滿洲に入るに及び、鴨綠江方面の間衝地帯は、漢人に依つて占領せられ、遂に、支那の領土として認めらるるに至れり、尙、豆滿江方面に在る所謂西間島は朝鮮支那間に幾多の交渉を重ねたるも、其の歸屬未だ明ならざりしか、日本か朝鮮を保護國と爲に及んで、一九〇九年間島協約により、支那の領土たることを認め、次て、朝鮮人の移住を許容せしむることとなれり。

二、滿洲に於ける日支露關係

露國に於て、ロマノフ王朝に至り、領土擴張を策し、盛に西伯利經略を行はしめたるも、當時、清朝は、支那を統一し、其の國威隆々たる時なりしかは、露國の勢力は、以て支那に對抗するに足らず。一六八九年黑龍江上に於ける清露の折衝は、全然露國側の失敗に歸し、其の黑龍江畔に築き上げたる要砦は、二世紀の久しきに亘り、空しく風饑雪虛の間に放置せられたるも、ムラヴィエフの極東太守となるや、露國の勢威を負ひ、清國の英佛聯合軍に苦しめらるるに乗し、一八五八年、愛琿條約を訂結して、黑龍江左岸一帯の地を奪ひ、竝に、黑龍江航行權を獲得す。次て、烏蘇里江東の地を加へ、浦鹽斯德港を開きて軍港兼商港となし、太平洋岸に出づるを得たり。かくて、露國の勢力は、駸々乎として極東に及び、黑龍、烏蘇里、二江を距てて、滿洲と相對するに至る。後、日支間の下の關係約成るに乗し、支那を動かして、一八九六年、清國との間にカシニー條約を締結し、東支鐵道の布設權を得、次て、一八九八年春、遂に關東州の二十五箇年間租借を爲し、哈爾濱より、旅順、大連に至る鐵道敷設權を獲得せり。後アレキシーフ大將の極東太守として族順に來り文武の大權を統ふるに至るや、露權の決心は動かす可からざるものあるに及んで、遂に、日露戰爭の發生を見たり。其の結果、一九〇五年八月五日ポーツマウスに於ける日露媾和條約の締結により我國は、露國の權利を承繼することとなれり。

三、滿鐵の創立

即ち同條約第六條に據り、露國をして、從來東支鐵道會社に屬したる長春、旅順口間の鐵道及、其の一切の支線、竝、同地方に於て、之に屬する一切の權利、特權、財産、及、同地方に於て該鐵道に屬し、又は、其の利益の爲に經營せられたる一切の炭坑を、舉て日本に移轉讓渡せしめたり。之れ、戰前兩國關係を考察すれば、當然の歸結と云ふべきなり。

次て同年十二月、日清善後條約を締結し、南滿洲に於て、日本か露國より受けたる讓渡に對し、支那の承諾を得ると共に南滿洲鐵道株式會社を設立して、鐵道及其附帶事業を經營せしむる事となれり。同鐵道の經營組織に付ては、滿鐵が、支那の領土内にあることに付慎重なる考慮を用ひたるは言を須たす。又滿洲は北東支鐵道を通して西伯利鐵道に連絡し、歐亞連絡の最短路をなす鐵道系統の一部をなし世界交通の重要な地位を占むると共に、南滿洲開發の基本にして、南滿の文化經濟の發達上至要の地位を占むるに鑑み、是を純然たる營利會社となすは、滿鐵か有する、文化的經濟的使命を全ふする故以にあらざるを思ひ、支那株主の参加も求めたものであつた。

第二編 滿洲國建國

第一章 滿州建國事情

滿洲國（滿蒙四省）新建國は、滿洲事變勃發に因する奉天張學良の動搖を機として、斷乎奮起したもので、豫て、文治的平和境建設に希望を有し、並に、舊軍閥の暴政に不滿を抱きたる滿蒙各地人民の獨立運動の結果であつた、而して、自己の權益擁護並に在住民保護の爲めに起ちたる日本の眞劍なる軍事行動は徹底的に舊軍閥の兇謀を挫き、獨立は之を機に益々熾烈に向い、遂に昭和七年三月一日を以つて「建國宣言」を天下に公表したものである。

第二章 建國宣言

我が滿蒙の地は邊陲に屬し開國綿遠なり。之を往籍に徵するに分併稽ふべし。地質膏腴にして民風撲茂なり。開放を経るに及んで、生聚日に繁く、物産豐饒實に奥府となす。然るに辛亥革命後共和民國成立して以來、東省の軍閥は中原變亂の機に乗じて政權を攫取し三省に據りて己の有となし、輻輳相繼いで竟に將さに二十年ならんとす、貪婪驕奢淫佚にして揮霍し、其結果幣制紊亂し、百業

八
凋零するに至れり、且又時に野心を逞くして兵を關内に進め地方を擾害し、民命を傷殘す、一再敗
衄するも猶悛悔せず、外は信義を蟻棄して讐を隣邦に開き、悉く親任の規に昧く、専ら排外を事と
し、加ふるに警政修まらざるを以て盜匪横行して四境に遍く、到る處擄掠焚殺して村里は一空とな
り、老弱は溝壑に陥り、餓孍は途に載す、我が滿蒙三千萬の民衆が命を此の殘暴無法なる區域の内
に託するは死を待たんのみ、何ぞ能く自ら脱せんや、今や何の幸ぞ、手を隣師に假りて茲の醜類を
驅り、積年軍閥盤踞し秕政の華聚せる地を一旦にして廓清す、此れ天我滿蒙の民に蘇息の良機を興
へしなり。吾人の當に奮然として興起し、邁往勇進以て更始を圖るべき所なり。惟々是れ内中原を
顧れば、改革以來始めは群雄角逐して頻年戰爭を起し、近くは一黨專横にして國政を把持す、何を
か民生と曰ふ、實に之を死に置くなり。何をか民權と曰ふ、惟々利を専らにするなり。何をか民族
と曰ふ、只々黨あるを知るのみ。既に天下公と爲する曰ひ、又黨を以て國を治むと曰ふ、予盾乖謬
にして自ら欺き人を欺く、種々なる詐偽は究詰するに勝へず。近來内閣屢々起り疆土分崩し黨すら
自ら存すること能はず、何ぞ能く國を顧みんや。是に於て赤匪は横行し災祲は游りに起る、毒は海
内を痛ましめ、民怨沸騰し政體の不良に痛心疾首して曩昔に於ける政治清朝の時代を追思し、唐虞
三代の遠きは幾んど及ぶべからずとせり、此れ我が友邦の共に目睹し同く感嘆を深くする所なり。

夫れ二十年試験の得るところを以てすれば、其の結果此に至る亦廢然として返るべきなり。然る
に猶ほ疾を諱み醫を忌み其の舊惡を怙み民意は新に柳遏すべからざるに詞を藉らんか、然らば其の
往く所を縦にすれば寢やく共産に至り、自ら亡國滅種の地に陥るに非ざれば已まざらんとす。今に
して我滿蒙の民衆は天賦の機縁に於て萬惡なる政治國家の範圍外に振拔して自ら脱することを求め
ざれば勢ひ必ず皆溺れ同じく盡くるに至らんとす。數月來屢々奉天、吉林、黑龍江、熱河、東省特
別區、蒙古各旗盟の官紳士民の集合を経て詳に研討を加へたる結果、意志已に一致し、以爲らく爲
政は多言を取らず只實行如何を見るのみ、政體は何等を分たず只安居集團を主と爲す、滿蒙は舊時
本國と別に一國たり、今や時局の必要に依り自ら樹立を謀らざること能はずと、即ち三千萬民衆の
意嚮を以て即日中華民國と關係を離脱し、滿洲國を創立することを宣告し、茲に特に建設綱要を中
外に昭布し威な聞知せしむ。窃に惟ふに政は道に本づき道は天に本く、新國家建設の旨は一に天に
順ひ民を安んずるを主とす、施政は必ず真正の民意に徇ひ私見を存することを容さず、凡そ新國家
の領土内に居住する者は皆種族の岐視、尊卑の分別なし、原有の漢族、滿族、蒙族、及日本、朝鮮
の各族を除く外、即ち其他の國人と雖長久に居住を願ふものは亦平等の待遇を享くる事を得、其當
に得べき權利を保障し、夫れをして絲毫の侵損あらしめず、並極力往日の黑暗政治を剷除し法律の

改良を求め、地方自治を勵行し、廣く人材を收めて賢俊を登用し、實業を獎勵し、金融を統一し、富源を開闢し、生計を維持し、警政を訓練し、匪禍を肅清す、更に進んで言へば教育の普及は當に體教を崇ぶべし、王道主義を實行して必ず境内一切の民族をして熙々皞々として春臺に登るが如くならしめ、東亞永久の光榮を保ちて、世界政治の模型となさんとす。其對外府策は信義を尊重して力めて親睦を求め、凡そ國際間の舊有の通例は謹みて遵守せざることなく、其中華民國以前各國と定むる所の條約上債務の滿洲新國領土内に屬するものは皆國際慣例に照らし繼續承認す、商業を創興し利源を通拓する爲我國家に投資を希望する者あれば何國に論なく一律に之を歡迎し、以て門戶開放機會均等の實を擧げんとす。以上宣布せる各節は新國家の立國に關する主要の大綱なり、新國家成立の日より始め新に組織せる政府に於て其責任を負ひ、極めて誠懇なる表示を以て三千萬民衆の前に向ひ其實行を宣誓す。天地昭鑒す此言渝ることなし。

大同元年三月一日

滿洲國政府

右「建國宣言」と共に次の如く國是を決する所あつた。即ち

第一 外交は門戶解放、機會均等主義に依り、既存の國際條約を遵守し、内外人等しく共存共榮

主義に則ること。

第二 内治は王道精神に依る民本主義に則ること。

第三 財政に就ては軍費を節減し、税金を輕減し、公表主義によること。

第四 交通政策は鐵道、自動車網を完成するため、豫定線は速かに建設に着手し、これがためには外國との合辨を認むること。

第五 産業政策に於ては内外資本の投資を歡迎して、製造工業を興し、農業の振興を圖ること。

第六 教育は王道主義を鼓吹し、普通教育の普及を計ること。

第七 司法制度はその完備に努め、法律の普及を圖り、民權の保障を期すること。

こゝに至る前には各省に於て種々準備的行爲あり、例へば地方治安維持委員會、東北交通委員會自治指導部等が組織運用せられ、各省中心首腦者の意嚮の齊しく一致する所あり、二月十六日を以て各首腦者即ち張景惠、藏式毅、熙洽、馬占山、袁金鎧、于冲漢、趙欣伯の諸氏奉天に參集し、何づれも建國に協力することを誓ひ、且國家建設に至るまでの最高政治機關として、東北行政委員會を組織し委員長に張景惠氏、委員に藏式毅、馬占山、熙洽、湯玉麟の諸氏並に內蒙古王族代表として凌陞氏と齊王とが就任した。この歴史的會合は眞に永遠に記念さるべきものにして、同月十八日、則ち全世

界注視の裡に行政委員會、張委員長以下、各委員署名の上發布したるもの實に次の如くであつた。

「古はいふ、民を撫するものはこれを后といひ、民を安んずるものはこれを王といふと、一般民衆が蘇生安息を得ば善良の政治は則ち完成するこれ第一使命である。」

「專制政治は利を恣にし恨を集め、社會の道德は日に漸く消耗す、社會は則ち國家の基礎、道路は政治の本源にかゝる。排外の政策を持たずこゝに國際戦をやめ、更に門戸開放と機會均等主義を以て世界の諸民族と共に共存共榮を計らん、これ第二の使命である。」

「内を安んじ外に睦じくするは政治の根本である、従つて職業を獎勵し農商を發展せしめ、利を生ずるものを日に多からしめ、業を失ふものを日々少からしめば社會の利益は均霑され、階級闘争は自ら滅ぶ、かくせば赤化は行はれず、民政期して得らる、これ第三の使命である」

以上、言は簡單であるが、その使命の重大性を感得し之を卒直に表明せる所に新興國の意氣を見ることが出来る。斯くて次で三月一日滿洲國建國の大宣言となつたのである。

三月一日滿洲國建國宣言と共に首都を長春に奠め（新京と改稱）國旗を紅藍白黒滿地黃旗と定め、元首として滿蒙を發祥の地とする由緒深き清朝の遺帝宣統帝溥儀氏を推戴することとなり、其の隱棲地湯崗子より起して、長春に迎ひ、愈々三月九日を以て盛大なる建國式を舉行したのである

當日執政宣言して曰く、

「人類必ず道德を重んずべし、然れども種族の別あり、即ち他を壓へ己を擧ぐれば道德薄し、人類必ず仁愛を重んずべし、然れども國際の争ひあり、即ち人を損じ己を利せば仁愛薄し、今わが國を建つ道德仁愛を以て主となし、種族の別、國際の争を除去せば將に王道樂土の實現を視るべし、この事實わが國人共に努めよ。」

大同元年三月九日

滿洲國執政宣言

滿洲國の構成は大約次の如く定まつた。

一、國體 立憲共和國

二、元首 執政と號す

執政は滿洲國を統治代表し、全人民に對して責任を負ひ、立法、司法、行政の三權を行ひ、法律命令公布の權を持ち、陸海軍を統率し、宣戰講和及び條約締結の諸權を有す。名は立憲共和國の執政であるが君主國の元首と選ぶところが無い。

三、元首の諮問機關として參議府を置き、參議府は參議を以て組織し、執政の諮詢を受け又は意見

を提出することが出来る。

- (一) 法律、(二) 教令、(三) 豫算、(四) 外國との交渉條約其他、(五) 重要なる官吏の任免
- (六) 其他重要國務、

即ち參議府は我が樞密院と議會とを折衷したるものに當る。

四、政府の組織

三院七部制とする。即ち國務院、立法院、監察院の三院を設け、國務院の下に外交、民政、軍政、財政、實業、交通、教育、司法の七部を設け、各院長、(國務院は總理)、各部に部長を置く。國務院は我が内閣に當り、行政全般を掌る。(直屬として總務廳、興安局、法制局、資政局を置く)

立法院は法律案及び豫算案を討議すること、人民の請願を受理すること、國務に關する建議をなすこと。

監察院は監察及び審計を行ふ。

五、國民

國民は滿蒙に現住する民族を以て構成し、各民族は平等待遇とす。

凡そ滿洲に現に居住する民族ま一律平等に待遇する。滿人、漢人、蒙古人、朝鮮人其他、人種的偏見を持たず、人類一般その治に服するものは何づれも包容する。

六、領域

東北四省及三區、即ち奉天、吉林、黑龍江、熱河の四省及東省特別區、コロンバイル、東蒙古三區に亘る地域である。

七、行政組織

聯省自治制とするも各省區の權限を縮少し成るべく中央集權を主眼とする。かくして滿洲國新國家首腦部は建國式の後、執政溥儀氏の名を以て左の如く發表された。

國務院總理	鄭 孝 胥
同 副 院 長	袁 金 鎧
監 察 院 長	于 冲 漢
立 法 院 長	趙 欣 伯
侍 從 長	張 海 鵬
參 議 府 議 長	張 景 惠

國務院各部長次の如し

民政部長	藏式毅
財政部長	熙洽
軍政部長	馬占山 (後更迭)
實業部長	張燕卿
外交部長	謝介石
交通部長	丁鑑修
地方部長	馮涵清
參議府參議左の如し	
	湯玉麟
	袁金鎧
	張海鵬
	貴福

第三章 滿洲建國の對外通牒

滿洲國外交部長謝介石氏の三月十二日附で日、英、米、など王要關係十七ヶ國に送付した「建國宣言」に關する通告の全文は次の通りである。

餘は貴下に向つて奉天、吉林、黑龍、熱河、東省特別區、蒙古諸聯盟は合同して獨立政府を建設し、支那共和國との關係を斷ち、一九三二年三月一日をもつて滿洲國を建設せることを通報するの光榮を有す、閣下もすでに御承知あるべき通り、張學良の率ゐる舊軍憲は東北諸省の統治にあり私慾を専らにし人民の福利を顧みることなく、全省民は苛斂誅求、綱紀頽廢などの結果極度の艱苦に呻吟せり、しかして排外政策の實行に伴ひ對外關係は甚しく毀損せられたり他方支那本部においては何ら統一あり完全せる政府なく、諸軍閥は相互に鬭争殺戮を企て一般省民はかつて寧日なく、こゝにおいてか滿洲住民は舊軍閥没落を好機とし戮力協心して新國家を建設せり、滿洲政府は法制を完成し民衆生活の安固を確立し、その福祉安寧を増進せんがため全力を盡くさんとす。

對外關係に關しては次の如き諸原則に合致し友好關係を調整せんとす。

第一 新政府は國務の遂行にあたり誠實、信義の根本原則を遵守し和衷友好の精神を堅持し、約定を重んじ國際平和の増進を期す。

第二 國際法および國際慣例に則り國際正義を尊重す。

第三 外國との條約にもとづく支那共和國の義務は國際法および國際慣例に照し新國家これを繼承し、忠實にその義務を履行す。

第四 新國家は滿洲領域内における外國人の既得權を犯すことなくその生命財産に對し十分なる保護を與ふ。

第五 新國家は外國人民の入國および居住を歓迎し諸民族に對し、平等且つ衡平の待遇を與ふ。

第六 外國との通商貿易を奨め世界經濟の發展に貢獻す。

第七 外國人の滿洲における經濟的活動に對して門戶開放の原則を恪守す。

滿洲國政府は貴國において以上新國家建設の主旨を十分諒得せられ、貴政府と滿洲國政府との間に公式の外交關係の開始せられんことを切に希望す。

大同元年三月十二日

滿洲國政府外交部長 謝 介 石

第四章 滿洲國承認

昭和七年九月十五日、日本は滿洲國を承認した。日滿議定書は、左の上諭を附し、官報號外條約第九號を以て公布された。

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ裁可シ昭和七年九月十五日滿洲國新京ニ於テ帝國特命全權大使カ滿洲國國務總理ト共ニ署名調印シタル議定書ヲ茲ニ公布セシム。

御名 御璽

昭和七年九月十五日

內閣總理大臣	子爵 齋 藤 實
外務大臣	伯爵 內 田 康 哉
陸軍大臣	荒 木 貞 夫
海軍大臣	岡 田 啓 介

第五章 日滿議定書

日本國ハ滿洲國ガ其ノ住民ノ意思ニ基キテ自由ニ成立シ獨立ノ一國家ヲ成スニ至リタル事實ヲ確

認シタルニ因リ滿洲國ハ中華民國ノ有スル國際約定ハ滿洲國ニ適用シ得ベキ限り之ヲ尊重スベキコトヲ宣言セルニ因リ

日本國政府及滿洲國政府ハ日滿兩國間ノ善隣ノ關係ヲ永遠ニ鞏固ニシ互ニ其ノ領土權ヲ尊重シ東洋ノ平和ヲ確保センガ爲左ノ如ク協定セリ

一、滿洲國ハ將來日滿兩國間ニ別段ノ約定ヲ締結セザル限り滿洲國領域内ニ於テ日本國又ハ日本國臣民ガ從來ノ日支間ノ條約、協定其ノ他ノ取極及公私ノ契約ニ依リ有スル一切ノ權利利益ヲ確認尊重スベシ

二、日本國及滿洲國ハ締約國ノ一方ノ領土及治安ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ締約國ノ他方ノ安寧及存立ニ對スル脅威タルノ事實ヲ確認シ兩國共同シテ國家ノ防衛ニ當ルベキコトヲ約ス之ガ爲所要ノ日本國軍ハ滿洲國內ニ駐屯スルモノトス

本議定書ハ署名ノ日ヨリ効力ヲ生ズベシ

本議定書ハ日本文及漢文ヲ以テ各二通ヲ作成ス日本文本文ト漢文本文トノ間ニ解釋ヲ異ニスルトキハ日本文本文ニ據ルモノトス

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名調印セリ

昭和七年九月十五日即チ大同元年九月十五日新京ニ於テ之ヲ作成ス

日本帝國特命全權大使 武藤信義 印

滿洲國國務總理 鄭孝胥 印

この議定書調印式は九月十五日午前九時、新京執政府に於て日本全權大使武藤信義大將と滿洲國々務總理鄭孝胥氏との間に嚴肅に行はれ、右了はるや溥儀執政の公室に參入して裁可を得、政府公報を以て公表した。因みに調印式の出席者は鄭國務總理、謝外交總長、駒井長官、大橋外交部次長鄭垂總理秘書官（以上滿洲國側）

武藤全權、小磯參謀長、川越參事官、米澤、松出兩書記官（以上日本國側）

洵に嚴肅なる歴史的風景であつたと聞く。

日本政府は中外に左の如く宣明した。

「滿蒙は曾て帝國が國運を賭してその危急を救ひたるの地なり、以來二十有七年我が官民一致して同地方の開發に參與し苦心經營の結果今日の繁榮を致し、今や同地方は國防上國民的生存上帝國と不可分の關係に立つに至れり。然も近年過激思想に累せられたる支那の排外的革命外交の爲滿蒙におけるわが重大權益は日に月に蠶食せられたるが遂に九月十八日事件の勃發を見、我自衛權の發

動となれり。然るに右滿洲事變の發生に伴ひ舊東北政權の覆滅を見るや、その機に乗じ奉天、吉林、黑龍江、熱河の四省、東省特別區及び蒙古各旗盟等の官紳士民集り協議の結果本年三月一日建國宣言を發して即日中華民國との關係を離脱し、滿洲新國家を創立することを宣すると共に新國家の建設綱領を昭布し内に舊來の暗黒政治を排除して王道政治を實行し、又外に對しては信義を重し和親を求めその他既存の義務を尊重し、門戶開放機會均等主義を嚴守すべきこと等内外に對する極めて公正妥當なる政綱を明かにせり。次で同國政府は同月十日帝國その他十六ヶ國政府に通牒を發して右建設綱領の趣旨を反復すると共に同國との正式外交關係の設定を要請する所ありたり。

以來帝國政府は半歳にわたり多大の關心と細密の注意とを以て滿洲國における事態の發展に留意し來れる所、同國の前記内外に對する政策の實行に關する誠意と熱心とは正に信を置くに足るものあり、就中治外法權の撤廢及び一般外國人に對する内地開放問題その他條約の改訂については特に委員會を設け諸般の準備を整ふると共に一方的處置をもつてこれを廢棄する等のことなく飽迄關係國との合意によりこれが改訂を實現せんとする態度の顯著なるものあり、財政その他諸般の施政に付ても改善の跡既に見るべきものあり、今や滿洲國は着々として獨立の實を擧げ、その前途に對し多大の希望を囑せしむ。

帝國政府は敍上滿洲國の内外に對する態度に顧み、又滿蒙の地が我國防の定危、國民的生存の繫る所なるに鑑み、この際速に滿洲國を承認して同地方の安定を促進し帝國の康寧と東洋の平和とを永遠に確保するの基礎を強固ならしめんことを期し、本月十五日武藤特命全權大使をして滿洲國政府當局との間に議定書を締結せしめ、以て同國に對し正式の承認を與へたり。右承認の實行が帝國の加盟せるいづれの條約にも抵觸することなきは本年八月二十五日帝國議會における外務大臣の演説にこれを明かにせり。

本議定書は滿洲國がその住民の自由意思に基き成立せる獨立國家たることを確認すると共に、同國において帝國及び帝國臣民が從來條約その他の約定により有する一切の權益を確認尊重すべきことを定め、滿蒙における我が各種權益に關する從來の紛糾を一掃する外、滿蒙に對する一切の脅威が同時に帝國の康寧に關するに顧み、日滿兩國共同して國家の防衛に當るべく、これがため所要の帝國軍を滿洲國內に駐屯せしむるものなることを規定し、以て兩國間の善隣關係を永遠に強固にし東洋の平和を確保せんとするものなり。

帝國において滿蒙に對し何等の領土的意圖を有せざるは帝國政府の累次宣明し來りし所なるが、今次議定書前文中においても日滿兩國は相互にその領土權を尊重すべきことを掲げたり。將又滿洲

國政府はその三月十日付對外通牒において外國人の經濟活動に關し門戶開放主義を尊重すべきことを明かにし居れるが、元來帝國の滿蒙に對し要望する所は同地方における我が正當の權益を確保すると共に一切の排外施設を廢除し内外人均しくその生を安んずるに在るを以て、帝國政府が滿蒙において各國人何れも均等の機會の下に經濟活動に従事し、同地方の開發と繁榮とに寄與せんことを希望するは固より言をまたず、おもふに滿洲國上下のその内外に對する政策實行に關する誠實眞摯の態度は、逐次全世界の認識を深め信頼を博するに至るべく、列國又早きに及んで同國との國交關係に入るべきを疑はず。

こゝに帝國政府は滿洲國を承認するに當り同國の前途を祝福すると共に、帝國官民一致協力してよく善隣の誼を完うし日滿共存共榮の實を擧ぐるにおいて遺憾なからんことを望む。

第六章 溥儀執政の敎書

「我が新國家創建せられて茲に數月、日本帝國は卒先是が承認を爲し、我が國民の意志たる獨立國家自由成立を確認せるは世界國家團體間に於ける一新紀元を開きたるものにして、是れ我が國人の正に慶幸とすべき所なり。我が滿洲は山川形勝にして物産豊饒、屹然として亞洲の東北大部に據

る。今我三千萬民衆は體質智力を以て奮發經營するに於ては、洵に是れ創始の際經濟萬端而して憂息の紛紜機牙の環伏正に困心衝慮し邁進の精神に本づき以て我王道の趣易を發揮すべし。

序くは日本帝國親善の期望に背かざらん事を。願はくは我國人咸共に是を勉めよ。」

以上に依り滿洲國の建設は儼然昭明となり、其の行政機關は熱心眞劍に活動し、引つゞき日本の援助を享けつゝ匪賊を平定し、交通、産業、金融の諸施設を進展するに熱心努力中に屬する現状である。

この間、滿洲事變に副生して、勃起したる上海事件（昭和七年一月二十八日發端）も日本陸海軍の忠勇なる活動に依り終局を告ぐるあり、リットン卿以下國際聯盟調査團の派遣、之が報告に本づくジュネーブに於ける聯盟會議の葛藤、乃至國際上の諸問題の續々發生するありて、建國の前途素より多事多難を豫想せらるゝも、其丈多く日滿兩國民の提携結合は鞏固を加ふるものあり、更に進んで「亞細亞聯盟」等の理想の高唱を聞くに至り、この現實なる事實と熾烈なる正義とは必ずやこの建國の大業を大成するに至らしむるものとの所信を強めつゝあることは正に看取し得べき現前の事象である。しかし世界を相手にして、この大業を達成せんとする、正に曠古の鴻業雄圖であり、日滿兩國共に「非常時」である事は疑ふべからざる事實である。兩國民の一段の和協親善、協同一

致の大奮闘、大活動を緊要とする秋である。

二六

第七章 滿洲國經濟建設に關する聲明書

滿洲國政府發表

序 說

我が滿洲國は舊東北軍閥秕政の跡を受け、昨年三月高遠なる理想の下に建國し、爾來滿一年内外眞に多事多難なりしと雖も、内は極力往日の暗黒政治を週清し諸般の法律制度を改善し政治機構の基礎を固め幣制並に財政の確立を計ると共に、一方匪禍の肅清治安の維持に努め、外は獨立國家として善隣との友好關係を深厚にし國際的地位の向上に努力し來れり。

抑々建國の本義は一に順天安民にして之が具體化は、三千萬民衆の樂土實現にあり。

今や建國一週年紀念日に際し茲に經濟建設の方針を確實なる步調を以て此の理想實現の歴史的大事業に第一步を踏出さんとす素より爲政者の事たる多言を取らず只實行にありと雖も、經濟建設の大業は確固たる方針周到なる計劃、共同一致の努力を以てするも猶ほ至難の事に屬す。されば茲に敢て其根本方針並建設計劃の綱要を示し官民協力實行邁進の規準と爲す。

而して本綱要は永年に亘る大計なるを以て近き將來に關しては別に計劃を策定し之を公表するところあるべし。

經濟建設の根本方針

我國經濟の建設に當りては無統判なる資本主義經濟の弊害に鑑み之に所要の國家的統制を加へ資本の効果を活用し以て國民經濟全體の健全且つ濼濼たる發展を圖らんとす。斯くして國民大衆の經濟生活を豊富安固ならしめ、其の國民的生活を向上し我國力を充實し併せて世界經濟の發展に貢獻し、文化の向上を計り以て建國の大理想たる模範國家を實現するは經濟建設究極の目標なり。

右大目標に到達する爲め次の四大根本方針の下に經濟建設に邁進するを要す。曰く國民全體の利益を基調とし、利源開拓、實業振興の利益が一部階級に壟斷さるゝの弊を除き萬民共樂ならしむるを以て方針第一とす。曰く國內賦存の凡有資源を有効に開發し、經濟各部門の綜合的發達を計る爲め、重要經濟部門には國家的統制を加へ合理化方策を講ずるを以て方針の第二とす。曰く利源の開拓、實業の奨励に當りては門戸開放、機會均等の精神に則り廣く世界に資本を求め特に先進諸國の技術經驗、其他凡有文明の粹を蒐めて之を適切有効に利用するを以て方針第三とす。曰く東亞經濟の融合合理化を目的とし、先づ善隣日本國との相互依存の經濟關係に鑑み同國との協調に重心を置

二七

き相互扶助の關係を益々緊密ならしむ之を以て方針第四とす。叙上の四方針は經濟建設の根本方針たるを以て凡有場合に徹底遵奉し其の完成を期するものとす。

經濟統制の方策

前述根本方針の主旨に基き政府は現下の情勢上實現可能にして最善なる手段として下記の範圍に於て國民經濟の統制を行ふ。

一、國防的若しくは公共、公益的性質を有する重要事業は公營又は特殊會社をして經營せしむるを原則とす。

二、右以外の産業及資源等各般の經濟事項は民間の自由經營に委す、只特に國民の福利を重んじ其の生計を維持する爲に生産、消費の兩方面に亘り必要なる調節を行ふ。

交通の充實

我國經濟の根幹たる農業其他一般資源の開発、治安の維持、商業の隆盛、對外經濟連繫上、交通の整備は經濟建設の基礎工作として最も緊要なるを以てその有機的擴充を企圖す。

一、鐵道(イ) 鐵道建設は經濟開發を主眼とし併せて國防の安定及治安の維持を期するを以て方針とす。

(ロ) 將來鐵道の總延長は二萬五千軒を目途とし今後十ヶ年間に先づ四千軒の新線を敷設し既設のものとの合し總延長一萬軒に達せしむ。

(ハ) 主要鐵道は國有とし統一經營す。

二、港灣(イ) 我國經濟發達を促進し生産地方と海港とを最も經濟的に連絡する爲我國港灣の外、隣國の港灣を有効利用す。

(ロ) 營口、安東の兩港に所要の改修を加ふ。

(ハ) 葫蘆島の築港工事は將來經濟上の要求切實を加ふる時に完成す。

(ニ) 海運は差當り近海航路の充實を圖り外洋航路に付てもなるべく速かに其發展を期す。

三、河川 河川の重要性に鑑み黒龍江、松花江、鴨綠江及遼河に於ける河運の便を増進す。

四、道路(イ) 國民の一般交通の便を加へ治安を維持する爲主要都市相互間及主要都市と縣城間を聯絡する爲め路線其他未開地方の開発及國防等の必要に屬する路線等總計約六萬軒を十ヶ年間に之を新設又は改修す。

(ロ) 今後之等路線上には全國に亘り自動車交通を發達せしむ。

五、通信(イ) 國內に於ては通信の統一聯絡を主眼とし併せて海外聯絡通信の充實を期す。

- (ロ) 有線無線の電氣通信を統一經營し經濟幹線及之に附隨する支線の改良擴張と主要都市電話施設の改善擴張、放送施設の擴充を行ふ。
- 六、空運 日進月歩の趨勢に鑑み空運の發達を助長し、優秀なる機材と技術とを有する滿洲航空會社に之を經營せしめ差し當り今後三ヶ年間に航空路約三五〇〇料を開拓し、更に將來歐亞及東洋各地間空航路の開拓に努む。
- 七、都市計劃(イ) 國都新京は廣茫二百平方料、收容人口五十萬を目標とし模範的都市を建設す。
- (ロ) 奉天、哈爾濱、吉林、齊々哈爾等の都市に對しては適當の時期に近代的都市計劃の實現を期す。

産業諸政策

- 一、農産業 (1) 我國民經濟は農を以て其根幹とす、而して農産増殖の目標は外國に依存する農産物の自給を圖ると共に一般農産物の輸出に努め以て農民大衆の福利を増進し其生活を向上せしめんとす。
- (2) 農産の改良増殖
- (イ) 我農業經營の基幹を爲す大豆、高粱、粟、玉蜀黍に付ては之が栽培に指導獎勵を加へ品

種の改良と其の増殖を圖る。

- (ロ) 棉は栽培面積三十萬町、繰綿年産額一億五千萬斤に達せしむ。
- (ハ) 小麥は栽培面積二百三十萬町歩、年産額二千萬石に達せしむ。
- (ニ) 煙草、麻類、落花生、胡麻、蓖麻、忽布、甜菜、果樹、蔬菜等の栽培並柞蠶の飼育を獎勵して農業經營の改善並農家經濟の福利を圖る。

二、畜産業 (1) 我國の畜産は其の量豊富なるに拘らず體質劣等なるもの多く資源としての價值低き憾あり仍て其の資源の開發は家畜頭數の増加と共に品種の改良を行ふを以て主眼とす。

- (2) 家畜の改良増殖
- (イ) 馬は「アラブ」「アングロアラブ」等に依り在來種の改良を行ひ少くとも改良馬二百萬頭を保持せむとす。
- (ロ) 綿羊は主として「メリノ」に依り在來種の改良を行ひ少くとも四百萬頭の在來種を改良種によりて置換す。
- (ハ) 牛は在來種の撰擇淘汰を行ひ優良型の増殖に努め少くとも二百七十萬頭の整備を圖る。
- (ニ) 豚は國內に於ける肉類需給を目標として「バークシャ」に依り其の改良増殖を行ふものとす。

す。

- (3) 家畜衛生制度を確立し畜産業の安定を圖り畜産資源の涵養に資す。
 - (4) 牧野の改良を行ひ家畜頭数の増加を促進す。
- 三、林業(1) 林業は森林の濫伐を抑制し之が保護増殖に努め合理的經營に依つて林力の保續を圖るを主眼とす。

(2) 新たなる林場權の發布は暫く之を中止し今後五ヶ年を期して林場權の整理を行ふと共に主要森林の基礎調査を行ひ國有林を規整し之が合理的經營の基礎を確立せんとす、國有林の經營は國營を原則として必要に應じ其の他の形に於て之を行ひ、公有林、私有林は政府監督の下に夫々合理的經營を爲さしめ又一面造林を奨勵し林業の發達を圖るものとす。

四、水産業(1) 漁業 孵化養殖り依に資源の涵養に努め濫獲を戒めて其の恒久的利用を圖らむとす
(2) 製鹽業 鹽田は整備擴張を行ひ鹽業の發達を期す。

五、農業經營 在來の有畜農業經營を基礎とし各種新作物を栽培せしむると共に副業經營並機械農法を加味して其の改善を圖る。

六、農業施設(1) 農村の振興を圖り農家の經濟力を充實せしむるを目的とし盛んに農村組合度を制

興し以て生産消費の改善を圖り融資を圓滑ならしめて斯業の發達を促すの外、農村諸制度の改善確立を圖る。

(2) 農業の指導奨勵を行ふ爲漸次各種の試験機關、家畜改良機關、獸醫研究機關、試作地苗圃模範造林地等の機關を設置す。

(3) 大同元年度より概ね五ヶ年間に氣象施設を完備す。

(4) 治水、灌漑事業等に付、基礎的調査を行ふ。

七、土地(1) 速かに土地の調査に着手し土地制度を確立し土地兼併の弊を防止す。

(2) 未耕地は農地開拓の特殊機關を設置し農業移民をして十五ヶ年間に於て概ね五百萬町歩の開發を行はしむ。

鑛工業の振興

一、方針 鑛業資源を開發し基礎工業及國防工業の確立を圖り國民經濟を豊富ならしめ國富を増大せしむるを以て方針とす。

二、鑛業(イ) 石炭は諸炭鑛を統一し合理的生産と供給とを行ひ以て低廉豊富なる燃料を提供すると共に輸出の増進を圖る。

(ロ) 國防鑛産資源は原則として特種會社をして其の鑛業權を確保せしめ以て無統制濫掘を警むると共に其の開發に便す。

(ハ) 砂金及金鑛は國有のものと然らざるものとに區分され國有以外のは之を一般に開放す。

三、工業(イ) 左記工業は國內需要に伴ひ所要の統制の下に逐次發達せしむ。金屬工業、機械工業、油脂工業、パルプ工業、曹達工業、酒精工業、榨蠶工業、紡績工業、製粉工業、セメント工業、釀製工業。

(ロ) 前記以外のものは差當り自然の發達に委するも將來必要に應じ所要の統制を加ふることあるべし。

(ハ) 電氣事業は統一經營を行ひ豊富低廉なる電力を供給す。

四、施設(イ) 工業の健全なる發達を促進し施設集中の利益を圖るため左記の地方に工業地域を設定す。

奉天、安東、ハルビン、吉林附近。

(ロ) 工業品の規格を統一す。

金融の整備

舊軍閥の稅政中其害毒大なりしは紙幣の濫發、片紙の流行なりしに鑑み政府は建國當初の既定方針に基き國幣の流通と其價値の維持に努め以て金融の基礎を鞏固ならしむると共に一般的に信用制度を改善し流通經濟の暢達を圖る。

(1) 滿洲中央銀行は速かに府業を整理し通貨の調節安定を計り専ら金融の統制に任ず。

(2) 産業組合、金融組合等各種庶民金融機關並一般金融機關の整備を計り之に對し適當なる助成並に取締の方法を講ず。

(3) 農工業の發達に資する爲め特殊金融機關を設立し割増金代債券の發行を特許する等の方法により長期低利資金の供給を行はんとす。

(4) 彩票の發行は政府自ら之を行ふの外之を許可せず。割増金付債券の發行は前號に掲げたるもの、外之を許可せず。

(5) 一般國民に對し貯蓄心を涵養せしむる爲め郵便貯金制度を改善し其發達を計る。

商業の助長

一、一般商業に對しては努めて之を助長獎勵し、取引の圓滑を期し國內産業の販路を廣く世界に求

め、以て商賈の繁榮を計らんとす。之が爲め我商民の特徴は益々之を助長せしめ舊慣の改むべきは之を矯正し以て取引の合理化を期す。又生活の必需品其他國民生活に重要な關係を有する商品につきては適切なる供給と價格の調節をなす。

- 二、新に特許法、商標法等を發布し工業所有權の保護を計り、寄託、保險等に關する法制を定め度量衡の制度を統一し其他取引所の制度を改善する等商取引に關する文明的施設をなさむとす。
- 三、關稅政策は貿易の振興を旨とし國際取引の増進を期す。

私經濟の改善

政府は單に民に禍する舊東北軍閥の稅政を排するに止らず積極的に各種の政策及施設を實行し、濟世救民以て惠澤を一般民衆に及ぼし其私經濟を改善し民力培養に努む、されど徒らに遊民徒食の輩の存在を許さず、自治、隣保扶助の美風を作興普及す。之が爲め左の如き方策を講ず。

- 一、凡有方法を講じ國民大衆の生命及財産の安固を期す。
- 二、官民協力し適當の施設を行ひ恒に飢饉其他天災に備へ野に餓孚なからしむるを期す。
- 三、稅制を整理し負擔の均衡及輕減を圖り民力の伸張を期す。
- 四、國民大衆に對し生活必需品の低廉なる供給を圖る。

- 五、各種産業組合及金融組合の健全なる發達を圖り相互扶助の實を擧ぐるに勞む。
- 六、一般失業者に對して生業を與ふるの道を講ず。

結論

以上開示せる經濟各部門に關する建設方針の要綱は、尙未だ其規模小なりと雖も、漸次財政經濟の實力に應じ其計劃を擴大せんとするものにして然も本計劃を以て進むも現在我國總生産額三十億圓は十年を出すして増加するを疑はず、況んや尙將來に於ける國力の増大は期して待つべきものあらん然りと雖も前記初期方針の實行に於ても巨額の資本と優秀なる技術と及國民一致の協力を必要とす。其經濟建設資金は廣く之を世界に求むると共に國內に於ては主として中小資本の吸収に努め國民全般の福利増進を主眼とし技術的指導亦之を中外に求むべし。要は國家と國民永遠の繁榮を基調として世界に比類なき新經濟組織を完成し我王道建國の大使命を全うせんとするに在り茲に三千萬民衆に本建設綱要を示して切に其の確固たる決心と協力とを冀望する所以なり。

之と併行して又我關東軍司令部の意見を代表して小磯參謀長より左の意見書を發表せられた。我々國民は併せて之を参照し且つ寄與貢獻に努めねばならぬ。

第三編 躍進の滿洲帝國

三八

第一章 建國と建國の大精神

顧みれば、一九三二年三月一日積年軍閥盤踞し稅政萃聚せる地を王道樂土に變へるため奮然立つて滿洲國を建設して、順天安民の主旨によつて執政が帝位に即かれて、國基日に鞏固を加へ百業興隆國運益々隆盛、王道樂土は着々實現されてゐる。これ偏に天の加護と人民の精進と盟邦の骨肉的協力によるものである。東洋人類にとつて永劫に記憶さるべき日である。舊軍閥の排外専恣は友邦日本の自衛權の發動を餘儀なくせしめ舊軍閥は一朝にして滿洲の天地より掃蕩され暗闇の世界は忽然として光明の滿洲に變つた。

國際聯盟はこの民衆の熾烈な要望によつて生れた國家に對し其の存在を否認するが如き態度を見せ特にリットン調査團の報告書を採擇し滿洲不承認を決議した。然し現實は雄辯である。いかなる強辯もこの事實を歪曲することは出来ない。滿洲國の現實は既に認識不足の理論を完全に克服してゐるからである。

九・一八の滿洲事變は滿洲に轉回的一大變革を與へた。三千萬民衆の新國家建設の要望は全滿に

遍滿し、自治指導部が于沖漢を部長として一九三一年十一月十日奉天に設立され新生國家の建國精神は茲に胚胎せられた。

自治指導部の第一號佈告に「自治指導部の眞精神は天日の下に過去一切の苛政誤解、迷想、紛糾等を掃蕩し竭して極樂土の建設を志すに在り」と先づ其の方向を示し、更に

「住民の何國人たるを問はず胸奥の大慈悲心を喚發せしめて信義を重じ共敬相愛以て劃時代的天滿を完成すべく……謂ふ所の亞細亞の不安は聽て東亞の光となり全世界を光被し、全人類間に眞誠の大調和を齎らすべき瑞兆なり、此處大乘相應の地に史上未だ見ざる理想境を創建すべく全努力を傾くるは即ち與亞の大濤となりて人種的偏見を是正し中外に悖らざる世界正義の確立を目指す」

と其の大理想を示し、新國家の施政の方針を次の如く明示した。

「暴政の殘黨者流を排除し惡稅を廢止し惡習を打破し產滿交通の暢達を劃し宗教、教育を振興する等一々公明正大裡に運營せざるべからず」と

此の力強きアツピールは民衆に強く反應し各地に自然發生的に簇生した獨立運動を合流歸一せしめ遂に滿洲國の獨立を見るに至つたのである。

第二章 日滿關係

四〇

滿洲と日本が力強く相結んだのは日露戦役後である、爾來三十年日本は滿洲開發のために凡有努力を傾け滿洲の治安維持、經濟建設、文化向上に盡して來た。然るに舊軍閥はこの特殊關係を顧慮することなく、排日侮日の行爲を繰り返し、其の結果九・一八事件を惹起し、爲に軍閥の牙城は一朝にして土崩瓦解するに至つた。

滿洲在住三千萬民が中華民國の羈絆より離脱し獨立國を建設する運動が全國に澎湃として起つた時日本はこの萌芽を培育養成のために陰に陽にその援助を惜まなかつた。獨立後國際聯盟は滿洲國の存在を否認するリットン報告書を採擇した際、日本は遂に大義に仗り國際聯盟を脱退したのである。

日本天皇陛下が脱退の砌り下したまへる詔書に

「今次滿洲國の新興に當り帝國は其の獨立を尊重し健全なる發達を促すを以て東亞の禍根を除き世界の平和を保つる基なりと爲す」

とあり、又一九三三年八月の閣議に於いて「滿洲國は日本と不可分の關係に於ける獨立國として其

の發達を助成せしめ」と決定し同年九月十五日敢然列國に卒先して我滿洲國を承認すると共に日滿議定書の調印を了し日滿兩國の特殊關係を法的に設定した。

日滿議定書に

「日本國は滿洲國が其の住民の意志に基き自由に成立し獨立の國家を成すに至りたる事實を確認したるに因り滿洲國は中華民國の有する國際約定は滿洲國に適用し得べき限り之を尊重すべきことを宣言せるに因り

日本政府及滿洲國は日滿兩國間の善隣の關係を永遠に鞏固にし互に其領土權を確保せんが爲」と明示してゐる通り日滿兩國は永遠に善隣の關係を鞏固にし、東洋の平和確保を誓約してゐる。日滿議定書の趣旨に基き日滿兩國の防衛は共同にて負擔す定こととし、日本軍隊は滿洲國內いたる處に駐屯し滿洲國は共同國防費の一部を負擔し本年度は九百萬圓を計上してゐるなど、日滿關係の緊密不可分性は益々深められてゐる。

斯くの如く滿洲國は日本と不可分の關係を持つ獨立國であるが現在の國家間に見るやうな又は過去に於ける日支間の如き對立的競争的な國家でなく共存親善の間柄なる國家である、否共存親善よりも、もつと突き進んだ骨肉的の關係でお互に生命線を爲してゐる。日滿依存關係は政治的、經濟

的に不可分であるが、單に之れのみとの關係でなく更に道義的精神的なものがある。
皇帝登極の勅語に、

「守國の遠圖、經邦の長策に當に日本帝國と協力同心永固を期すべし」と宣はせられ、更に本年一月皇帝が旅順に

行幸の砌り旅順市民に下したまへる勅語に

「日滿の關係は僅かに國際利害を以て合作するのみに非ず當に東洋固有の道德觀念に基き人類の祉福を謀るを以て最要となすべければなり。而して更らに兩國人民間に於て心を一にし徳を一にすべきことは最も重要となす」

とあるは對日國策の根幹を闡明せる不磨の鐵則である。

第三章 治安 確保

滿洲は由來匪賊の淵藪の地と稱せられ、舊軍閥時代に於いてその數は二十四五萬に上るといはれたが、九・一八事件後の秩序混亂に乗じ敗殘兵が相率ゐて匪賊の群に投じたためその數一時三十萬を越すに至つた。リットン調査團の報告書にも「匪賊は支那に於いては嘗て絶へたることなく政權

は未だ嘗て之を掃滅することを得ざりき」と述べてあるほど匪賊の存在は執拗にして厄介なるものであつた。然るに滿洲國は五道政治實行の先行條件として治安第一主義を執り、先づ治安の肅清を計りこれら匪賊の殲滅を期し治安工作を開始した。

かくして建國當初三十餘萬と稱せられた匪賊も大同二年三月には十萬弱に減じ、熱河の肅清を斷行し國內攪亂の根據を斷ち爾來引つづき日本軍の分散配置とともに治安工作を完成する目的を以て大同二年五月中央及地方に治安維持會を設け日滿軍警協力して討匪を敢行し潜在匪賊を壊滅せしむることに努力し漸次國內の治安を確保し、最も多く殘存した吉林省の匪賊に對し大同二年秋以來數次に亘る大討伐を敢行し大同二年末には全國匪賊の數は僅四萬餘に減じた。

康徳元年八月以來治安の痛である、吉林省山岳地帯の徹底的治安肅清を計畫し討伐と併行して特別治安工作を実施し、その第一期工作を終り引續き工作中で治安は全く面目を一新するに至つた。

匪賊と相離るべからざる關係を持つ民關散在武器の回収に就いては建國以來多大の犠牲を忍んで斷行し、ほどその目的を達した。又職業自衛團の整理及歸順匪の消化等の工作の結果見るべきものがある。

第四章 國軍の整備

四四

軍隊は元來軍閥の私兵であり人民の怨嗟の的となる底のもので「好人不當兵」といはれた極めて素質の劣悪なものであつたが、建軍以來銳意その改善向上に努め、更に帝政實施とともに皇帝を首長とする指導精神を確立し名實備つた國軍となり日本軍と共同防衛の責務を全すべく精進してゐる。その努力空しからず國軍の精銳化は見るべきものあり、數次の討伐にあたつて赫々たる武勳を彰し、特に昨秋の吉林省の地區の討伐等活躍はめざましいものであつた。

建國以來の重要業績を擧ぐれば

- 一、經理、人事、兵器等を中央にて掌握統一
- 二、幹部教育機關を設置し國軍の根幹の養成
- 三、蒙古人よりなる警備軍の編成
- 四、江防艦隊の編成充實
- 五、軍内教化の徹底、待遇及裝備の改善
- 六、馬政、測量制の新設康

德元年三月五日皇帝より優渥なる勅語を賜ひ、且つ軍旗を親授され同年五月十日新京に於て大典紀念觀兵式を舉行、同じく十月新京郊外にて滿洲最初の特別大演習を行はせられ國軍の精華を發揚した。

第五章 内治の改善

(一) 中央集權の確立 中央の統制と地方自治とを確立する爲行政系統の不分明な地方諸官廳諸施設の歸屬を明瞭ならしめ、地方各種行政制度を統一し法令の徹底を圖り以て中央集權の確立を期した。

(二) 地方制度の確立 封建軍閥割據の殘滓である地方制度の根本的改革をなす爲民政部内に調査會を設け慎重審議の結果康德元年十二月一日を期し改革を斷行し、從來の奉天、吉林、黑龍江、熱河の四省を奉天、吉林、熱河、錦州、安東、龍江、濱江、三江、黑河間島の十省とした。

(三) 蒙政部の獨立 蒙古民族の特殊性に鑑み興安總署を設け統治施設にあたつてゐたが、興安總署と各部との權限關係に於ても明確を缺き又行政上責任歸屬の點に於ても行政の實體に適合せぬ機構だつたのでこれを改正して、組織法上の部とし、行政の責任と主管權限とを明確にすると共に

國內全蒙旗の行政を統一して舊來の隸屬的觀念を排除し、新國家の結成分子たる自覺を深め民族協和の傘下に於いて新國家の施設に協力邁進せしめるの改正の趣旨である。

それで從來の四分省を四省とし興安四省以外の地域にも旗制を施行した。即ち

吉林省 郭爾羅斯前旗

龍江省 杜爾伯特旗、依克明安

旗濱江 省郭爾羅斯後旗

の四旗である。

(四) 警察の淨化、整備 警察の淨化整備の第一着手として先づ制度を確立するために中央集權主義により、全國的に國家統制を加へ、全般的に警察機構の改革統制を行つた。

中央機關として民政部に警務司を置き、新京に首都警察廳、哈爾濱警察廳を置き又特殊警察隊(國境海邊游動)を設け、その他省公署警務廳、省直轄の警察廳等の機關を整備し、縣には日系警務指導官を配置してゐる。

警察官の素質を向上せしむる爲に新京に幹部養成の中央警察學校、省には警察官養成所を設置し王道國家にふさはしい警察官の養成に當つてゐる。かくして建國三年にして警察官の素質は著しく

向上し漸次民衆の信頼を繋ぐに至つた。

(五) 社會事業 滿洲に於ける社會事業は殆ど見るべきものがなかつたが、建國後社會事業の爲に大同元年三月執政より御内帑金二十萬圓の御下賜あり、康徳元年三月一日登極御大典の佳節に當り特に社會事業振興の思召を以て御内帑金一百萬圓御下附あり、恩賜財團善濟會を組織し、醫藥治療費、義倉制度、方面委員制度助成金及阿片吸飲禁止運動等に活動する方針で着々準備中である。

建國後天災人禍に關して救濟の手を伸ばし民衆の感謝を受けてゐる。即ち

大同元年舊黑龍江省民食救濟 五〇萬元支出

同七月北滿大水災 五〇萬元支出

大同二年八月洮遼地區水災 約五萬元支出

大同三年二月安東水災

康徳元年 水災及匪禍(舊奉、吉、黑熱四省及哈市) 六〇萬元支出

等である。

社會事業聯絡統制の機關として大同三年二月民政部内に滿洲國中央社會事業聯合會を組織し、先きに組織した奉、吉、黑三省及新京、哈爾濱の兩特別市の官民合同社會事業聯合會の聯絡統制にあ

たつてゐる。

四八

(六) 衛生施設 從來衛生に對する施衛極めて貧弱であつたため建國以來すみやかに衛生施設を爲す計畫で先づ衛生行政機關を統一し醫政機關及び醫療機關の統制を圖つてゐる。

衛生施設として先づ公醫制度を採用し全國各縣に各一名の公醫を置き、一般診療の外公衆衛生に關する指導調査にあたり、又診療室を附屬する宿舍を給し諸機械器具を貸與する外、施療券を發行し貧民には出来るだけ診療することになつてゐる。公醫制度は五ヶ年計畫で現在既に五十縣に配置を了してゐる。

國立の醫院の設置しあるものは哈爾濱、吉林、承徳の三ヶ所で、奉天、哈爾濱、齊々哈爾にはそれ／＼市立の醫院がある。

阿片專賣制度實施に伴ひ、衛生方面の取締を嚴にし且つ之が救療施設として戒煙所を新京、哈爾濱、齊々哈爾承徳に設置した。

第六章 外交の躍進

滿洲建國を宣言し新國家を創建するや直に對外方針を左の如く闡明し新國家として列國の承認を

求むる爲、大同元年三月十二日謝外交部總長の名を以て十七ヶ國の外務大臣に通告を發した。

- 一、信義を尊重し事の大小を論せず總て和睦親善の主義に基き之を處理し以て國際平和の維持増進を圖る。
- 二、國際間の信義を尊重し國際法規及慣例を遵守す。
- 三、中華民國の各國に對して有する條約上の義務中國際法國際慣例に照し新國家に於て當然繼承すべきものは直に之を繼承し誠意を以て之を履行す。
- 四、外國人の滿洲國領土内に有する既得權利を侵害することなきは勿論其生命財産に對し當然之を保護す。
- 五、外國人の滿洲國に來住せんとするものは均しく之を歓迎し各民族に對し平等公平なる待遇を與ふ。
- 六、各國との通商貿易は努めて之を容易ならしめ以て世界經濟の發展に貢献す。
- 七、門戶開放主義を遵守し外人の滿洲國に於ける經濟活動に對して便宜を與ふ。

滿洲事變勃發後即ち一九三一年十二月十日佛國巴里に開かれた國際聯盟はその總會の決議に基き

リットン調査團を派遣し、その報告書に基き大同二年二月廿四日我國不承認を含む報告書を四十二對一にて採擇するに至つたが、我國は既定の方針に基き列國に對し、親善關係を樹立し、通商貿易上圓滿なる關係を設定することに努力して來た。

建國以來重なる外交關係を擧ぐれば次の如くである。

- 1 國隊聯盟調査團の來滿 大同元年四月廿日滿洲國領に入り廿一日奉天着五月二日奉天發新京着三日謝外交部總長、四日鄭國務總理と會見五日執政に面謁五月廿四日奉天出發滿洲國領土を離る。
- 2 日本の我國承認、日滿議定書調印 建國以來絶大の援助を與へた友邦日本は我國の獨立を尊重し、その健全なる發達を促すは東洋永遠の平和を維持し世界平和に貢獻する所以なりとして大同元年九月十五日友邦輿論の絶對的支援により敢然列國に率先我國を承認新京に於て武藤全權と鄭國務總理との間に日滿議定書の調印が行はれた。
- 3 謝外交部總長渡日 承認答禮のため執政の命を奉じ謝外交部總長は執政の國書を携帶、大同元年十月十二日新京發訪日の途につき十八日東京着、十九日國書捧呈十一月一日に歸滿した
- 4 對蘇關係 蘇聯は我國獨立宣言後直に東支鐵道の支那側職員の我政府による任命を認め、

更にその社旗に滿洲國國旗を織込むことに同意し更に大同元年八月に至りブラゴエチエンスク及チタに領事館を設置することに同意したので該地に領事館を設置した。
 康德元年夏以來黑河にて兩國航政局間に交渉中であつた黑龍江水路改善に關する會商は同九月四日調印した。

- 5 積欠支拂 舊東北政權の殘留せる積欠、現金二百八十一萬圓公債五百十五萬圓を交付之が處理を終つた。
- 6 外國旅券査證を開始大同二年六月以降國境主要都市に入國外人旅券査證其他の涉外事務を取扱ふため辨事處を設けた。
- 7 國外機關の設置 駐日公使館を東京に設け且つ駐日公使館商務參事館大阪辦公處を康德元年十二月一日大阪に設置し、同時に門司に名譽領事館を設け日滿兩國通商貿易の振興並に兩國民來往に便せしめてゐる。又康德元年十一月十日に朝鮮新義州に領事館を設置した。ソ聯には前記の各地にそれ／＼領事館を設置したが、その他浦鹽及ハバロフスク兩地に總領事館設置の計畫がある。海外貿易振興の目的で貿易上密接な關係を有する海外主要各地に貿易通信員を設け或は設置準備中である。

- 8 帝政實施對外聲明 康徳元年三月一日帝政實施に關し對外聲明書を通告した、此通告に對しサルバアドル、土耳其、リベリア、リトアニア、ドミニカ、ネパール、ポリビヤの諸國及ローマ法王より鄭重な答電があつた。
- 9 サルバアドルの承認 帝制實施の通告によりサルバアドルは承認を決意し三月三日承認の決議を爲し五月十九日我外交部に正式通告があつた。
- 10 修聘特使訪日 即位大典直後三月廿日鄭國務總理大臣及熙財政部大臣を修聘特使とし友邦日本に派遣感謝の微衷を表した。
- 11 秩父宮殿下御來滿 康徳元年六月日本天皇陛下は皇弟秩父宮殿下を御名代として我國に御派遣の上皇帝陛下に對し御親書及最高の勳章を捧呈遊ばされ兩國最高の儀禮の御交換が行はれ日滿の關係は益々親教を加ふるに至つた。
- 12 北鐵買収交渉意見一致 北鐵のソ聯權益の存在は滿蘇國交上の禍根となつたのでソ聯側の提議に基き大同二年六月より東京にて買収に關する交渉を開始し、種々曲折を経て康徳二年一月廿二日兩者の完全なる意見、一致を見、三月十一日東京にて假調印を了し三月廿三日正式調印を行ひ同日現地ですれぐ滞りなく接收を終つた。

第七章 教育刷新

舊軍閥の誤れる教育の積弊を打破し王道による教育の方針を定め確乎たる國精の作興と文化向上に努力しつつある。

一、學校教育舊軍閥時代の排他的にして特に排日的色彩を帯びた教育を排除し東洋固有の道德の涵養及質素、勤勞を尙ばしめることを目的とし逐次學校教育の實績を擧ぐべく努力してゐる。その基本工作として教員の素質向上に着眼し、地方教員の講習會を各地に開催し、或は教員講習所を設け、或は教員留學生を日本に派遣してゐる優秀なる教育者にして同時に世道人心の師表たるべき人物養成の目的で高等師範學校を吉林に創設し康徳元年十一月開校した。

次に教科書の編纂である。從來の教科書は極端に排日的色彩を帯びてゐたために全部廢棄し一時四書五經を之に代へてゐたが、大同二年三月より編纂に着手し、初級小學校用教科書五科十二冊高級小學校用教科書三科四冊、初級中學校用教科書六科十四冊、等編纂完了、全國各學校に配給した。

小學校教育は修業年限六ヶ年、初級小學校四ヶ年高級小學校二ヶ年で、省立、縣立區立、村立、

私立等に分れ、省立、縣立の多くは省城又は縣城に在り稍完備してゐるがその他は不完全なるものが多い。小學校兒童の就學數を擧ぐれば次の如くである。

大同二年五月一日現在	四四〇、六六三人
同 二年十二月末現在	五九六、六八八人
康徳元年 五月末現在	九五〇、六二〇人

我國の兒童の就學率は學齡兒童の約十分の一にも充たぬ状態であるから向ふ二十ヶ年計畫を樹て先進各國の水準に達せしめるべく努力してゐる。

二、社會教育 多年の稅政と治安紊亂によつて住民は疲弊困憊し子弟教育を顧みる餘裕がなかつたため識字階級は全人口の僅一割にすぎず殘の九割は學校教育の恩恵に浴してゐない、これらの民衆に教育の機會を與ふるの急務なるを感じ社會教育に力を注いでゐる、社會教育の施設としては映畫教育及民衆學校等である。

第八章 司法制度の改善

我國主權に對する制限的制度である治外法權の速かなる撤廢は我國以來の希望であつたので、こ

れが爲に先づ自ら之に對する充分な準備を整ふることが必要であるから司法部當局は司法制度の改善に銳意努力して來たのである。既に法制の整備、裁判機關の改善司法警察及檢察制度の確立、行刑制度の改善等に對する大綱を定め、その實行に着手した。又一方法官の素質向上を圖り、既に優秀な日本法官を招聘してその指導にあたらしめると共に法官の養成機關たる司法部法學校を設立し、王道國家に即した法學教育を施し、優秀な法官を養成し、法治國としての基礎を確立せしめんとしてゐる。

建國以來司法整備工作の重點を常來の如く司法權行政の壓迫を蒙り歪曲されるを防ぎ、法の尊嚴を保たしめることに置き、行政權の羈絆より脱せしめ、以て完全なる獨立を企圖した結果、分庭以上に於いて完全にこの目的を達成し得たが、司法公署、兼理司法公署に於てはその特殊の制度を改正せざる限り如何ともする能はざる状態にあることは頗る遺憾である。

次に軍閥時代の弊風たる司法官輕視を改め司法官の生活を保障するとともに他面彼等の罪惡に對しては容赦なく之を剔抉し革正の實をあげ以て民衆の法に對する信頼を深めしめるに努めた、この目的で地方司法職員分庭以上の委任官の俸給是正を斷行したのである。

次に治外法權の撤廢中領事裁判權の撤廢を目的に次の如き施設を爲した。

(イ) 日系司法官の任用

(ロ) 司法部法學校の開設

(ハ) 行刑制度の改善

康徳元年度内に於ける重要施設並に計畫中特筆されるものは次の如くである。

(イ) 法典の改正

(ロ) 會計組織の改善

(ハ) 裁判及登記費の新設

(ニ) 營造物の改善

第九章 財政の確立

舊軍閥時代の財政々策は全く放漫そのものであつて歳計不足する時は發券銀行の紙幣増發によつて補充するを常とした爲發券銀行の基礎薄弱にして紙幣信用脆弱となり價格は屢々暴落し、その危険は悉く民衆に負擔せしめたために信用を破壊し經濟の發達を阻害すること夥しいものがあつた。故に建國に當つては堅實なる財政を確立し以て通貨の信用を維持し、此の信用を基礎として國內信

用制度を發達せしめ産業開發の基地を作ること趣旨とした。その結果建國以來三年財政の基礎強固となり世界列強が赤字財政で喘いでゐるとき獨り新興滿洲國は黒字財政を誇示してゐるのである。

建國當初財政の根本方針として先づ重點を人心の安定と收入の確實に置きこれに處する第一手段として

一、事變以來一時的に弛緩した財政機關及諸制度に著しい變化を加へる事なく可及的速かに原狀に復活させる様に努力する事。

一、人民の實質的負擔を増加することなくして收入の増加を圖る様にする事。

以上の二方針に従ひ財政の確立に努力したのである。先づ建國宣言の日たる大同元年三月一日より同年六月末日迄を以て建國當初に於ける準備時代として此れを第一期とし第二期は所謂月豫算時代としこれを七月一日から九月末日迄とした。而して十月一日以降を年度豫算確立時代とし此れを第三期とし多難な財政の創世紀を切り抜け財政の基礎を確立するに至つた。財政の豫算編成の初年度即ち大同元年度（大同元年七月——大同二年六月末日迄）の豫算編成の根本方針は

(一) 増税を爲さざること。

(二) 滿洲中央銀行に對し過度の負擔を與へざること

であつた。従つて歳出にあつては治安の維持を第一義とし之を達し得て尙餘裕のある場合に始めて産業の開發福祉増進をはかることを根本方針として編成した、建國以來の豫算及決算は次の如し。

(單位千元)

年度項目	歳入豫算	歳出豫算	歳入決算	歳出決算	摘要
建國年	—	—	二一、二三七	一八、一九八	三、〇三九 剩餘
大同元年	一三八、〇〇〇	一三八、〇〇〇	一五二、六八三	一二九、〇五〇	二三、六六三 剩餘
大同二年	一七〇、五四二	一七〇、五四二	—	—	一般會計歳入決算で
康徳元年	一八八、七二五	一八八、七二五	—	—	約二千萬圓増加

右の如く財政状態は極めて建實なあしどりで發展してゐるが、財政の基を爲す租税制度は複雑紛淆を極め、内容を検討するに賦に厚薄の差少からざるものがあつたので、建國に際し大體次の三期を豫定し順次之を整備するの方針を樹てた。

第一期 來の徵稅機關を完全に統制し從來の租税を完全に掌握すること。

第二期 地域的に相違ある税制を統一すると共に併せて産業及民生を著しく阻害するものを改善すること。蓋し我國の税制は從來國税であつたものと省税であつたものとを併せたものであ

る。而して後者に就いては各省間厚薄の差甚しく之が統一は目前の急務とされてゐたからである。

第三期 税制全般に亘つて根本的調査を行ひ合理的且妥當なるものに改むること。

第一期工作は既に終り第二期工作は目下進行中で既に出産粮石税及捲菸税の統一を爲し更に本税及營業税の統一を計畫して居り又酒税鹽税其他の諸税に亘つて特に苛辣と認むべきもの及び産業通商を害すること著しきものに改正を加ふこととした。かくして第二期も康徳元年度中には終り康徳二年度には第三期に入る筈である。

負擔の公正化を計る爲めに内國税の改廢及整理を行ひ租税を減免又は改正をしたが其の金額は二千三百十八萬八千圓に上つてゐる。

歳入の重要部分を占める關税に關しては從來の税率中著しく排外的又は不必要な産業保護的色彩のあるもの生活必需品で特に高率なるもの等に對する關税々率に對し大同二年及康徳元年度の兩度に亘つて改正を實行した。

現在專賣を實施してゐるものは阿片、鹽、燐寸及硝磺の四種である。阿片專賣の目的は阿片吸飲の弊風を根絶し阿片吸飲者の發生を防止する爲である。従つて其益金は一般使途に充分せず阿片政

策實行に要する取締、救療及教育其他の經費に充ててゐる。

鹽價にい就ても最も高い間島地方の鹽價の引下げを斷行し將來更に引下ぐる方針で準備中である。

滿洲國內石油資源の開発及石油統制を目的とする石油專賣、火藥の統制を目的とする火藥專賣をも計畫中で前者の如きは歐米諸國に大きな衝動を與へてゐる。

二、幣制統一、金融機關の整備

滿洲國の經濟政策中財政の確立と並んで世界の稱讃を博してゐるものは幣制の統一である。

建國當時國內に流通した紙幣は幣種十五、券種百三十六の多きに上り複雑紊亂を極めてゐた、これが爲に蒙る民衆の損失は莫大なもので一面經濟發展をいかに阻害して來たかは想像に餘りあるものであつた。こゝに見るところあり經濟建設の基礎工作として幣制の統一確立を斷行した。即ち大同元年七月一日滿洲中央銀行を開設し、新貨幣の發行と同時に舊貨幣の流通期間を二ヶ年間とし舊紙幣の回収につとめた結果康徳元年末には殆ど創業當時引受けた一億四千萬圓の回収を終り通貨統一の大業が完了し、人民の蒙る利益は極めて甚大なるものがある。

金融の中樞機關として滿洲中央銀行を設立すると共に普通銀行を指導誘掖する爲適當な取締を行

ひ以て之が健全なる發達を促す爲大同二年十一月九日銀行法を公布した。

次に農村金融の梗塞を打開するため大同元年度に於て奉天省遼陽縣及び復縣に各一個の金融合作社を設立したが其成績が良好なもので大同二年度には更に舊奉天省八、舊吉林省二舊黑龍江省一計十一の合作社を設立、次で康徳元年度には全國に亘り約四十を増設することとなり着々進捗してゐる。金融機關に關する諸施設としては金利の引下げ、公債證券の普及化、春耕資金の貸出（總額一、五七四、〇〇〇圓）舊黑龍江省特産貸款の貸出等を行ひ金融の圓滑を計つてゐる。

第十章 産業開發、經濟建設の根本方針

我國は地大物博にして東亞の寶庫と稱へられてゐる。この廣大なる資源を開發し國利民福を圖り王道樂土を築くことは我國健國の理想である。建國宣言にも「實業を獎勵し富源を開闢し」とあり着々産業開發經濟建設に努力してゐる。建國工作の第一たる治安の維持と國情の整備と相俟つて經濟建設にすすむべき段階に到來した大同二年三月一日即ち建國一周年を期し經濟建設綱要を示し、王道主義に於ける經濟政策を中外に發表した。その根本方針は次の如くである。

「無統制なる資本主義經濟の弊害に鑑み之に所要の國家統制を加へ資本の効果を活用し、以て國

民經濟全體の健全且つ潑刺たる發展を圖らんとす、斯くして土民大衆の經濟生活を豊富安固ならしめ其國民生活を向上し國力を充實し、併せて世界經濟の發展に貢獻し文化の向上を圖り以て建國の大理想たる模範國を實現するは經濟建設究極の目標なり」

(一) 國民全體の利益を基調とし利源の開拓、實業振興の利益が一部階級に壟斷さるゝの弊を除き萬民共榮ならしむ。

(二) 國內賦存の凡有效に開發し經濟各部門の總合的發達を計る爲め重要經濟部門には國家統制を加へ合理化方策を講ずる。

(三) 利源の開拓、實業の奨勵に當りては門戸開放、機會均等の精神に則り廣く世界に資源を求め特に先進諸國の技術經驗其他凡有文明の粹を集めてこれを適切有效に利用す。

(四) 東亞經濟の融合合理化を目的としてまづ善隣日本國との相互依存の經濟關係に鑑み同國との協調に重心を置き相互扶助の關係を益々緊密ならしむ。

これ等の四つの根本方針は經濟建設の凡有場合に徹底遵奉し以てその完成を期するものである。我國家に於て統制を加ふるものは國防的若しくは公共的性質を有する重要事業で、之等は官營又は特殊會社をして經營せしめるのを原則としてゐる。具體的に云へば交通、通信、鐵鋼、輕金屬、

石炭、石油、自動車、硫安、ソーダ、採木等の如き事業に就いては之に統制を加へ其の他の一般企業は大體廣く民間の自由經營に放任する旨の聲明（康徳元年六月末）を發してゐる。

第十一章 農業改良への諸施設

農業は我國國民經濟の根幹を爲してゐる、即ち農業の振興が我國の消長盛衰に關するもので建國以來、政府が農業發達のために努力を傾注する所以はこゝにある。

農業の施設として建國以來實施し、又は計畫中に屬するものは次の如きものである。

一、農業物收穫豫想調査 建國以來、滿鐵、關東廳等と協力全國に亘る農產物收穫豫想を調査し斯界に多大の貢獻をなしてゐる。

二、共販會の設置 世界農業恐慌のあふりを喰つて未曾有の農業恐慌に會つた農民殊に大豆下落によつて蒙る損害を最少限度に止める對策として春耕貸款（第七參照）特產貸款（約十萬圓）と共に北滿に二十一ヶ所の共販會を設け良好な成績をあげてゐる。

三、農事指導員設置計畫 農業經營及農事改良の指導のために農事指導員を各縣に配置し、科學的農業經營に移行せしむべく努力し、既に康徳元年十月農事指導員を募集訓練してゐる。

四、農産物の改良増殖（イ）大豆の改良 満洲の大豆は世界産額の七割を占め、我國農産物の大宗であるが、従来産出する大豆に比して幾分遜色があるので改良の方針をたて改良種の普及につとめてゐる。在來種をこの改良種に変更すれば一割乃至五割の收穫を増加する可能性がある。政府は改良種と農民所持の在來大豆とを同一量にて交換しその上運搬費、配布諸掛、交換大豆處分に伴ふ費用は政府が負擔することになつてゐる。

（ロ）小麦の増殖 國內の小麦の産額一〇〇萬噸内外で主として北滿に産出するが小麦粉の消費量多く、生産額を全部消費し更に、三、四〇萬噸の輸入を仰ぐ状態である。故に過剰生産に苦しみつつある大豆との轉換を考慮し優良小麦種子の配布を實施しつつある。第一次配布約三萬布度、第二次四萬三千布度、何れも賓北線、齊北線松花江下流地方に配布し相當の成績をあげてゐる因に康徳元年度配布縣は二七縣である。

（ハ）棉花 棉花は従來南滿主として遼陽、海城、義、錦の諸縣で栽培せられたのみで、收穫高繰綿二千萬斤内外で國內の需要すら充し得ず年々一、二千萬斤を輸入してゐる。綿布の需要の將來を考慮し大同二年以來棉花増殖二十ヶ年計畫を樹てたが、最近之を十ヶ年に短縮し三十萬町歩まで栽培を普及する計畫である。

第四編 滿洲に於ける日本の施設

第一章 關東廳概勢

滿洲に於ける日本政府の施設の一として、關東州の行政の任に當る關東廳は旅順市に置かれ關東長官の統べる所である。

その沿革を見るに、明治三十七年日露戦を交ふるや、同年五月金州及大連を占領し軍政を布き三十八年九月、日露講和條約成立し關東州の租借權及長春以南の東清鐵道を露國より繼承獲得し、三十九年九月關東都督府を旅順に設け、大正八年四月都督府を廢し關東廳を置き以て今日に及んだ。

關東州の行政は軍政に始まり、後に都督が置かれ、更に長官に改められたのである。都督は陸軍大中將より選任し、獨り諸般政務を統理するのみならず、軍隊統卒權を併存したが、新官制に依る關東長官は其任用資格に武官たる制限なく、其職權は専ら諸般の政務を統理するも軍隊統卒權に及ばず駐滿軍隊統卒の爲めには別に關東軍司令部を新設した。つまり政權兵權を併せ委任された都督と異なり、是までの關東廳は純然たる文治行政機關であつた。但し陸軍武官關東長官に任ぜられた

るときは關東軍司令官をも兼ねしめること、臺灣總督の場合と等しい。(過般所謂四頭政治統一の趣旨にて武藤軍司令官が、關東廳長官を兼任)而して南滿洲鐵道株式會社に關しては都督が同會社を總裁する制を改めて長官をして同會社を監督せしむることとした。

關東廳の最高行政官長は、關東長官であつて、長官の命令は廳令といふ。

現在に於ける長官の主要職權を列擧すれば次の如くである。

- 1 關東州の管轄
- 2 南滿洲に於ける鐵道線路の警務上の取締
- 3 南滿洲鐵道株式會社の業務監督
- 4 諸般政務の統轄(内閣總理大臣の監督を受く、涉外事務に關しては外務大臣の監督を受く)
- 5 職權又は特別の委任に依る廳令の發布(一ケ年以下の懲役、禁錮又は拘留又は二百圓以上の罰金若は科料の罰則を、又安寧秩序を保持する爲め、臨時緊急を要する場合にはそれ以上の罰則を附することが出来るが、例外の場合には事後の手續を経ねばならない)
- 6 關東軍司令官に對する兵力使用の請求(管轄區域の安寧秩序の保持又は鐵道線路の警護の爲め必要あるとき)

長官は直接に部局を統轄し、部局補助として局長、財務部長、事務官、秘書官、理事官、技師、警視、翻譯官、屬、視學等がある。別に交通事務に關し顧問を置くが、南滿洲鐵道株式會社の總裁を以て之に充てる。

州の第二次行政組織として民政署がある。其の行政官署は民政署長であつて、各區別の行政管内に於て一般行政事務を處理する。署長には事務官を以て之に充てるが、其の性質、地位、所管事務職權等は大陸臺灣の州知事と同様である。其の命令を民政署令と云ふ。更に第三次の行政組織に民政支署がある。支署長は理事官又は屬を以て之に充てる。

南滿洲鐵道株式會社附屬地内の保育行政に關する權限は、同會社に轉付せられてあるが、警察權は關東長官に屬し、警察署を置いて之を掌らしめて居る。關東州並に州外鐵道附屬地の警察事務の統制には廳に警務局長を置き、長の命令を受け、管内に於ける警察及衛生の事務の執行を司らしめ、民政署長、警視、警部、警部補及巡查等を指揮監督せしめる。

州内に於ける警察官廳は民政署長、支署長、警察署長であつて州内の警察署長は民政署長に於て又州外の警察署長は領事をして廳事務官を兼ねさせて、夫々監督の任に充てゝある。警察署長は管内の警察及衛生の事務を掌理する。

州の司法制度は軍政時代以來數次の變革を見、大體(一)軍政の時期、(二)司法委員の時期、(三)審理所の時期、(四)法院令に依る法院の時期、(五)裁判令に依る法院(二審制)の時期を経て現行の二院三審制の時期となつたのである。

現行制度の基礎をなしたるものは明治四十一年九月勅令第二百十三號關東州裁判事務取扱令の制定にあり、其後其の内容に異動はあつたが、其精神は關東州が特殊の地域に在つて、内地の法令が原則として當地に施行せられない爲め事情の許す限り内地法令の内容を藉り來つて當地に於ける民事及非訟事件の準據法則を明定したものである。即ち法例、民刑、商、破産法、民刑訴訟法、人事非訟事件手續法、不動産登記法等主要なる法令は殆んど網羅した。唯だ風習を異にした支那人に關し二三の例外を認めた。

地方、高等の二法院を設け、高等法院は上告部と覆審部とに分つ、上告部に於ては地方法院、滿洲駐在領事官又は高等法院覆審部の裁判に對する上告竝に地方法院、滿洲駐在領事館及高等法院覆審部のなした上告棄却の決定に對する抗告事件竝に裁判所構成法に定めたる大審院の特別權限に屬する職務を行ふ。覆審部に於ては地方法院及滿洲駐在領事館のなした裁判に對する控訴々訟竝に上告部の權限に屬するものを除くの外地方法院及滿洲駐在領事官の爲した裁判に對する抗告に付き裁判

權を有する。

地方法院は第一審として内地に於ける區裁判所及地方裁判所の事物管轄に關する事件竝に滿〇駐在領事官の爲した豫審事件及國交上必要ありとして外務大臣の指定したる刑事々件に付き裁判權を有し、特定の事件に付き判官三人の會議を以て審理裁判を爲す外、單獨判官之に膺る。

檢察局は高等法院及地方法院に附置され、檢察局長を置き檢察事務を統轄管掌せしめる。

民政署は其管轄區域内に於ける民事争訟調停登記公證の事件を取扱ふ。

民政支署は其管轄區域内に於ける民事争訟調停、登記、公訟事件及司法警察事務の外、即決事件竝に執達事務を管掌する。

警察署に於ては司法警察事務の外即決事件及執達事務を掌理する。

一、地方制度の概要

關東州に於ける地方自治制度は市制及會制の二種であつて州内行政區劃を二市六十九會に分つ、市制の布かれるのは旅順及大連の二市であつて、州内各村落には會制を施行して居る。

邦治の初期大連及旅順は既に市街地として急速なる發達をなし、明治三十八、九年の交既に邦人の大集團地であつたが、未だ自治團體を組成するの機運に到達せず、單に汚物掃除其他の衛生事務

を處理する爲め、我軍憲の監督の下に公共的團體の組織を見た。明治四十年二月、都督府は衛生組合規則を定め民政署長の必要と認める区域内に衛生組合を設置せしめ、之をして公衆衛生に關する事務を擔當せしむることとし、大連、旅順、錦州の市街地に之を實施した。當時衛生組合は市民唯一の公共機關で略、自治體の形體を有したが、僅かに衛生事務の一に局限したるに過ぎず、且旅順大連の市街地に於て別に實業會、町内會、聯合町内會等年を追うて諸種の私設團體簇生し、その結果弊害多く、爲めに大連市民中各團體を統一して一團と爲して團結融合の實を擧げむとの目的を以て市の設置方を建議するものあつた。顧みるに戦後一時に蝟集せる關東州内の邦人は當初去來常なく土着心に乏しかつたが、環境の安定に伴ひ漸次愛着心を生じ自ら公共思想の發達を醸成するに至つたので、都督府も時代の趨勢に鑑み自治の訓練をなし徐ろに他日の素地を爲すの緊要なるを認め大正四年九月大連及旅順市規則を制定し從來の衛生組合を廢止して、新に市を置き同年十月一日より之を實施した。

大正十三年に至り大連、旅順兩市共人口増加し、市住民の自治訓練も逐年向上し亦昔日の比でないので、同年五月勅令を以て關東州市制公布せられ、同年八月一日より之が施行を見るに至つた。市制日尙淺いが兩市共圓滿なる市制の運行を見つゝある。

改正市制は大體内地市制に則りたるもので、その要點を擧げれば(一)市の法人格を認めたること、(二)市事務の制限を撤廢したること、(三)市會議員の選出方法を改善したること、(四)市會に議長及副議長を新に置いたこと、(五)市參事會を新設したこと、(六)市助役の選任方法を改め且任期を設けたこと、(七)収入役を新置したこと、(八)市の公設に關し市會に於て意見書を提出することを認めたること、(九)市の起債權を認めたること、(十)市税の強制徵收に關すること等である。

市の執行機關は市長であつて、市長は市會の選舉推薦した候補者三人中につき關東長官之を選任する。市長の補助機關として助役、収入役、主事、書記等である。

市の議決機關である市會は、官選、民選の市會議員を以て組織される。議員の定員は現在旅順市一六人、大連市四〇人であつて、内、旅順市二人、大連市七人は官選とし、支那人を以て充て、他は悉く日本人で民選に依る。

市の事業は公衆衛生に關する施設、小學校、公學堂等の廳立學校の施設と庶務とに當り、大連市に於ては高等女學校、商工學校を經營し、職業紹介所、市營住宅、市營質鋪、公園、市場、火葬場墓地、街燈等を、旅順市に於ては、屠畜場、火葬場、墓地等を經營して居る。

會制は日本内地の町村制に類するもので、現在關東州内の會數は六九であつて、會の下に街、屯があり其數三五街、五六三屯である。會の執行機關として會計員、書記、書記補及技手等がある。會の諮問機關として協議會を置く。協議會は民政署長の選任する協議會員及會長を以て組織する。會に於て現に施行せる事業の主なるものは教育であつて警備及勸業之に次ぎ、其他土木、衛生地方改良、救護、屠獸場、市場等公共の事業を施設經營して居る。

第二章 南滿洲鐵道株式會社概勢

滿洲に於ける日本政府の施設の他の一として前述關東廳と相寄り相扶け、緊密の關係を有するものは南滿洲鐵道株式會社である。「滿鐵」の略稱を以て知られる此の會社はその名の示すが如く鐵道會社ではあるが、而かも單なる鐵道會社に非ずして滿蒙開發の大使命を有する特殊會社である。この使命を遂行せんが爲め幾多の施設をなして以て開發に努めてゐる。

その沿革を見れば、業務開始は明治四十年四月一日であつたが、これより先、明治三十八年九月五日ポーツマスに於て締結された日露講和條約第六條に據り、日本は東清鐵道の南部線中、長春、旅順間の鐵道及其一切の支線並に之に屬する一切の權利、特權、財産及炭坑等をロシア國から讓渡

された爲めに、政府は直ちに此の鐵道及一切の附帶事業の經營準備に着手し、翌三十九年六月には會社設立に關する勅令が發せられ、設立委員の任命を見て設立事務の管理に關する命令書が交付され、定款の認可を終つて會社の幹部が任命され會社設立の認可を受けたが、同年十一月二十六日會社の創立總會を開き、同月二十七日一旦本社を東京に置いて設立委員長から一切の事業と財産目録とを引継ぎ翌十二月七日設立の登記を完了し、同時に鐵道現地に於ては重役以下の赴任と共に着々開業の準備進捗し、翌四十年四月一日には野戰鐵道提理部其他の官憲から、鐵道其他一切の引継を受け、本社を大連に移し、支社を東京に置いて、前記の通り愈々業務が開始されるに至つたのである。

會社の資本は當初二億圓で、内一億圓は政府の出資に係り滿洲に於ける既成の鐵道及之に附屬する一切の財産並に煙臺、撫順の炭坑を以て之に充て、殘一億圓は日清兩國人より募集すべきものとし、創立當時我政府は清國政府に株式引受を數回交渉したが、何等の回答なく、其結果會社は我國一般民間に募集株の全部を引受けさせる事とし、明治三十九年より大正六年迄前後三回に亘つて、募集を行つた。然るに戰後社業の發展に伴ひ益々資金増加の必要に迫り、大正九年四月増資を決定し四億四千萬圓としその増加額の半額一億二千萬圓は政府之を引受殘額一億二千萬圓は我國民間に

二回に亘り募集し之を充したのである。即ち會社現在の資本金は四億四千萬圓、内その半額二億二千萬圓は政府の出資に係り他の半額は民間に於て有するのである。(目下増資計畫中)

次に會社の組織を見るに、幹部として總裁、副總裁、理事、監事あり、此等重役中總裁、副總裁は勅裁を経て政府之を任命し、理事は百株以上の株主中から、政府に於て任命し、監事は株主總會に於て株主中より選任する。總裁は會社を代表しその業務を總理し、各重役の任期は夫々總裁、副總裁は各五ヶ年、理事は四ヶ年、監事三ヶ年とし、此等重役の報酬手當等は政府の定むる所に依るのである。

會社の機關として本社を大連市に、支社を東京に置き、奉天、哈爾濱、上海、ニューヨーク等には各事務所を、奉天、吉林、齊々哈爾、鄭家屯、洮南、北平等には各公所を設立してゐる。本社には總務部、監理部、經理部、鐵道部、地方部、商事部及技術局の六部一局を置き、各部局には理事又は部員中から任命される長及次長を置き、各部夫々課、係を置いて所管事務を分掌して居る。

會社は別に總裁直屬部所として(一)東京支社、(二)奉天事務所、(三)哈爾濱事務所、(四)新京出張所、(五)撫順炭坑、(六)鞍山製鐵所を設けて社務を掌理せしめて居る。

會社は關東長官及監理官、拓務大臣の監督、監視を受ける、而して鐵道、外務、大藏、陸軍關係

の業務に就ては夫々の主務省との合議を行ひ得る。

尙此の鐵道は前記の如く、日露講和條約に據り我國の經營に移つたものであるが、其後の條約による之が支那への還附期限は大連、長春線(新京)及其支線は昭和七十七年(西曆二千〇二年)、安奉線は昭和八十二年(西曆二千〇七年)といふことになつて居る。

會社は明治三十九年八月一日付命令書に仍り鐵道運輸業を經營すると共にその便益の爲めに附帶事業として鑛業、水運業、電氣業、倉庫業及土地家屋の經營其他政府の許可を受けたる事業を爲すことを得べく、此の外政府の認可を受け鐵道及附帶事業の用地内に於ける土木、教育、衛生等に關し必要な施設をなすべき事を命ぜられてゐる。仍て會社は廣く東亞の各地に涉つて調査事業を遂行する傍ら瓦斯、電氣、窯業、旅館、船渠、石炭業、輸入組合、炭山、採木業、運送業、土木業、倉庫業等を育成、又は助成して之が發展に資する等單なる鐵道會社に止まらず、恰も特殊の一國家かの如き諸般の機關を具備して居るのである。

一、鐵道運輸業

南滿洲鐵道は其の營業哩約千二百二十五軒あり、大連を起點として長春に至る本線約七百四軒及之より分岐する、旅順、柳樹屯、甘井子、營口、煙臺及撫順の七支線百六十六軒並に安奉線二百六十

料を有し實に滿洲の動脈に譬ふべきものである。世界交通路の幹線に數へられ、會社の鐵道運輸の信條として迅速、安全、正確を期し、氣候に應じての諸設備、輸送上の用意等に於て貨客の便益を尊重し、常に支那各地に於ける諸鐵道の模範とされるばかりでなく、世界いづくの鐵道に比しても遜色なきものである。(自己の鐵道の外に今次滿洲國政府の鐵道全部を委任經理引受け滿鐵に滿洲國有鐵路總局を設置した。)

鐵道は廣軌式に則り強度の軌條と堅牢の線路と、優秀な機關車及積載率の高い貨車と、廣くて乗心地のよい客車とを潤澤に準備し、各地からの生産穀物類や豊富なる石炭、無盡藏の木材其他此の地方の特産物を快速に貿易港口へと運搬し、更に又三千万住民の需用品の運送と、旅客の安全な輸送とに注意を怠らないが、滿洲地方特有の匪賊等の障害を除去する爲めには、沿線主要地に日本軍隊が駐屯して、鐵道及居住民の保護に當つて居る。

鐵道の貨客輸送量は逐年増加の傾向にある。北滿貨物の得失は此の鐵道に及ぼす影響が大きいので、會社は之が誘導に留意し現に烏蘇里、東支鑛道との間に北滿生産物の搬出に就き數量の協定を遂げ三者應分に分擔することに取極めて居る。

而して此の鐵道の運輸収入の大部分は移輸出貨物、殊に特産物資の輸送料金であるが、此の地方の開化と共に各鐵道の中堅に當る本鐵道の輸送量は、自然的に増殖して行くであらうと期待される。

工場——自用の機關車、客貨車の新造、改造、修繕を施行する必要上、沙河口に大連工場を經營す。

倉庫——會社は鐵道貨物取扱上、相互の便益の爲めに、明治四十四年から、鐵道沿線の特定の驛所に於て倉庫業を營んで居る。其の營業種目は、普通の保管業務と之に附帶する運送及火災等の代辨の他に種類、品質を同じくする。特殊の貨物の混合保管等である混合保管は小麥、大豆、豆油及豆粕の四種に限る。倉庫保管の各種貨物に對し荷主の希望に依り、夫々倉荷證券を發行交付して金融上の利便に供して居る。而して大連埠頭及小崗市に保管する貨物に對しては一律に火災保險を附して居る。

二、港灣及鑛業

港灣——水陸運輸の連絡に必要な設備として、港灣に於ける施設を整へ之を經營して居る。即ち大連の築港及其の埠頭の諸設備及之が經營を主體とし更に旅順、安東、甘井子等の各港口に及ぼし、日本内地の鶴見へも埠頭築造の工事が始められて居る。年額十餘億萬圓に上る滿洲の貿易總額の六割内外を吞吐して居る大連港は其の規模の宏大にして施設の完備して居る點に於て東洋第一の稱がある。

鑛業——撫順及煙臺の兩炭坑を經營して居る。撫順の炭坑は日本炭と同じく第三紀層に屬し漆黑色にして火力強く揮發分に富み燃燒熾烈にして七千カロリー内外の火力を有する有煙炭である。埋藏炭量は九億五千餘萬噸と推定せられ、既往採炭量六千七百餘萬噸、未採炭量は八億八千餘萬噸と推算されて居る。最近數年間の一ヶ年採炭量七百萬噸内外である。採炭法は大山、東郷、老虎臺、龍鳳各採炭所に於て發明した傾斜長壁充填採掘法に依つて居る。炭層の厚さ肥大なる古城市、楊柏堡東ヶ岡等に於ては表土を剝離して所謂「露天掘」を施行して居る。次に煙臺炭坑は、炭質亞無煙炭で埋藏總量は二千萬噸、既に百八十餘萬噸を採掘され、未採掘量は、一千八百餘萬噸と推算されて居る。他に塔連炭坑を買収して經營しつゝある。會社は年々の需要状態により採炭量を増減する計畫を樹て、居る。炭坑は附帯施設として電氣工場、硫酸工場、コークス工場、製油工場及電氣鐵道を經營し、オイルシール工業をも經營して居る。

三、製鐵及製鋼業

製鐵事業——會社は鞍山に製鐵所を設立して製鐵事業を經營してゐる。所用の鐵鑛は十一區に亘り總面積一三、二二三平方籽餘、埋藏量四億萬籽と推算されて居る。現在鑛鑛爐三基を使用し、一ヶ年鉄鐵二十八萬噸の生産を目標として居る。鐵鑛は日支合辦鞍山鐵鑛振興無限公司に於て採掘の

許可を受け其の作業を行つてゐる。會社は右鑛物を原料として製鐵所を建設し、年額百萬噸の鉄鐵を産出する計畫の下に最初各基一日三百噸を製出する鑛鑛爐二基を建てたが更に製鑛工場及第三第四鑛鑛爐の併設を計畫したが、世界大戰後の斯界の實狀に鑑み増設を中止し、貧鑛の利用をなすべく、選鑛工場及之が附帯の諸機關を建設した。

製鋼所に於ては主として日本内地に於ける鐵類の不足量を補給する趣旨から、増産計畫が樹てられ、鑛鑛爐の擴張を完成したが此の他に昭和製鋼所の開設をも計畫中である。

會社の事業は上記の外製油工場、斯斯、電氣事業、旅館の經營等各般の事業を經營して居る。

終りに地方經營に就て略述して見よう。

會社は鐵道附屬地々方に於て土地、建物、市街の經營をなし、衛生、教育、警備機關を設け農商工鑛業に關する諸施設を整へて居る。會社は三六二、八八六、〇六七平方メートルの土地と、一四、三五六棟の建物を所有して居る、このうち宅地又は耕地其他として五七、八二一、七七四平方メートルの土地を又、七九二棟の建物を貸付けて居る。鐵道附屬地に於て遼陽、奉天、長春（新京）、營口、安東等の二十五ヶ市街を經營して居る。當初荒涼たる支那部落が原野に等しかつた地域に市區計畫を樹て道路、護岸、橋梁、溝渠等を完成し上下水道、公園、市場、墓地、火葬場、屠畜場を設備し、家

屋を修築し、街衢を整へ、年々費用を投じ完成を期して居る。

又大連醫院を初め沿線主要市街一七ヶ所に病院を開設した。大連寺兒溝其他一四ヶ所及内蒙古の林西開魯には公醫及診療所を配置して居る。

教育機關としては合計一五七に及ぶ學校を經營し、附屬地内に於ける朝鮮人及支那人教育の學校へも年々經費の補助を續けて居る。大連、奉天に參考圖書館各一ヶ所、各地二十一ヶ所の簡易圖書館を設立して居る。

匪賊、火災其他の危害を防ぐために、守備隊、憲兵隊、警察と連絡し、消防隊消防組を設け其數二〇に及ぶ。

四、農業及商工施設

農業施設として、農事試験所を設け、猶ほ水稻採種田、大豆原種圃、種羊場、種豚場、獸疫研究所等を設けて居る。

商工施設としては理學研究所、中央試驛所、滿蒙資源館等を設置して居る。

會社は各地の商工會議所、商務會、輸入組合、貿易館等に夫々補助をなし、その發達に助勢して居る他、在滿特殊工業會社へも助勢して居る。

鑛業に關する施設としては大連に地質調査所がある。

上述の如く滿鐵は幾多の企業に對して、他の先驅をなして出資しその發達を助成し來たのであるが、それは如何に有望なる企業も從來投資者の滿蒙に關する知識經驗に乏しく、資本吸收困難な爲めであつて、今日に於ては必要なる金融機關漸く整備され、事業資金の運轉も圓滑を見るに至り、從來行つた如き株式引受、貸付金、或は債務保證等の如きはなるべく避け、經濟的技術的に最も適切なる援助又は便宜を供與することとして居る。併乍ら滿蒙政策上必要と認めらるゝものに對しては消極、積極兩方の意味に於て敢て補助金の給付を辭するものでない。但し、その補助たる滿蒙産業に對する特典でなく、やがて獨立獨歩世界の産業戦裡に優越の地位を占むるに至らしめんが爲めの補助であることを主義として居ると云はれて居る。

第三章 鐵路總局の概要

一、鐵路總局の開設

滿洲國政府より、その國有鐵道十線の經營を託された南滿鐵道は、昭和八年三月一日奉天に鐵路總局を開設し、九鐵路局と其の所屬十線の綜合經營に當ることになつた。總局の組織は、局の下に

總務處、經理處、運輸處、機務處、工務處及警務處の六處を設け、各處の下には科を置き、その數十五であつて科の下には五十一の係が配分されて居る。日本の鐵道省或は地方鐵道會社の組織と異つて居るのは、警務處のあることである。滿洲に於ける鐵道は東北政權時代に於ても、各鐵道に警務に關する事務を取扱ふ箇所が設けられてゐたのであるから、總局に警務處の置かれたことは異とするに足らぬが、此の總局の警務處の管掌事項といふのは、各鐵路沿線に於ける匪害防禦、鐵道愛護運動にあつて、今日迄に實施した主要事項に就て見ると、鐵道警備犬の育成訓練、通信鳩の訓練鐵道愛護村の設置、各種装甲車の配置、特別鐵道巡查の編成、各鐵路局備付兵器の手配、巡回施療、巡回慰安等がある。

總局は委任鐵道の綜合的經營に關する事項處を理するが各線個々の經營に就ては夫々鐵路局があつて、その所屬線を監督して居る。各鐵路局の所在地名及其所の所屬線は次表の如くである。

局名	所在地	所屬線名
吉長吉敦鐵路局	新京	京圖線
吉海鐵路局	吉林	吉海線
吉海鐵路局	奉天	吉海線

奉山鐵路局	奉天	奉山線
四洮鐵路局	四平街	四洮線
洮索鐵路局	洮南	洮索線
洮昂鐵路局	洮南	洮昂線
齊克鐵路局	洮南	齊北線(註)
呼海鐵路局	哈爾濱	濱北線(註)

(註) 所謂呼海、海及齊克の三線は之を合體して北安より二分し、齊北線と濱北線に分ち、濱北線は馬船口海倫北間及海倫北安三二七軒にして爾餘の線を齊北線と稱する。

二、總局の事業

總局は既述せる諸鐵道の經營をなす外、水運、自動車運輸及港灣の經營等の附帶事業をも含むで居る。是等各種の事業に關し概説することにある。

鐵道——鐵路總局の主たる事業は、既述の既成十線の綜合經營にあつて、是等の諸線が經濟開發の基幹として、滿洲國の將來の爲に如何に重大なるか論する迄もなく、従つて滿洲國政府に於ては十箇年にして延長一萬軒を目標として、銳意新線の建設に努力しつゝあるが、建設線中北滿の中樞

たる哈爾濱を貫いて、京圖線と呼海線を結ぶ拉濱線が假營業を開始し、且朝陽川より朝鮮上三峰に至る朝峰線の完成も近く、完成後此の二線も亦總局管理下に置かれることになつて居る。本項に就ては各線別とし、項を改めて述べることにする。

水運——營洲國內に於ける交通網の一部と見るべき河川は松花江、遼河及黒龍江の三大河であるが、就中松花江が占むる水運上の價値は極めて重要なものがあり、更に之が黒龍江及烏蘇里江の解放と相俟つて、完全にその利用の運用を見るに至るならば、北滿に於ける交經濟の發達は、蓋し刮目して待つべきであらう。従つて目下鐵路總局としてその水運事業中全幅の力を傾倒してゐるのはこの松花江に對するものである。

松花江は黒龍江の支流で、蛇蜒として六百邦里を流るゝ大河である。その源流たる頭道江及二道江は長白山脈に源を發し、下るに従つて嫩江、呼蘭江、牡丹江等の大支流を併せて黒龍江に注ぐ。その洋々屈曲して過ぐる所は北滿の穀倉地帯であつて、特に哈爾濱より下流に至つては、一千噸の汽船も航行可能である。

松花江水運は一八五四年露國が黒龍江上に汽船を浮べて之を通商、探檢に利用するに至つて始めて近代的意義有するに至つた。その航行權は一八五八年の受理條約によつて露國の獲得したもので

あつて、その後更に北京追加條約及聖彼得堡條約によつて之を確保し、露西亞革命の動亂が極東に及ぶまでは黒龍、松花及烏蘇里の三大江の航行は完全に露國の手に牛耳られてゐる。

露國革命以後、露國の實力失墜せるため、松花江航行權問題は、常に露支間の紛糾を來したが、大正九年（一九二〇年）支那側は航行權を回收し、大正十五年に至る間に東支鐵道船舶及埠頭をも回收して終つた。回收後東北海軍部内に、東北海軍江運處なるものを設立し、航運處は航務局をして松花江の管理に當らしめ滿洲事變後は、該航運處は滿洲國にて管理することとなり鐵路總局の成立後は、東北江運處及航務局並水道局を除きたるものは、同局の經營に委ねられることになつた。自動車——滿洲國の如く交通網の發達低く、交通機關の不完全なる國に於ては、自動車と鐵道との合理的な聯繫は急務中の急務であつて、之が爲に鐵路總局に於ては、大同二年九月運輸處内に自動車科を新設し、同科をしてその事業計畫、施設の事務を管掌せしめることになつた。

自動車輸送の開始は大同二年三月二十日、總局設立後僅に二十日後であつて、先づ奉天鐵路局をして北票——朝陽間の營業に當らしめたが、その後引き續いて四月十五日より朝陽凌源間、六月十日よりは凌源——平泉間、七月二十日よりは平泉——承德間、九月十一日より朝陽——赤峰間と輸送網を擴大し今日に於ては、熱河省主要地の凡べてを連絡するに至つた。現在營業中の路線及運

行状態は次表の通りである。

線名	行程	配属輛數	運行四箱	一縦列の輛數
北票—朝陽	四〇	四	一日一往復	約四輛
朝陽—凌源	一二〇	九	同	約六輛
凌源—平泉	八〇	一六	同	約六輛
平泉—承德	八〇	八	同	約四輛
朝陽—赤峰	一九〇	八	三日毎に片道	約六輛

前表に示した如く運轉は警備の關係上、バス及トラック數輛を以て一列縦隊として運行せしめて居る。道路は滿洲國の鐵道局の國道建設工事によつて、各地とも次第に良好となりつゝあるが、その改良と完成とにより鐵路局は漸次自動網を擴大し、主要地には、自動車營業所を設置することになつて居る。

今後總局が經營せんとする路線は十七線で、その總延長三、四九程に達する。

港灣——鐵道の終端港として、港灣は總局の附帶事業中極めて主要なものであるが、同局の經營する奉山營口及葫蘆島築港である。

奉山營口は、奉山線營口支線の終端にある河北埠頭であつて、遼河を距て、滿鐵營口埠頭に對向して居る。滿洲事變前迄は東北軍閥の滿鐵打倒政策、即ち滿鐵並行線たる瀋海、洮昂、大通線等を利用して極端なる運賃の値下と官憲の威力とに依つて、特産物を自國鐵道に集中した當時、異常なる活躍を示し滿鐵をして周章狼狽せしめたものである。事變後は背後地の状態に變化を來し、大通及奉山線の吞吐港としての外、熱河省方面の物資吞吐港として、相當の繁榮が豫想せられてゐる。

現在河北埠頭の設備は、倉庫棟數八、貨物收容能力六千五百噸、野積場十一萬一千平方米、收貨能力四萬四千餘噸外に貯炭能力約五萬噸の北票貯炭場がある。最近の荷役状態は、出動總人工一日百四十名、九百噸の作業能力（戎克揚積）を有する。なほ統計上から見る同埠頭の貨物發着狀況は各年殆んど、到着は發送の約三倍量を示してゐる。

三、鐵路總局所管鐵道

奉山線（奉天—山海關四一九、六程）

滿洲最古の鐵道であつて明治二十六年（一八九三）京奉鐵道關外延長線として敷設に着手され、明治三十二年（一八九九）山海關—溝幫子—河北間開通、明治三十六年（一九〇三）溝幫子—新民間が全部開通するに至つた。而して之等の鐵道は、現在の北寧鐵道と共に明治三十一年（一八九八）

十月英國中英公司及滙豐銀行と清國政府との間に締結された「北京牛莊鐵道借款契約」に依る二百三十萬ポンドの借款に依つて成立したもので英國は北京政府の交通部を介して之れが實權の掌握に腐心したが、東三省側に於ては修理その他一切の經費を負擔せるを口實として遂に應じなかつた。

尙本線中奉天、新民間は日露戰爭中に日本が敷設して輕便鐵道であるが、明治四十一年（一九〇八）清國は百六十六萬圓を以て之を買收し標準軌道に改修した。世に新奉鐵道借款と稱するもの即ち是である。

滿洲事變勃發の結果奉天省政府は獨立を宣言した。之に伴ふて省長藏式毅は昭和七年（一九三二）一月五日京奉鐵路關外線の獨立並に之が管理經營を宣言し、越へて一月九日奉山鐵路と改稱、闕鐸を局長に任命して一切の經營に當らしむることとした。事變後中絶してゐた奉天―北平間の直通連絡は非戰區域協定に基き數回に亘る交渉の結果、東方旅行社の新設を見同旅行社の名に於て昭和九年七月一日より實施した。日下奉天北平双方より一日一回直通列車を出して居る。

大鄭線（大虎山―鄭家屯三六七、一杆）

大正十年（一九二一）第一次奉直戰爭が奉天派の敗北に歸するや山海間に於て北寧鐵道（現奉山

線）は中斷され開鑿炭の滿洲移入は困難となつたので、張作霖は自己の所有にかゝる八道濠附近の炭坑を開發すべく同年九月現奉山線の大虎山から同炭坑に至る二九杆の敷設工事に着手、翌年十二月末に完成した。これが即ち大鄭線の發端をなすもので次で大正十四年（一九二五）八月末八道濠―新立屯間二五杆を竣工せしめ、九月新屯から彰武を経て通遼に達する線路敷設計畫を發表した。日本は明治三十八年（一九〇五）の「日清善後條約」を楯に支那政府に嚴重なる抗議を提出したが、言を左右にして應ぜず遂に昭和二年（一九二七）一月末新立屯、彰武間を同年十一月彰武を経て通遼に至る全長二五一杆を完成した。即ち有名な打通線がこれである。通遼 鄭家屯間は大正十年（一九二一）四月起工翌年一月完成されたもので、昭和九年四月一日上記打通線とこの區間の鐵道とを合せて大鄭線と改稱された。

河北線（溝幫子―河北 九一、一杆）

奉山線溝幫子から分岐、河北に至る。本鐵路は中英公司の手に依る京奉鐵路（現奉山線）支線として建設されたもので、明治二十七年（一八九四）起工、明治三十二年（一八九九）竣工した。昭和九年九月末日までは營口線と稱してゐたが、十月一日河北營口を河北と改稱し本線を河北線と改稱した。

錦承線 (錦縣—凌源 二五、一五杆)

熱河線は既設北票線を土臺として計畫されたものである。滿洲鐵道建設局は昭和八年(一九三三)三月口北營子大坂より測量を開始兵匪の妨害に屈せず工事を進め大坂—朝陽は同年九月、朝陽—凌源は本年五月孰れも竣工、五月一日坂凌線として假營業を開始、十二月一日鐵路總局に引繼がれたので錦縣より凌源に直通列車を運行、錦承線と改稱した。尙ほ従前の口北營子驛を廢し金嶺寺驛を新設、同驛より北票線と分岐して居る。

北票線 (金嶺寺—北票 一七、九杆)

京奉鐵路の支線として大正十年(一九二二)起工大正十三年(一九二四)竣工、昭和九年十二月一日錦承線の本營業開始に伴ひ錦縣北票間を金嶺寺、北票間に改めた。

壺盧島線 (連山—壺盧島 一一、九杆)

滿鐵が大連港の經營に當つて以來、營口の繁榮は大連港の奪ふところとなり、滿蒙輸出入の貨物は凡て大連港を経由するに至つた。この結果東三省總督徐世昌は大連港に匹敵する不凍港を得て日本の滿蒙經營に對抗せんと計畫、明治四十一年英人技師ヒューズを聘して設計せしめたのが壺盧島である(後述港灣の項参照)本線は奉山線連山驛より分岐し、明治四十一年(一九〇八)起工明治

四十四年(一九一三)に竣工した。最近までは裁甲軌道車及びハンドガーを運轉し、専ら警備用として利用されて居たが、昭和九年六月一日から壺盧島港の使用を許可し、列車を運行することになつた。

平齊線 (四平街—齊々哈爾 五七一、四杆)

本鐵道は滿鐵線四平街を起點としてチチハルに至る延長五七一杆四で、齊北線、濱北線、拉濱線の各線を結んで北滿一周をなす。最近迄四洮線(四平街より南洮まで)洮昂線(洮南よりチチハルの南方昂々溪まで)と稱し四平街鄭家屯間はもと四鄭線と呼ばれてゐた。

舊四洮鐵路は大正二年(一九一三)の日支協約に依る所謂滿蒙五鐵道の一で四平街—鄭家屯、鄭家屯—通遼、鄭家屯—洮南の三區に分けて敷設せられた。即ち四平街鄭家屯間に就いては大正四年(一九一五)十二月中國政府と横濱正金銀行との間に「四鄭鐵道借款契約」が締結され、中國政府は正金銀行を通じて公債金五百萬圓を募集し、大正六年(一九一七)四月起工、同年十一月開通、翌年一月から假營業を開始した。

鄭家屯、洮南間は別項起述の通遼鄭、家屯間と同じく、大正八年(一九一九)九月滿鐵と中國政府との間に締結された「四鄭鐵道借款契約」に基き三千二百萬圓の短期借款契約に依り大正十一

年（一九二二）九月起工、翌十二年七月竣工、十三年七月營業を開始した。滿鐵は借款に基き車務、工務、會計の三處長を派遣して同鐵道の經營を援助監督した。而して右短期借款は大正十五年（一九二六）を以て滿期、支那側は之が切替に應ぜず滿鐵との間に問題を惹起したが、事變後昭和六年（一九三一）十二月滿鐵借款總額を金四千九百萬圓に切替へ、更めて「四洮鐵路貸金及び營業契約」を締結した。舊洮昂線は大正二年（一九一三）に露國が白耳義財團を操縦し敷設權獲得を策謀して失敗に終つた歴史を有する。滿鐵は舊東北政權との間に大正十三年（一九二四）「洮昂鐵道建請負契約」を締結し、一千二百九十二萬圓の工費を以て大正十四年「一九二五」五月起工翌年七月全線開通假營業を開始した。而して本鐵路は工事完了と共に請負金額を支拂ふか又は借款契約を締結すべき約束であつたに拘らず、舊東北政權はこの契約を履行せず未解決の儘滿洲事變に到つた

洮索線（白城子—王爺廟 八二、九籽）

本線は最初洮南、索倫間の鐵道として計畫され、昭和三年（一九二八）六月張作霖の失脚に依り當時關内に出動してゐた奉天軍整理の必要から急速に具体化したものである。起點洮南は建設費節約の關係から商民の要望に依り白城子（洮安）起點に變更、昭和四年（一九二九）資金百六十萬圓を以て起工、昭和六年（一九三一）二月白城子—懷遠鎮間開通、洮索工程局（資本三百三十萬圓）

管理下に營業を開始したが、懷遠鎮以西は未成の儘滿洲事變に逢着、その後總局に引繼がれた。尙ほ水害その他の關係で昭和九年十二月十五日以來、懷遠鎮驛を廢止、王爺廟驛を以て之に代わつた。

榆樹線（榆樹屯—昂々溪 五籽）

平齋線榆樹屯より分岐して北滿鐵道の昂々溪に至る。大正十五年（一九二六）舊洮昂鐵道の完成に引續き支那側の手に依つて工事に着手、昭和四年（一九二九）八月竣工と共に舊洮昂鐵道の一部として營業を開始したが昭和九年（一九三四）四月獨立の線となつた。

奉吉線（奉天—吉林 四四七、六籽）

奉吉線は奉天—吉林を結び東邊道を縦貫する鐵道で、最近まで其南部を審海鐵路、北部を吉海鐵路と稱してゐた現名奉吉線は昭和九年四月一日鐵路總局の命名に始まつてゐる。

審海線の建設は一九〇五年の日清滿洲善後條約の附屬協定並行線拒否の條項に抵觸し且本線の一部は一九一八年の借款鐵道として決定せる滿蒙四鐵道の徑路に當るものであるが、日本政府は「洮昂鐵道敷設契約」締結の際關豐鐵道と共に支那の自辨建設を承認した而して之が建設は東三省交通委員會がその成立後第一着手として計畫したもので自國鐵道に依り、審陽（奉天）吉林、チチハルを結ばんとする所謂三都連絡鐵道案に基き純然たる自國資本と技術とに依つて建設した。即ち資本

金奉天大洋二千萬、官民合辦奉海鐵路公司の手に依り大正十四年（一九二五）七月起工、三年二ヶ月にして審陽朝陽鎮間の本線及び梅河口、西安間（後記）が完成した。昭和三年（一九二八）三月民間株の大部分が買収され殆ど官營となるに及び奉海鐵路公司是工程局に改められ同年十月更に審海鐵路公司と改稱された。

滿洲事變勃發と共に舊政權の任命した幹部は逃亡して營業中絶の形となつたが袁金凱を首とする地方維持委員會の主唱に依り林主、殘留従事員等協議の結果十月十二日鐵路保安維持會を組織して再び業務を開始した。間もなく設を見た東北交通委員會に依つて正式に營業を許可せられ、次いで滿洲國の成立と共に舊政權の所有した本鐵路に對する諸權利は同國政府に繼承せられた。

吉海線は前記審海鐵路の敷設に刺戟された結果として大正十五年（一九二六）十月吉林省議會に於て、敷設速成建議案が決議された敷設には審海鐵路と同様自國資本に依るを原則とし、十一月吉林に警備處を設立、建設資金を吉林大洋一千二百萬元と定め翌昭和二年（一九二七）三月測量開始六月吉林に於て起工式を舉げた。併し材料不足と資金難にて工事進捗せず昭和三年（一九二八）十一月に至り漸く朝陽鎮、磐石間が開通した。而して昭和四年（一九二九）吉林に至る延長線が完成して奉天—吉林間を連絡する東三省政權の宿望は茲に達成せられた。吉林省政府出資總額は二千四

百二十九萬六千三百三十七元（吉林大洋）である。

本鐵路も亦日本の既得權益たる滿蒙四鐵々道の一部をなすもので審海と連絡して滿鐵線と並行線をなし、「日清滿鐵善後條約」に抵觸するので日本政府は其の敷設に對し嚴重な抗議を發したが中國政府は言を左右にして聽き入れず、遂に工事を完成し直に營業を開始したのである。

西安線（沙河—西安 六七、三料）

西安炭坑の石炭搬出線として奉吉線の梅河口より發してゐる。舊審海鐵道と同じく大正十四年（一九二五）着手、昭和二年（一九二七）竣工。

京圖線（新京—圖們 五二八、〇料）

京圖線は國都新京と滿鮮國境圖們とを結ぶ大幹線でもとは新京—吉林を吉長線吉林—敦化を吉敦線敦化—圖們を敦圖線と稱してゐたが、昭和八年九月一日鐵路總局への經營移管と共に三線を併せて京圖線と稱することになつた。

所謂吉長鐵道は、明治四十三年（一九一〇）四月起工、大正元年（一九一二）十月全線の開通を見た。東鐵道の敷設に就ては明治三十五年（一九〇二）七月東清鐵道と清國政府との間に「吉長鐵道に關する豫備協定」が締結されたが日露戰爭の爲め立消となり明治三十八年（一九〇五）十二

月日清兩國政府の間に「日清滿洲善後條約に關する協定」成立、日本の半額借款に依つて建設することとなり、明治四十二年（一九〇九）八月滿鐵と清國郵傳部との間に於ける「吉長鐵道借款細目契約書」に依つて敷設資金の半額二千十五萬圓を貸與し之が完成を見たものである。然るに支那一流のルーズな經營は遂に營業不振を招來したので大正六年（一九一七）十月借款契約を改正して借款額を六百五十萬圓に改め、借款期間三〇ヶ年として其間滿鐵に經營委任することとなつた。

吉林—敦化を結ぶ吉敦線は吉會鐵道の一部を成すもので日本にとつては經濟的にも、軍事的にも重大なる意義を有する鐵道である。該鐵道は大正十四年（一九二五）滿鐵と中華民國交通部との間に、「吉敦鐵道建設請負契約」が締結せられ、滿鐵は施設資金二千四百萬圓を以て翌大正十五年（一九二六）六月起工、昭和三年（一九二八）十月吉林、敦化間二一〇軒四が完成された。而して舊吉長、吉敦兩鐵道ともその延長短く之を個々に經營する時は多大の經費を要し不便尠からざるに依り請負契約に基き開通の曉は兩鐵道の共同經營を行ふべき約束であつたが中國官憲は口實を構へてこれを拒否し遂に滿洲事變に逢着昭和六年（一九三一）十一月に至り漸く兩鐵道が合併され、滿鐵が其經營を委任された。

敦化圖們間の鐵道、舊稱敦圖線は滿洲國成立後日滿提携に依り急速に建設され、昭和八年（一九三

三）四月二十日完成、同年九月一日滿洲國に引繼がれ同日鐵路總局に移管本營業を開始し同時に吉長吉敦、敦圖を併せて京圖線を改稱茲に日支二十年來の懸案たりし吉會鐵道問題を事實上解決したのである。

些か重複の嫌はあるが次に參考の爲に吉會鐵道問題の経緯を附言する。それは古く明治四十年（一九〇七）日清兩國間に締結せられた「新奉及吉長鐵道に關する協定」第二條及明治四十二年（一九〇九）九月日支兩國間に調印せられた「間島に關する協定」第六條に於て吉會鐵道を敷設する際日本の有する權利を確認してゐる。而して大正七年（一九一八）に至り吉會鐵道問題は具体化し、日本興業、臺灣、朝鮮の三銀行と支那政府との間に「吉會鐵道豫備契約」が成立前記三銀行は前貸金として一千萬圓を無手数料にて支那政府に手交した。然るに右豫備契約成立直後段祺瑞内閣が崩壞した爲めに本契約の締結不可能となり、前貸金も其の儘放置せらるゝ結果となつたが、大正十二年（一九二三）段祺瑞再度執政となるに及び滿鐵との間に「吉敦鐵道建設請負契約」が成立した。而して本契約附屬交換文に於て右請負契約は吉會鐵道の正式借款契約締結までの暫定的契約であり、且又吉敦鐵道は吉會鐵道の一部を成すべきことが明記せられた。而してこれより曩日支合辦天圖公司の經營する天圖輕鐵は大正十三年（一九二四）既に會寧、老頭溝間の列車を運行せしめてゐる。

たから、吉會鐵道の未成區間は事實上敦化―老頭溝間一〇〇餘軒に過ぎなかつたのである。然るに支那側の猛烈なる排日運動はこの僅々一〇〇餘軒の鐵道敷設をも絶望に陥らしめ、遂に滿洲事變に逢着せしめたのである。

乃子山線 (蛟河―乃子山 一〇、〇軒)

舊吉敦線の一支線として昭和四年(一九二九)一月三十日完成されたもので、乃子山炭礦搬出を目的として居る。

朝開線 (朝陽川―開山屯 六〇、六軒)

本線は京圖線の南廻線として朝陽川に發し開山屯に到り、圖們江を越えて朝鮮の上三峰に到る。従前この區間を運行してゐた天圖輕鐵を買収して昭和八年七月起工、翌九年三月竣工、同四月一日鐵路總局に於て營業を開始した。

拉濱線 (拉法―濱江 二七二、〇軒)

京圖線の拉法に起つて濱江(ハルビン)に達する京圖線と共に日滿を繋ぐ最捷の新交通路をなす。本線は滿洲國と滿鐵との間に締結せられた『鐵道建設請負契約』に基き昭和七年(一九三二)一月滿鐵の手により空中寫眞測量に依り地形圖を作製、右圖面上に於て路線の選定及び工事の設計

を行ひ、同年六月拉法及び濱江の兩基起より同時に起工、翌年十一月南北軌道の接續を完了し、昭和九年(一九二四)一月假營業、同年九月鐵路總局に於て本營業を開始した。

小新連絡線 (小姑家―新站 九、〇軒)

拉濱線の建設と同時に起工完成した貨物専用線である。

三果樹碼頭線 (三果樹―三果樹碼頭 三、五軒)

拉濱線三果樹驛より分岐し、三果樹碼頭に到る貨物専用線で拉濱線と同時に建設さる。

濱北線 (三果樹―北安 三三六、一軒)

本線はもと呼蘭―海倫を結ぶ鐵道の故を以て呼海線と稱せられ、海倫より西北に伸びて克山に至る線は海克線と稱せられた。今濱江より呼蘭、海倫を連らねて北安に至る間を濱北線と呼び北安克山チチハルを齊北線と呼ぶこととなり舊名はすべて廢された。

呼海線の建設は日露戰爭後に於て黑龍江省議會の問題となり明治四十四年(一九一一)黑龍江鐵路壽備處が設立せられ建設資金の募集に着手したが偶々同年の革命に依つて頓挫、その後一再ならず計畫されたが何れも不成功に終つた。大正十四年(一九二五)に至り黑龍江省督辦吳俊陞の撤唱に依り呼海鐵路会社が設立され、官民合辦資本金一千萬元を以て之が敷設を實現することとなり

大正十 丁(一九二六)工事着手その後一時経費難に禍されたが昭和三年(一九二八)十二月馬船口海倫 二二一、一籽竣工直に營業を開始した。本鐵道は北滿の穀倉と稱せらるゝ豊饒の地を通過し従て 四の成績を擧げてゐるが、北滿鐵路との利害相反する爲め連絡協定成らず孤立状態にあつた。 線中海倫、北安間一〇六籽は事變後滿鐵の手により建設、昭和八年(一九三三)十二月竣工した。

馬船口線(馬船口—新松浦 一一、六籽)

前述呼海線の一部として建設されものであるが、滿洲建國後濱北線が濱江まで開通したので其用を減し、昭和九年四月ハルビン對岸馬船口と濱北線とを結ぶ地方鐵路として獨立した。

北黑線 (北安—辰清 一三六、七籽)

北安より大黒河に至る線で昭和八年(一九三三)六月起工、昭和九年三月三十日北安、辰清間竣工、同年十月十五日便宜運送開始、同年十二月一日鐵路總局に引繼がれ同日より正式營業を開始した。沿線中間の龍鎮以南は相當開墾されてゐるが、龍鎮以北は人煙稀薄で大部分未墾地である。然し本線の開通に依り今後肥沃なる土地を利用し多數の移民あるは豫想されるところで將來の發展は期待されてゐる。

齊北線 (齊々哈爾—北安 二三〇、四籽)

從來齊克線と稱せられたもので敷設工事は昂昂溪、チチハル間とチチハル泰安間との二區に分ち何れも昭和三年(一九二八)六月起工前者は同年十二月、後者は昭和五年(一九三〇)三月竣工した。本鐵道の建設に就ては北滿鐵道を横斷する爲め北鐵蘇聯幹部の強硬なる反對あり、所謂クロス問題として粉糾したのであるが、一九二八年春支那側の強硬交渉の結果蘇聯の讓歩に依つて解決した。因にチチハル昂昂溪間の建設資金百二十萬元は奉天兩省及交通部(京奉鐵路)が各四十萬元支出したがチチハル—泰安の建設資金に就いては黑龍江省政府出資とのみで其額は不明である。

尙ほ泰安、克山間及び克山、海倫間併せて一六二、二籽は滿洲事變後北滿開發の必要上急遽之が建設をなすこととなり滿鐵之に當り昭和七年(一九三二)十二月竣工、同時に假營業開始、翌年十二月鐵路總局に於て本營業を開始した。

訥河線 (寧年—訥河 八六、八籽)

齊北線寧年から北方訥河に至る事變前に寧年、拉哈間のみ敷設されてゐたのを齊北線の工事と共に着手、昭和八年(一九三三)十月一日完成と同時に營業を開始した。

四、線路總局の自動車經營

滿洲に於ける自動車運輸事業は事變前までは殆ど見るべきものがなかつた。關東州を別とすれば僅かに都市に於けるタクシー及トラックに依る營業が行はれてゐた程度で、長距離に亘る旅客貨物の自動車運輸の如きは頗る微々不振の情態に在つたその主なる原因は第一に自動車を通すべき道路がなかつたこと、第二に民度低く負擔力乏しく時間の遅速の如き殆んど問題とならなかつたことである。併乍ら滿洲國交通の將來を考へるならばこの自動車が如何に重要な地位と使命とを有すべきか今更言ふ迄もなきところである。近年歐米諸國に於ける自動車の發達はその交通界に革命を來し大いに鐵道を壓迫した。兩者の競争及協調の問題は蓋し現下歐米各國交通界の一大難問である。これ等先進國に於ては云ふ迄もなく鐵道が充分なる發達を遂げた後に自動車が見はれた。而かも鐵道は甚大なる打撃を蒙りつゝあるのである。滿洲國の鐵道は創設時代でありその路線の多くは所謂不經濟線である。この際自動車が別個に經營せらるゝことになれば鐵道の發達は不可能となり、國防の維持並に産業の開發に對する鐵道の協力は期待されぬこととなる。即ち現下の滿洲に於ては先進諸國に於て感ぜられつゝあるものより更に適切なる理由を以て鐵道の自動車兼營が必要とされるのである。

滿洲國はその成立以來、地方の治安工作及經濟開發工作を急速ならしむ爲めに交通の發達を圖るの必要に迫られ、鐵道の敷設と相俟つて國道建設を進めつゝある。即ち國道局は十年間に自動車の交通可能なる國道六萬軒建設の計畫を樹て昭和七年（一九三二）より着手した而して右國道中に於て

一、鐵道と競争になるべき路線

二、鐵道の代營となるべき路線

三、治安維持上及經濟開發上重要な路線

は之を國營自動車路線と定め國鐵之を兼營し、他の路線は民營に委ぬるといふ根本方針が確立した

イ、經營路線及豫定路線

總局の自動車運輸は昭和八年熱河征戰の直後、北票—承德間に開始せるを最初とし、目下十一路線三、五五二軒を經營してゐる。而してこの軒程は國有鐵道線四、〇一〇軒の八八%に當るのであるが、國道建設六〇、〇〇〇軒の半が國營路線になると假定すれば、今後十年にして總局自動車路線は約十倍にもならうかと想像される。

五、鐵路總局と附帶事業

一、土地經營及び産業施設

地方に於ける産業文化の開発は蓋し鐵道の大使命である。殊に文化尙低く資源未だ開かれざる滿洲國に於て、此の種附帶事業の經營は極めて重大なる意義をもつ。

總局は所謂附帶事業を有つてゐないが、從來鐵道に屬した土地約二八六、〇六四、四〇〇平方メートルの土地を所管する。其内容は左表の如くであつて、原則として線路及び停車場用地以外は公平なる貸付料金を徴集して眞面目なる事業經營者及び住宅建設者に貸與する方針を採つてゐる。即ち從來の外國人土地取得嚴禁制の撤廢と總局の援助——上下水道、公園、橋梁、その他後に述べる文化施設——とに依つて、人煙稀薄なる滿洲各地に集團的社會の發生市街地の勃興を期待するものである

二、教育衛生施設

現在に於ける教育施設は初等教育の普及を目的とし、滿人從事員子弟の教育を主とするもので缺員ある場合に限り一般の入學を認めて居る。これ等の學校は何れも扶輪小學校と稱し目下十四校を數へる。この外、奉天に鐵路學院を置き、本年三月一日滿人豫科生を募集、九〇〇名中より二〇〇名を入學せしめたのであるが、學生は學科以外に農耕、養蜂、飼牛、畜犬等を習はせ卒業後奧地現業に従事する際の準備をもなさしめてゐる。學院には講習科（電報生、電氣工、站務）と別科（徒

弟）とがあり何れも日滿人青少年を教育してゐる。尙ほ本年一月より主要旅客列車に列車書康二二二函を設けた。

鐵路總局經營小學校表

鐵路局名	學 校 名	學級數	兒童數	教員數	其他從事員
奉 天	皇姑屯扶輪小學校	一五	七〇五	二四	二
同	溝帮子 同	四	二三九	八	一
同	河 北 同	三	一六一	六	一
同	錦 縣 同	六	二九八	一一	一
同	濱 陽 同	九	四五九	一四	一
同	濱陽東分教場	四	二〇九	五	一
洮 南	四平街扶輪小學校	一四	七七二	二三	二
同	鄭家屯 同	六	四三六	一一	一
同	太平川 同	三	一七九	六	一
同	南洮南 同	三	一五三	六	一

同	洮南	同	一一	五六九	一九	一
同	洮南街基	同	三	八七	三	一
新	京	新	一八	九四一	二九	三
水	運局	吟爾濱濟航小學校	三	一〇八	四	三
計			一四	一一二	五、三一五	一六九
						一二

衛生施設に就いては舊時代の各鐵路局とも醫療機關をもち従事員の診断に當つてゐたが、施設概して不備、經營亦杜撰にして充分活用されて居なかつたので、總局は之を廢合して四鐵路醫院、六分院、十一診療所、四出診所となした。而して之が内容を整備し、且つ従事員のみならず一般地方民の需に應じ、以て地方衛生思想の普及と衛生状態の改善とに貢献すべく、本年五月醫院規定を發布して之を開放した。

全線に於ける衛生施設は尙ほ未だ貧弱であるが、各地に病院を設立することは困難なるを以て、總局は移動式醫院即ち醫院、列車を巡廻して醫院所在地外居住者の診療を行ひ、以て其の不備の一部を補ふことにしてゐる。また總局は従事員慰安列車を巡廻せしめるのであるが、其の際には其の中の一車に設備して診療に當ることにして居り、昨年度の好き既に月七、六〇〇名の患者を處置

した。この外、救急函は全線停車場其の他に四六〇個配置を了した。

水質試験は主要都市四八箇所にて施行したが概ね不良である。衛生思想の普及は今後長年の努力を要するところである。

鐵路總局經營醫院表

(昭和九年十二月十日現在)

鐵路局名	醫院名	所在地
奉天	奉天鐵路醫院	奉天皇姑屯
	大虎山診療所	大虎山
	溝帮子診療所	溝帮子
	錦縣分醫院	錦縣
	興城診療所	興城
	彰武同	彰武
	河北同	河北
	山城鎮分醫院	山城鎮
	朝陽鎮診療所	朝陽鎮

新	奉天總站出張所	(奉天)商埠地
京	瀋陽站出張所	瀋陽(瀋陽站構内)
	新京鐵路醫院	新京東站
	敦化分醫院	敦化
哈爾濱	哈爾濱鐵路醫院	哈爾濱松浦
	海倫分醫院	海倫
	綏化診療所	綏化
	哈爾濱造船所出張所	哈爾濱造船所構内
洮南	洮南鐵路醫院	洮南
	南洮南出張所	洮南信號所構内
	四平街分醫院	四平街
	鄭家屯 同	鄭家屯
	通遼診療所	通遼
	太平川 同	太平川

齋々哈爾療診所
克山 同

齋々哈爾
克山

鐵路總局經營醫院従事員表

(昭和九年十二月十日現在)

醫師	奉天鐵路局	新京鐵路局	哈爾濱鐵路局	路南鐵路局	計
藥劑師	一一(二)	八(二)	五(二)	一一(三)	三五(九)
事務員	七(二)	六(二)	二	七(二)	一二(五)
看護婦	六(二)	七(二)	三(一)	九(三)	二五(八)
醫務助手	五(一)	一三(二)	四	一三(二)	三五(五)
夫役	七(一)	三	三	五	一八(一)
計	四四	一二	一一	三五	一〇三
註	七五(六)	四九(六)	二八(三)	八〇(九)	二三二(二四)

三、警務及び鐵路愛護村

貨客の安全を確保するは交通機關としての絶對的義務である。然るに滿洲國の現状に於ては尙ほ其の安全を保し難き状態に在り、鐵路總局は國有鐵道に附帶する警察權を行使し、日滿軍警と協力して治安及び秩序の維持に當つてゐる。

總局が國鐵の經營委託を受けた當時舊鐵朝の路警約五、〇〇〇名の引繼を受けた。當時匪賊の横行甚しく橋梁及び線路の破壊、列車及び中間驛の襲撃従事員の殺傷拉致等事故頻發する有様であつたが、これ等の路警はその素質も訓練も満足なものでなく、路警とは匪賊に遇ふ時武器を差出して眞先に逃げるものなりとさへ酷評された。茲に於て總局は昨年來十回に亘つて日本退役兵及び在郷兵を募集し、警務執行上の必須課程を教育した上で之を各鐵路局に配屬した。續いて日本の豫備將校下士及び警察官吏を採用して路警の指導訓練に當らしめた。爾來、日滿兩國軍警の努力による治安維持工作の進展と相俟つて、事故の激減を見たのは喜ぶべき現象である。現在警務従事員は日人一、一七一。滿人五、二二三。白系露人三八五である、白系露人は滿人に比し節度あり且つ防匪に對しても勇敢である。尙ほ滿人路警も訓練の結果大いに見る可きものなり、規律も著しく進み勇戰奮闘の事例を示してゐる。

總局昨年度の主たる努力は先づ『旅客の安全』を確保することに向けられた。本年度より一步を

進めて『線路安全』を確保すべく努力してゐる。因に總局が採用した警備對策の主要なるものを列舉れば、

- 一、夜間旅客列車の運行を變更して匪害の機會を少くすると共に、危險地區間に於ては先驅車を運轉する。
- 一、車内消焼、閉扉旋錠及び電流裝置を實施して匪賊の車内侵入を豫防した。
- 一、列車及び自動車を配置する路警の裝備を充實すると共に、車輪を改造して突出せる框室を設け之に機關銃を置いて全列車の側面を薙倒し得る設備をした。
- 一、各旅客列車に携帶電話器及炬火信號を備へ、奉吉線に於て機關車に音響信號タイプオンを備へた本年は旅客列車に無電を裝置する豫定である。
- 一、驛舎工事物等を監視警戒し事故を速報する爲めに警備犬及び通信鳩を訓練中である。既に一部に配置した一、沿線住民との連絡を密にして匪賊情報蒐集の途を講じ、各驛には匪賊情報專任の特務路警を配置して、匪賊の豫防處置を充分にした。
- 一、鐵道が匪賊に破壊されたる地點は地形、部落情況、交通路等特殊條件に依つて限定されることが多いので之が實地調査に基いて對策を考究してゐる。

思ふに以上の諸対策は謂はゞ直接の警戒であるが、之のみを以て萬全を期することは難しい。萬全は所謂『守り四圍に在り』でなければ期せられぬ。鐵路總局は茲に見る所あつて『民路合作』を標語として沿線の民衆に呼びかけ大いに鐵路愛護運動を起した。由來滿洲の鐵道は民衆搾取の機關ではあつても、民衆福祉の機關ではなかつた。民衆は鐵道に憎しみは持つても愛はもたなかつた。彼等果して總局の笛に踊るや否や頗る懸念された所であるが至誠は通ずる。且つ日滿軍警協力も目覺しかつた。鐵道沿線兩側五軒以内の村落及び民衆を密接に鐵道に結付けるといふ計畫は成功した。即ち昨年六月以來各地に鐵路愛護懇親會が開かれたが其の中には自發的に鐵道警備への協力を申出るものもあり、愛護村設立の具體的提言をするものもあり、着手以來九ヶ月を以て本年四月迄に先づ全線に於ける鐵路愛護村の組織設定を見た。

車窓より沿線の村々に翩翻として旗の翻るを見る、それが愛護村旗である。目下愛護村たるもの一、一六九箇村、五五萬戸、加盟人員三一五人、更に拉濱線、熱河線及自動車路線に向つて進出實施の計畫である。而して此等の愛護村は村長を中心としてもより驛長に連絡してゐるのであるが、既に匪賊情報の道報は素より、事故の際には村民總出で自發的に列車乗務員に協力して呉れる等嬉しい事例も尠くない。併し造つた佛に魂を入れる開眼工作は今後であつて、總局は農産畜産の改良

施設、救護施藥、各種集會の開催、愛護少女隊の編成訓練等吝みなく努力を續けてゐる。總局が掲げたる『王道は鐵道より』の標語を其の儘に、先づこの愛護村に於ける物資の開発、民族の融和を期し、この愛護村をして新興滿洲國王道實現の苗圃たり搖籃たらしめんと勇みつゝある。

第七編 滿洲經濟概況

第一章 金融機關

主要金融機關

(昭和十年二月調)

◎滿洲國側

名 稱	支 店 出 張 所 々 在 地
滿洲中央銀行(總行新京)	(分行)奉天、吉林、齊々哈爾 哈爾濱外ニ支行一〇七ヶ所、辦事處二三ヶ所
金融合作社(總社新京)	(金融合作社所在地)奉天省一九ヶ所、吉林省九ヶ所、靜江省七ヶ所、濱江省七ヶ所、錦州省五ヶ所、三江省二ヶ所、安東省一ヶ所、熱河省一ヶ所

◎日本側

名稱

朝鮮銀行(本店京城)

支店、出張所々在地

橫濱正金銀行(本店橫濱)

大連、旅順、營口、遼陽、奉天、同小西關、鐵嶺、開原、四平街、新京、安東、哈爾濱、同傳家甸、龍井、

正隆銀行(本店大連)

大連、營口、奉天、新京、哈爾濱、

滿洲銀行(本店大連)

旅順、營口、鞍山、奉天、同小西關、撫順、安東、開原、四平街、公主嶺、新京、哈爾濱、

東洋拓殖株式會社(本社東京)
金融組合(聯合會大連)

大連、奉天、新京、哈爾濱、間島、

(都市金融組合所在地) 大連、同沙河口、旅順、瓦房店、大石橋、營口、鞍山、遼陽、奉天、撫順、鐵嶺、開原、四平街、公主嶺、新京、哈爾濱
(外三村落金融組合關東州内ニ五ヶ所)

第二章 鑛產資源

主要鑛產資源埋藏量

品目	埋藏量 (噸)
鐵 鑛	一、二二一、四八七、〇〇〇
石 炭	四、八〇四、〇〇〇、〇〇〇
菱 苦 土 鑛	三八三、五九〇、〇〇〇
油 母 頁 岩	四、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇

第三章 輸出入品及價格

主要輸出入品

(單位、國幣圓)

品目	主要輸出品		主要輸入品	
	康德元年 (昭和九年)	大同二年 (昭和八年)	康德元年 (昭和九年)	大同二年 (昭和八年)
豚 毛	三、一四五、八三三	二、三九七、三三三	生 綿 布	一八、八四四、四四四

皮	皮革	七六三、四八八	一、一八九、八一	漂白或染色綿布	二五、八二〇、一五五	二八、一三三、六七九
毛	皮	一、九三、五一五	二、一四七、八三六	捺染綿布	一〇、九四八、四三〇	一〇、二九五、九〇〇
大	豆	一六〇、三四八、七四六	一六九、〇九五、四八八	其他綿布	一二、四三九、五四七	三、七八二、六一六
其	他	九、九九三、五七七	九、一八〇、一八五	棉	一二、二八三、七一一	一一、〇四六、〇二八
蕎	麥	四、二五一、一九八	三、三三三、六二二	綿	一二、五三三、四一六	二〇、九二七、二五七
高	梁	七、三〇〇、六四五	七、二二五、三八九	麻	一六、一三三、九九八	八二〇、二八三
玉	蜀	五、〇二六、〇六一	三、三一九、四九〇	毛	九、五七九、三八六	七、八三一、四四一
粟	黍	一九、九四〇、一〇四	一四、七四五、六九九	絹	一〇、九四二、四一五	八、二八、〇〇七
豆	粕	五、一五〇、八、七九八	五七、六二四、三三三	鐵	五八、三三七、〇〇八	三九、九九六、七三四
人	蔘	一、一三九、三四九	一、三八〇、四五五	機	二八、〇五六、三八六	九、五四三、六一一
豆	油	二六、二六二、一八七	一八、四七二、六〇九	車	三〇、九四五、七六三	三二、六九八、七八四
落	花	一四、二一九、〇〇八	八、八二六、三五〇	茶	三、〇三三、一九〇	三、三二二、四〇四
大	麻	四、四一〇、二五三	三、〇五二、六六六	米	七、四七六、四五五	四、〇七九、八一九
	及			粉		

蘇	子	四、一五二、六〇三	三、〇五一、三三二	小	麥	粉	五、一〇五八、五二一	五八、六七八、九四六
胡	麻	子	五、八六五、一一九	砂	糖		一一、三二八、五六六	一六、〇二八、七六八
混	合	飼	八、六六八、〇五八	紙	卷	煙	二、六七七、八九九	一、七三三、七二八
石	炭		四、一九五、六〇〇	葉	煙	草	八、五五八、〇八〇	九、五〇二、八五四
頁	岩	油	九六三、九七八	揮	發	油	九、八六四、七六九	九、〇〇九、四二八
木	材		三、八七六、二七〇	燈	油		一一、六二〇、八五七	七、五八二、四七八
柞	蠶	絲	七、四〇八、八七五	紙			一一、一三九、四九八	一〇、〇二二、六七七
緬	羊	毛	七、五五六、一〇四	木	材		一一、四九九、〇九七	九、六三七、六四三
綿	織	絲	六、一三六、一〇八	洋	灰		七、九〇〇、六三六	六、三三八、一三三
銑	鐵		一〇、三八〇、三〇五					
硫	安		一、七二七、六九六					
鹽			五、四三八、一一四					

第四章 特殊會社一覽

滿洲重要會社一覽

會社名	組織	公稱資本金	拂込資本金	設立年月	代表者	本店所在地
南滿洲鐵道株式會社	日本法人	八〇〇,〇〇〇,〇〇〇	五三三,三〇八,〇〇〇	明治三九、二	總裁 松岡洋右	大連市
滿洲中央銀行	滿洲國特殊法人	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇	大同元、六	總裁 榮厚	新京
滿洲航空株式會社	日滿合辦人	三,八五〇,〇〇〇	三,八五〇,〇〇〇	大同元、九	社長 榮源	奉天
滿洲電信電話株式會社	日滿合辦 兩國協定二基ヲ	五〇,〇〇〇,〇〇〇	二九,七五〇,〇〇〇	大同二、八	總裁 山內靜夫	新京
滿洲石油株式會社	日滿合辦人	五,〇〇〇,〇〇〇	一,二五〇,〇〇〇	大同三、二	理事長 橋本圭三郎	大連市
同和自動車株式會社	日滿合辦人	六,〇〇〇,〇〇〇	一,七〇〇,〇〇〇	康德元、三	理事長 谷田繁太郎	奉天
滿洲棉花股份有限公司	日滿合辦人	二,〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	康德元、四	董事長 孫奏庭	奉天
滿洲炭礦株式會社	日滿合辦人	一六,〇〇〇,〇〇〇	一六,〇〇〇,〇〇〇	康德元、五	理事長 河本大作	新京
滿洲計器股份有限公司	日滿合辦人	一,五〇〇,〇〇〇	七五〇,〇〇〇	康德元、五	董事長 張亞東	新京

第五章 工業統計及工場數

滿洲工業統計

滿洲採金株式會社	日滿合辦 滿洲國特殊法人	一三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	康德元、五	理事長 張孤	新京
滿洲電業股份有限公司	日滿合辦 滿洲國特殊法人	九〇,〇〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇,〇〇〇	康德元、二	社長 吉田豐彦	新京
株式會社昭和製鋼所	日本法人	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇,〇〇〇	昭和四、七	社長 伍堂卓雄	鞍山
滿洲化學工業株式會社	日本法人	二五,〇〇〇,〇〇〇	二五,〇〇〇,〇〇〇	昭和八、五	社長 高橋是賢	大連市

一、總括

工場數	四,〇七九	投資額	三四三,三〇一,〇七圓
職工數	一〇八,九〇六人	原動機	二九一,三五五馬力

二、主要生產額

大豆	三,六八,三三圓	銑鐵	一一,〇〇,六六圓
大豆粕	七,三四,七六圓	其他	一八六,七三,五九七圓
麥粉	三,八三,七五圓	合計	三四,三九,一四六圓

地方別	工場數 合計	金屬 工業	機械器 具工業	窯業	紡織 工業	化學 工業	食料品 工業	雜工業
總數	4,079	2,504	224	535	809	752	751	756
關東州內	570	58	66	86	8	92	97	26
大連	399	3	59	54	28	77	33	90
其他	271	19	7	33	28	14	35	36
滿鐵附屬地內	738	49	56	54	50	28	194	207
新 京	183	3	14	5	6	9	3	8
奉 天	103	8	9	5	7	4	2	5
撫 順	92	9	3	5	2	3	2	4
鞍 山	24	3	1	4	1	5	4	7
遼 陽	10	1	1	1	2	1	4	1
安 東	8	3	1	1	1	1	2	1
營 口	7	1	1	1	1	1	1	1
其 他	283	24	1	22	33	30	1	40
滿鐵外鐵道沿線	1,019	54	57	248	179	266	185	210
哈 爾 濱	356	5	24	87	27	49	72	13
齊 齊 哈 爾	48	7	5	28	1	6	21	3
吉 林	89	1	2	18	2	2	3	9
洮 南	3	1	2	1	1	1	5	7
鄭 家 屯	7	1	4	1	1	1	7	2
其 他	47	25	30	3	26	185	74	76

地方別	工場數 合計	金屬 工業	機械器 具工業	窯業	紡織 工業	化學 工業	食料品 工業	雜工業
總數	1,308	89	44	277	302	247	288	260
新 京	106	4	3	5	10	7	11	7
奉 天	72	5	2	8	11	4	15	16
遼 陽	83	1	1	2	6	2	3	1
安 東	39	1	3	2	4	2	2	1
營 口	7	1	1	2	3	3	1	0
其 他	283	24	1	22	33	30	1	40
滿鐵外鐵道沿線	1,019	54	57	248	179	266	185	210
哈 爾 濱	356	5	24	87	27	49	72	13
齊 齊 哈 爾	48	7	5	28	1	6	21	3
吉 林	89	1	2	18	2	2	3	9
洮 南	3	1	2	1	1	1	5	7
鄭 家 屯	7	1	4	1	1	1	7	2
其 他	47	25	30	3	26	185	74	76

其他ノ地方	1,099	4	1	18	33	4	37	55
生産金額	3,333,333	1,234,567	2,345,678	3,456,789	4,567,890	5,678,901	6,789,012	7,890,123
(單位千圓)								

備考 滿洲産業統計(昭和七年度)ニ據ル職工五人以上ノ工場ニツキ調査セルモノ

第六編 敦化圖門間鐵道の完成と日滿關係

第一章 滿洲事變前に於ける吉會鐵道問題

滿蒙に於ける鐵道の敷設は二十世紀の初頭に始る。爾來三十餘年、滿蒙に於ける鐵道敷設を大別して次の四期に分つことができる。即ち、第一、東清鐵道並に京奉鐵道の創設時代、第二、南滿洲鐵道の創業並にその培養線建設時代、第三、中國側の鐵道敷設熱全盛時代、第四、滿洲國成立後の新線建設時代がこれである。而して滿洲國の建國は、國內に於ける鐵道網の完成を焦眉の緊急事として認むるに至り海克、拉濱、敦圖その他の新線敷設を見たのであるが、それらの新線中最も重大なる意義を有するものは云ふまでもなくこの敦圖線であらう。實にこの敦圖線の開通こそ、日滿兩

國の經濟ブロック結成に、又、東亞の政治的、軍事的動向に、革命的大轉換を與へる最大の因子であつて、日本の大陸政策は、茲に初めて多年の念願たる「日本海中心時代」を現出したと云ふことができる。換言すれば我が大陸政策の重點は、大連より羅津へ、太平洋より日本海へ表日本より裏日本へと擴大して、茲にその劃期的飛躍を約束せらるゝに至つたと見得るのである。

日滿交通史上に特筆大書すべきこの敦圖線の、眞の意義と價値とを知る爲めには、先づ吉會鐵道問題を想起しなくてはならない。抑も敦圖線は所謂吉會鐵道の事實上の一部分を成すものであつて目下建設中の敦圖南廻線は、舊吉會鐵道の豫定線をそのままに完成するものである。吉會鐵道は改めて詳述するまでも無く、吉林と會寧とを結ぶ豫定線として知られてゐたものであつて、その沿革を逐年的に回顧すれば、先づ一九〇七年四月十五日(明治四十年)日清兩國に締結せられた「新奉及吉長鐵道に關する協約」第三條中に、「將來吉長鐵道に在て支線を敷設し或は該鐵道を延長する場合には其の建造のことは清國政府の自辨に歸すべく若し資金に不足あるときは會社(滿鐵)に向て借入を申込むべし」と規定しあり、吉長鐵道がその支線又は延長線を敷設する場合に於ける日清兩國以外の他國資本の介入を明かに排除してゐる。次に一九〇九年九月四日、(明治四十二年)同じく日支兩國間に調印された「間島に關する協約」第六條に於ては「清國政府は將來吉長鐵道を延吉

南境に延長し韓國會寧に於て韓國鐵道と連絡すべく、その一切の辦法は吉長鐵道と一律たるべし。開辦の時期は清國政府に於て情勢を酌量し日本政府と商議の上之を定む」と明記され、こゝに所謂吉會鐵道の輪廓が明かにせられた。更に一九一八年（大正七年）に至つて吉會鐵道問題は漸く具體化し、日本興業、台灣、朝鮮の三銀行と中華民國との間に「吉會鐵道借款豫備契約」が成立した。それに依れば中華民國政府は吉林より延吉南境を経て圖們江に至り會寧に連絡すべき鐵道建設の爲め、前記三銀行との間に本借款約を締結すべく、前貸しとして前記三銀行は日本金一千萬圓を無手数料にて中國政府に交付した。然るに本豫備契約成立後間もなく段祺瑞内閣崩壊して遂に本契約は締結せられず従つて前記一千萬圓の前貸金もそのままに放置せられる始末となつた。其の後一九二三年（大正十二年）に至り、吉會鐵道問題に關して責任を有する段祺瑞が再び執政となるに及び、滿鐵との間に「吉敦鐵道建設請負契約」が成立して、吉會鐵道の一部分と看做すべき吉林敦化間二百二十一軒の鐵道が、請負金額二千四百萬圓を以て建設せられる事となつた。而して本契約附屬交換文に於て、吉敦鐵道建設請負契約は吉會鐵道の正式借款契約締結までの暫定的契約であり、又、吉會鐵道の一部を成すべき事が明記せられた。

これより先き、「中日合辦天圖輕鐵公司」の經營になる天圖輕鐵は大正十三年より會寧、老頭溝

間を連絡してゐたから、事變前に於ける吉會鐵道の未成部分は敦化—老頭溝間の百餘軒に過ぎなかつた。然るに事變前の中國に於ける排外排日運動は衆知の如く熾烈を極め、この敦化、老頭溝間百軒の鐵道敷設も全く絶望状態を續けたまゝに滿洲事變に逢着したのであつた。吉會鐵道の意義は各方面に亘る頗る廣汎重要なものを含んでゐるが、地圖を一瞥して何人も容易に首肯し得る所は、日滿の交通路がその最短距離を以て北鮮と裏日本に結ばるゝ一事である。試みに大阪を起點とすれば、敦賀より海路清津又は羅津に至り、京圖線を経て、新京に至る距離は、之を大連經由に比すれば六六〇軒乃至七三〇軒の捷路となり、旅客輸送時間に於て約二十時間の短縮となる。この輸送距離の短縮は、貨物に於てもその生産地と消費地とをより接近せしめることであつて、就中滿洲特産物の最大の得意先たる京阪及び關東北陸地方が、將來北鮮港灣の建設改良と優秀船の配置とに相俟つて、絶大なる經濟的利便を享くるに至るべき事は云ふまでも無い。

凡そ日滿兩國の政治的、經濟的結合連繫が東亞の平和、東洋民族發展の基石たるべきは敢て議論の餘地なく、之が爲め滿洲國が建國草創一舉にして所謂吉會鐵道問題を解決したことは、その先見の明あるを誇るに足ると共に、日滿兩國の將來にとつて最も慶賀すべき事と云はねばならぬ。

第二章 敦化線の終端港と連絡航路

一昨秋、敦圖線急遽建設の報が傳はるや、北鮮三港を繞つて猛烈な終端港獲得運動が繼續せられ、滿鮮國境に於ける鐵道連接都市の地價も逐日驚異的な高騰を續けた。しかる折柄、昭和七年五月に至つて拓務省は終端港を羅津に指定し、次で八月、朝鮮總督府も亦港灣埋立に關する用地收用令を發表して、茲に多年の問題であつた終端港も轟々たる世論の裡に決定せられた。

終端港に關聯する連絡航路に就いても、遞信、鐵道、商工各省及び滿鐵に於て銳意考究中であつたが、昨年十月に至つて大體の内定を得たと傳へられた。本年七月の調査による北鮮内地間の航路は次表の如くであるが（次表參照）茲には敦圖線の將來に直接の關係を持つ清津、雄基、羅津の三港についてその概略を記す事とする。

第一節 清 津 港

清津は明治三十七八年戰役當時までは、戸數僅かに百餘の荒寥たる一漁村に過ぎなかつたが、我が北韓軍が此の地を上陸地に指定して以來、内鮮人の移住する者漸く多く、明治四十一年には早くも開港に指定せられた。其の後清津會寧間の鐵道開通に伴ひ、咸北及び間島地方一圓を港勢圏内に抱擁し、又、咸鎮線の新設と、之に伴ふ諸般産業の開發と共に地方物資の集散も旺盛となり今や人

口三六、〇〇〇、内地人約八、四〇〇人を有する、北鮮屈指の都邑となつた。

清津は背後に雙燕山、天馬山を負ひ、その東方には高抹半島が突出して灣形を成してゐる。街は海岸通り一筋の平坦な商店街を商店街を有するほか、他は凡て山地を拓いた市街地である。市街地である常街地と清津驛間は天馬山に遮られて、この間道路はその裾野を縫つてゐる。目下この天馬山を切開いて市街地建設中であり、その土砂は埋立工事に使用せられてゐる。又灣内に流入する輸城河は嘗て屢々大洪水を起し、港灣修築に多大の支障を與へたため、今之を遠く西南方に附替工事である。この附近より會寧に至る一帯の地域約十方里は所謂輸城平野を成し、清津港の背後地として將來の利用を計劃されてゐる所である。

現在北鮮一の設備を誇る清津港は、明治四十年、舊韓國政府時代に於て既に工費三七萬餘圓を投じて成つた水面積一二、八〇〇坪の船溜と税關とを有してゐた。其の後更に棧橋一基と、上家、倉庫各一棟を建築して船車連絡の簡捷を圖つた。爾來貿易額は逐年増加し、大正十一年、工費二五〇萬圓を以て大々的修築の計畫をなすまでに發展したが、翌年偶々關東大震災起り、財政の都合上之が中止の已むなきに至つた。次いで大正十五年に至り、總工事豫算一、六四〇萬圓、大正十五年より昭和八年に至る八ヶ年繼續事業として港灣の大修築を行ふこととなつた。

この計畫中、内防波堤六〇〇米は既に竣工して水上面積一一〇、〇〇〇坪を抱擁することとなつた。繫船岩壁工事は目下着々として進行中であるが、之が完成期は昭和九年十月の豫定と云はれ、従つてそれまでは沖荷役に依らねばならぬ。昭和六年十一月の調査による荷役能力は雄基のそれと大差なく一日約二、四〇〇—二、五〇〇艘である。

斯の如く清津港の修築工事は昭和九年十月完成の豫定であつて、將來敦岡南廻線の終端港として雄基港と共に、羅津港の補助港となるものである。然し市街地は頗る狹隘にて現在以上の發展を望む事は困難とせられてゐる。唯附近に輪城平野を控へ、且行政、經濟その他各種の機關を具有せる點より觀て、將來工業的地域として興隆すべく期待されてゐるところもある。最近三ヶ年間の清津港貿易額は左表の通りである。

	輸 移 入	輸 移 出	計
昭和四年	九一、三一〇艘	一六九、六四七艘	二六〇、九五七艘
昭和五年	八二、四八八艘	一四一、四三七艘	二二三、九二五艘
昭昭和六年	四八、二〇五艘	一五三、一九五艘	二〇一、四〇〇艘

なほ本年六月末現在清津の人口は左の如くで、昨年六月に比し、二三二戸、一、〇五二人の増加

欠

MISSING

第七編 間島事情概要

大陸進出の新徑路としての間島及び敦化線は、嘗に經濟上のみならず、朝鮮統治上にも、國防上にも極めて重大なる意義を有し、若し關東州を滿洲の正支關とすれば、間島はその勝手口たるが如き立場に在り勝手口なるが故に却つて我國にとつては殊更に機微な關係に立つと云ふ事が出来る。間島は地域的には我が四國より僅かに大なる程度であるが、その位置は滿、鮮、蘇三國の境界に位し、滿鮮の脊梁を成す長白山を控へて、歴史的にも金、清の發祥地であつた。而してそこに生活する住民の八割は朝鮮人であつて、住民の上より見れば間島は我が領土たる觀を呈し、旅大が内邦人の滿蒙發展に資せるが如く、間島は朝鮮民族滿洲進出の「」を成した。今日の敦化線開通は今後の我が對滿發展が更に一つの鞏固な根據地を獲得した事を示すのである。これは地理的に見ても極めて自然の勢であつて、嘗て山東の漢民族が渤海を渡つて南北滿洲に土着繁殖した様に、内鮮人は間島を通じて遠く北滿地方にまで進出すべきである。實に自然なるが故にこそ、半島民族は凡ゆる禁令を犯して先づ間島に移住したのであつた。更に間島に見る重要な現象は、大連を門戸とする日本大陸進出が専ら商工業を中心とするものであるのに反して、間島を中心とするそれは常に農業

を主體とし、前者が浮動的であるのに反して後者は常に定着的である一事である。この一事は大連と間島とを比較する時觀過する事の出来ない重要事であつて、兩者は等しく我が滿洲進出の二大徑路であり乍ら、根本的にその性質を異にするのである。勿論、羅津港完成後に於ける北鮮地方の對滿貿易發達は、この根本的相違に或る程度の變化を生ぜしめるであらうが、然かもなほ間島を中心とする發展は常に農業的たり、定着的たるべきであつて、定着的なるが故に間島を中心とする發展は一段の重要性と恒久性とを有するのである。

第一章 間島問題の經緯と間島に関する協約

白頭山を分水嶺として滿鮮の國境を南北に區分する圖們、鴨綠江二の流域は、長白山系に圍まれて多く山河四塞の要害を成し、古來幾多の民族の雌伏する根據地となつた。それは守るに易く攻むるに難く、遠くは高句麗國を建設した扶餘族が蹶起したのもこゝであり、渤海の大氏が興つたのもこゝであり、近くは女眞族の擡頭したのもこゝであつた。そしてこれらの民族はその都度滿鮮に誇る國家を形成して常に半島民族を壓迫することを忘れなかつた。従つて歴史的にも、地理的にも、將又民族的にも、滿鮮の國境を判然と區劃する事は頗る困難であつたのである。

朝鮮が現在北鮮の地方を拓き、圖們江の天險を劃してその境界となし得た歴史は比較的新しく、それが確實に朝鮮の領有する所となつたのは今を距る二四〇餘年の昔であつた。それは女眞の遺裔たる愛親覺羅氏が起つて滿洲朝廷を建設するに至り、その部族を擧げて中原に去つた餘惠であつて爲には朝鮮は一兵をも動かすことなく、平和裡にこゝに進出し得る結果となつたのである。

今日間島地方に見る半島民族が鴨綠圖們の二江を渡つて越境墾田した移住の歴史は遠く且つ久しいが、その時代に關する明確な文献は無い。通説には清の太宗が東條邊牆以東、鴨綠、圖們兩江以北その祖先發祥の靈地たる白山黒水の地を封じて四禁の域とした一六八〇年代を以てその起原とされてゐる。然し逆説的にはこの封禁地帯の設定自體が、それ以前に於ける半島民族の渡江開拓を裏書きするものとも云ひ得る。とまれ、その設定後に於ても竹冠麻衣の韓人移民は更に絶えず、之に關する清韓兩國の交渉も益々繁きを加ふるに至つて、遂に境界査定の必要に迫られ、やがて長白山定界碑の建立となり、延いてはこれが間島問題惹起の端緒となつたものであると云ひ得るであらう。

抑も所謂間島問題の經緯は、白頭山定界碑建立後一七〇年、李德壽官太王熙の十九年（明治十五年）時の吉林省將軍が韓國政府に對して間島居住鮮人の本國招還方を要求した時に初まる。之に對して韓國政府は先づ圖們江岸住民の訴願を容れて長白山上定界碑を踏査し間島を清國の領土と認め

難き旨を回答した。爾後この間島所屬問題は常に清韓兩國訌争の主題となり、爲めに韓國はその間島居住鮮人の保護に關して不斷に清國の壓迫を蒙る結果となつた。然るにその後日清、日露の兩役を経て極東の情勢に黎明來り、韓國が日本の保護國となるに及んで、間島に關する清韓の交渉は日清兩國間の外交問題に移されるに至つた。當時日本の朝鮮總監府は、爾後間島を韓國の領土として行動すべきことを聲明し、間島問題に對する帝國政府の斷乎たる決心を表明する所があつたが、時たま／＼日清間には滿洲に關する諸種の重要なる交渉懸案が行惱みの状態に在り、之が圓滿なる解決は滿洲に於ける日本將來の地歩を確立する上に最緊急事と看做されてゐた。茲に於て日本政府は遂に間島問題を犠牲として之が領土權を清國に讓渡し、その交換條件として左の四大問題を解決する事となつた。

- 一、安奉線の改築問題
- 二、清國側の撫順及び煙台炭坑還附要求問題
- 三、清國側の營口支線撤退要求問題
- 四、關外鐵道の法庫門延長問題

以上の四問題に對する日本側の主張は頗る鞏固であつた。清國側は若し間島問題に關して日本が

讓歩すれば他の諸問題に於て日本の主張を容るべく提案して來たので、前記の如く日本は間島の領土權を清國に讓り、之と交換的に叙上四問題に關して日本の主張を貫徹したのであつた。

清國が斯くも間島の領土權主張に對して執拗であつた所以は、この地方が清朝發祥の靈地であつたからであると云はれる。若し又、この地方を他國に讓る時は清朝の威信が地に墮つると共に大清國の邊境にはなほ所屬不鮮明の地域多く、従つて一度間島を日本に讓渡すれば、將來他の諸國より續々として國境問題を提起せられる危惧があつたからでもある。

左に間島に關する協約の條文を掲げる。

間島に關する協約（明治四十二年九月四日北京に於て調印す）

大日本帝國政府及大清國政府は善隣の交誼に鑑み圖們江が清韓兩國の國境たる事を互に確認し並に妥協の精神を以て一切の辦法を商定し以て清韓兩國の邊民をして永遠に治安の慶福を享受せしむる事を欲し茲に左の條款を訂立せり

第一條 日滿兩國政府は圖們江を清韓兩國の國境とし江源地方に於ては定界碑を起點とし石乙水を以て兩國の境界となすことを聲明す。

第二條 清國政府は協約調印後成るべく速に左記の各地を外國人の居住及貿易の爲開放すべく日本

國政府は此等の地に領事館若は領事館分館を酌設すべし開放の期日は別に之を定む

龍井村
局子街
頭道溝
百草溝

第三條 清國政府は從來の通圖們江北の墾地に於て韓民の居住を承准す。其の地域の境界は別圖を以て之を示す。

第四條 圖們江北地方雜居地區内墾地居住の韓民は清國の法權に服従し、清國地方官の管轄裁判に歸す、清國官憲は右韓民を清國民と同様に待遇すべく、納稅其の他一切行政上の處分も清國民と同様たるべし。

右韓民に關係する民事刑事一切の訴訟事件は、清國官憲に於て清國の法律を按照し、公平に裁判すべく日本國領事官又は其の委任を受けたる官吏は自由に法廷に立會ふことを得。但し人命に關する重案に付ては須らく先づ日本國領事官に知照すべきものとす。日本國領事館に於て若し法律を按せずして判斷せる廉あることを認めたるときは、公正の裁判を期せむが爲別に官吏を派して

覆審すべきことを清國に請求することを得。

第五條 圖們江北雜居域内に於ける韓民所有の土地、家屋は清國政府より清國人民の財産同様完全に保護すべし。又該江沿岸には場所を擇み渡船を設け雙方人民の往來は自由たるべし。但し兵器を携帯するものは公文又は護照なくして國境を越ゆるを得ず。雜居區域内産出の米穀は韓民の販運を許す。尤も凶年に際しては仍禁止することを得べく柴草は舊に依り照辨すべし。

第六條 清國政府は將來吉長鐵道を延長し韓國會寧に於て韓國鐵道と連絡すべく其の一切の辦法は吉長鐵道と一律たるべし。開辨の時期は清國政府に於て情形を酌量し日本國政府と商議の上之を定む。

第七條 本協約は調印後直に効力を生ずべく統監府派出所並文武の各員は成るべく速に撤退を開始し二箇月を以て完了すべし。日本國政府は二箇月以内に第二條所開の通商地に領事館を開設すべし。(後略)

滿洲事變直前に於ける間島は朝鮮獨立共產黨の暴動と、中國官憲の居住鮮人壓迫とによつて廣く世に喧傳せられた。昭和六年末に於ける間島地方居住の鮮人は約四〇萬人、中國人一二萬人であつたが、想ふに斯く朝鮮人がその大部分を占むる間島地方が、中國の領土であつて日本官憲の力が及

ばず、兩國の支配的勢力が互に入り亂れて、變態的狀態を現出してゐた所に、所謂間島問題の最も困難な問題が横たはつてゐる。更にこの情勢を悪化せしめる拍車として共匪の跋扈と、中國側の利權回收運動に因つて起る朝鮮人壓迫とがあつた。之等の諸問題を繞つて、事變前に於て最も危殆に瀕してゐたのはこの間島地方であつたであらう。

幸ひにして滿洲事變は沈黙の裡に間島問題の凡てを解決し、今や間島一帯には新しい平和郷が現出してゐる。滿洲國への眞に根深い土着的な内鮮人の發展も、こゝに始められやうとしてゐる。

第二章 間島琿春地方に於ける工業林業及び鑛業

一、工業

間琿地方には今日尙近代工業と目すべき殆んど何物も存在しない。それは間琿地方開拓の歴史と最近の情勢とを想起すれば何人も自然首肯し得る所であつて、若し工業と名づくべきものが存在するとすれば、それは農業に附隨して起る所の、自給的家内工業が大部分を占めてゐる。即ち地方農民に需要さるる焼酒製造業、油房、小麥粉製造業等を主とし、唯豆油に於て僅かの輸移出を見てゐるに過ぎない。而してこれらの事業に關する最近の調査資料不足のため、その現状を推測する事は

頗る困難である。ただ滿洲事變勃發の昭和六年暮より、大なる變化なきものと假定して、試みに昭和四年度の數字を擧げ、之が趨勢を讀者の想像に委しみたいと思ふ。

間琿地方に於て、最も多額の資本の投ぜられてゐるものは焼酒製造業である。昭和四年當時に於て本製造業に従事せるもの二三戸資本金合計一、〇〇二、五〇〇圓、生産高四、二〇四、〇〇〇斤であつた。その組織は個人經營を大部分とし、株式又は合資のものは極めて少數である。資本金も亦最低四一五、〇〇〇圓より最高一五萬圓、平均して數萬程度のもものが最も多かつた。

焼酒製造業に次ぐものは油房である。その生産豆粕は多く地方的に消費され、豆油のみ僅かに輸出せられた。而して油房も廣く各地に散在し、その經營も殆んど個人であつて、資本金合計一、四五八、一〇〇圓、平均一萬圓程度の小規模のもののみである。その生産高は（昭和四年）豆油年額七六六、五五〇斤、豆粕七、〇二三、〇〇〇斤であつた。

その他、麥粉製造、製材業、鐵工業、煉瓦製造、木炭業、皮革製造業等各種の小企業は存在するが、その個々の分散狀況は殆んど記述に價するもの無く、又その詳細を知る調査もなほ未完了である。

若し近代的工業が大資本の投下に俟つて初めて成立するものとするれば、間琿地方の地理的關係、

各都市の住民、交通、燃料等の點より見て、この地方に於ける大企業の急速な發展は望み難く、従つてその經濟生活の中心となるものは、將來に於ても農業であり、之に林業の發展が或る程度の刺戟を與へてゐるのではないかと觀られてゐる。

二、林業

吉林省の森林は、嘗て清朝發祥の地として、その伐採を嚴禁せられてゐたものであるが、その後何時ともなく密伐が行はるゝに至り、地方官憲も亦政費補充の手段として、之を默許する態度をとつたため、到る所に濫伐が行はれるやうに爲つた。かくて地方開墾の進むに従つて、圖們江岸、間島平野、琿春附近より河流に沿ふ地域には、漸次森林を見ざるに至つた。然し遠隔の地にはなほ千占斧鉞を入れない大森林が廣大な地域に互つて擴がつてゐる。

第三章 最近の鮮農に對する主要なる施設

間琿地方はその住民の大部分が朝鮮人である關係上、之に對する施設は政治的にも經濟的にも極めて重大なる意義を有してゐる。左に之に對する施設の主なるものとして、最近の集團部落と、小作農創定に關する概要を掲げる。

第一、朝鮮人集團部落の創設

事變以來、兵匪又は共匪の迫害に依つて、日本軍警の警備力ある地方に避難した朝鮮人は約六、〇〇〇戸、三五、〇〇〇人の多きに達し、その大部分は本年に入つても尙原住地に歸還し得ざる状態に在つた。春耕期を目前に控へて、之等避難民に對する救濟策は焦眉の急であつた爲め、朝鮮總督府は、避難民中適當の者のみを選定して集團部落を創設し、之に對して各般の施設を集中して地方農村の中堅たらしめ、併せて間接的に他の避難民の歸農移住を容易ならしめんと計劃し、本年春耕期より九六、〇〇〇圓の豫算を以て之が實行に着手した、その要綱は大略左の如くである。

一、部落創設箇所、收容戸數及びその選定

1、地方治安は著しく好轉したが、尙、共匪又は小部隊の鼠賊は全滅するに至らず、従つて今後と雖も時に彼等の出沒あるべしとの豫想の許に、部落は日本軍警又は滿洲國軍憲の駐屯地又はその威の及び地方にして、比較的集團せる耕地を有する地點を選定。

2、選拔收容戸數一、二〇〇戸。一部落一〇〇戸として、一二部落

收容家族の選定については避難民中、家屋を燒毀られたるもの其他被害甚大にして之を放置するに於ては將來自活し能はざるが如きものを先とすべきも、部落創設の理想に鑑み、強力なる集團

部落を構成するに足る素質及び勞働力を有する家族を選定した。

第二 間島に於ける鮮人自作農創定

東拓は、朝鮮總督府の補助協力を依つて、間島に於ける鮮人自作農創定に關し研究計劃中であつたが、遂に成案を得て昭和七年度より之が實施に決定した。その要綱は左の通りである。

間島に於ける鮮人自作農創定要綱

一、間島に在住する鮮農を自作農たらしむるため、之に要する資金として、朝鮮總督府は昭和九年度より向ふ五ケ年間毎年一〇萬圓宛、東拓は同じく三〇萬圓宛を繼續出資する。總督府補助金に異動ある時と雖も、該補助金と東拓出資金の割合は常に三對一とする。

二、東拓は前項に依る補助金並に出資金合計四〇萬圓を以て、間島在住鮮農にして自作農たらしんとする者の爲めに、毎年土地の購入、改良、住宅の建築、耕牛の購入、其の他營農資金の貸付に充當し、自作農創定事業を行ふ。而して本計畫に依る資金の貸付は、前記の如く土地の購入、改良、住宅の建築、耕牛の購入、其の他の營農資金にして、且つ本計劃に依り購入せる土地を耕作するに必要なる資金に限る。

三、三貸付金の内

- 1、土地の購入及び改良資金は一年以内据置、十五年以内の年賦償還
- 2、家屋建築及び耕牛購入資金は五ケ年以内の定期分割拂とし。
- 3、其の他の營農資金は一年以内の短期貸付とする。

前記の金融方法は全體に於て土地購入改良資金にあつてはその所有者を東拓名義とし、土地年賦讓渡契約の形式による。住宅建築及び耕牛購入其の他の營農資金にあつては連帶無擔保貸付の形式による。貸付金の回収に關聯する穀物の受渡は東拓の指定する場所及び時價に依るものとする。

四、土地の購入及び改良資金は原則として東拓に於て直接貸付をなし、住宅建築、耕牛購入及び其の他の營農資金は原則として民會金融部に於て貸出並に回収の斡旋をなす。

東拓は前項貸付金利の内、一年一分五厘に相當する金額を民會金融部に斡旋手数料として支拂ふこの手數數料は當該年度に於ける貸付元利金の回収率に應じ左の割合に於て交付する。

- 1、回収率八割未満の時は當該年度拂込日に於ける殘元金の一分二厘
 - 2、回収率八割以上の時は當該年度拂込日に於ける殘元金の一分六厘
- 五、貸付金の利率は年八分とす

六、東拓所有地を本事業の目的に提供せんとする時は、その土地の選定及び價格につき豫め總督

府の承認を要するものとす。その他の土地の選定並に價格に就ては豫め東拓と協議をなし決定する。

七、農家一戸當り耕地面積は大體水田一晌、畑五晌（一晌は約六段五畝）とす。但し家族の數に應じて多少増減することあるべし。

八、貸付金の標準は家族數に應じて多少の増減はあるべきも大體左の通りとす。

- | | |
|--------------|------|
| 1、土地購入費及び改良費 | 六五〇圓 |
| 2、家屋建築費 | 四〇圓 |
| 3、耕牛の購入費 | 五〇圓 |
| 4、其の他の營農資金 | 六〇圓 |
| 計 | 八〇〇圓 |

九、回収せる元金は今後五ヶ年間本事業の目的の爲めに繰返して貸付を繼續するものとす。五ヶ年後の貸付については其の時に於ける本事業の成績により總督府と東拓に於て協議の上之を變更又は取止むることあるべし。

第八篇 滿洲國各省の現況

第一章 安 東 省

安東省は滿洲の最南部に位し鴨綠江右岸に沿ふて細長く東北より西南に亘り往時の東邊道と俗稱三角地帯の大部分が含まれ、鴨綠江及びその支流沿岸を除く外は概して山地で東北端撫松、臨江、長白の諸縣は鬱々たる山林地帯である管下には莊河、岫巖、安東、鳳城、寬甸、桓仁、輯安、通化、臨江、長白、撫松の十一縣あり、人口概算二百五十萬、地勢の關係上奥地には匪賊、不逞鮮人横行し、且事變後は舊東北軍系の反滿軍これに加はつて治安を攪亂しつゝあつたが、先づ三角地帯肅清せられ次いで日滿共同大討匪行に近時著しく治安の度を増した。交通は蜿蜒二百里に及ぶ鴨綠江とその支流を利用しての舟便の外近代的機關として本省を横斷する安奉鐵道、定期航空便等或は一部に定期バスの運行を見る。林、農、鑛産共所産少くないが、就中今後本省に期待されるのは鑛産で古來本省は一大鑛區帯と見做されつゝも治安交通の關係から未だその開發見る可きものがなかつたが今後は日を逐ふて多様豊富な鑛區が調査採掘せられ、やがて本省が日滿重工業上に不可欠な地位

を占有するに至るのも遠き將來ではないと思はれる。

第二章 濱江省

省公署官制々定の主旨の中に「自然の地理及び歴史の沿革に適合すること」と云ふのがある。また「交通、經濟その他の關係に於て最も適當なる行政の中心都市を存有するを得ること」と云ふのがある。濱江省こそは地理上、歴史上、また交通、經濟その他の關係に於て從來の矛盾不自然を打破し現状に即した適切な區劃を爲したと云ふ點で最模範的なものではあるまいか、行政の中心都市としてハルビンが存存せしめられたる事は益々妙、即ち

一、交通上北鐵東部線沿線之を包圍する地域、ハルビンを中心とする松花江上下流の一部西部線の殆んど及び濱北線海倫に至る地域は夫々濱北線、松花江、北鐵東西兩線を以てハルビンにつながり。

一、産業上滿洲國産業の主要産物たる農産の最優秀地であり

一、警備上、又は交通上、産業上の理由よりして同一根幹に隸屬するを要求して居り
正にハルビンを中心として劃さるべき一絶對區域だつたのだ。

濱江省を形成する二十七縣はその總面積六十六萬六千三百三十五滿方里、人口大約四百二十二萬七千ハルビンを中心とし東方には北鐵東部線に沿ひ阿城、珠注、葦河、賓、延壽、寧安及び烏蘇刊江を挾んでソ聯と國境を接する東寧、穆稜、密山、虎林の各縣が有る。阿城縣は舊來開けた土地で穆稜と共に石、石炭の産出漸増の傾向にあり、珠河、葦河、延壽各縣は特に木材の産地として秀で珠河に集散する木材が年額七百萬噸と云はれる、賓縣の名は遼代より現はれ附近政治、經濟上の中心地で百餘萬石の特産を集散してゐる、又寧安は東部地方に於ける特産の産額他に優れ高粱粟の夫々約百萬石を始め三百萬石を産し、木材の産出も多く近年は更に水田勃興し將來を約されてゐるが、東寧、虎林、密山は何れも將來の地である。

次にハルビンを中心に南に双城五常、北に木蘭、呼蘭、巴彥、東興、西方に安達、蘭西、肇東、肇州の各縣がある。双城、安達は共に西、南部線屈指の特産集散地で双城は北滿第一と云はれ、安達驛の如きは出廻り期には穀物の山と化す程である。

呼蘭又、四通八達、縣城は商業殷盛を極め人口三萬三千、北滿屈指の大都會で、集散する特産大豆二十三萬石を始めとし六十萬石、糧棧油房等數十戸を數へる事が出来、巴彥は特産の他煉瓦、瓦等の特産物を有して居る、其他各縣は何れも目下の所見るべきものない殆る所は濱北線沿線綏化海

倫及びその背後地慶城、鐵道、綏化、望奎青崗の各縣があるが、此地一帯は北滿の穀倉と云はれるだけに何れも大豆、高粱を始め特産の産出額素晴しく綏化、望奎、度城は夫々五、六十萬石、海倫は小麥の四十三萬石を筆頭に巨萬と稱せられ、中にも綏化は行政、教育機關も一通り整備され繁華な商業區を形成し海倫又特産豊富なる割に運輸の便これに伴はざるも特産加工々業大いに發達し、發展は加速度的にして將來ハルビン以北唯一の大都市たらんとしてゐる。

第三章 吉林省

吉林省は永吉、額穆、敦化、盤石、樺甸、榆蘭、舒樹、扶餘、九臺、双陽、伊通、長春、德惠、農安、長嶺、乾安、懷徳の十七縣、人口面積の割は一滿方里平均一七五人となり、更に日本の里を單位とすれば五九三二方里で、一方里平均七八〇〇七人となる、日本のそれに比すれば必ずしも稠密とは言へないけれども、全滿各省中では上位に置かれるであらう吉林省十七縣は邊境數縣を除けば舊制四十二縣中の中心地帯であり心臓部である。されば行政上の總ての機能は今次の縮小により却て圓滑となり省政更に改まり産業の開發、文化の促進は交通機關及び通信網の整備と相俟つて、王道樂土建設に一段の拍車を加へるに至るであらう。

産業開發

産業開發の鍵たる鐵道も京圖、拉賓、奉吉、北鐵、〇〇等の幹線縱横に走り鐵道を知らざる縣は僅かに伊通、長嶺、乾安の二、三縣に過ぎぬ、鐵道以外の交通機關も漸を逐ふて加速度的に開設されてゐる、次に農村各現狀を一瞥するに吉林省の農村は舊軍閥時代に蒙つた苛酷な痛手と建國直後に於ける兵土匪の慘害及び勤次の天災水害に疲弊のどん底に陥つてゐると言つても敢て過言ではない程左様に深刻な打撃であつた、話みに最も近い昨秋の水害人口を縣別に見るに左の如く驚異的數字を示してゐる。

榆樹	一三八、〇三二
德惠	七九、九二七
伊通	一三五、〇〇〇
敦化	五、五六〇
双陽	一三、〇〇〇
樺甸	一四、七〇九
盤石	二、八〇〇

畏	嶺	二、〇〇〇
舒	蘭	八、六七八
農	安	二、六七〇
合	計	四〇三、三七六

これを如何に救済するか、更生に導くか、産業の開発も吉林省の發展も一にかゝつて此處にあるであらう。

然し翻つて思へば吉林省は滿洲國に於ける農村問題の解決に最も恵まれた地位に置かれてゐる、單一農業に農村振興が望まぬとすれば、吉林省の農村は林業、養蜂、其他種々の副業による多角形農業に洋々たる前途を期待し得べく、又各地農村の特異性を度外視した、統制策や救済策は極力之れを排しあく迄その地の特長に立脚した對症工作の下に邁進して自力更生を計るべく、斯くて吉林省は滿洲國に於ける農村問題解決の舞臺としてそれが實現の曉は農村開發に一新機運を生み出すに至るは必定で吉林農業立省の意義も又此處にあらうといふものだ。

吉林古來の習慣に禍されてゐる上に國家的民族的反目もあり此の十餘年間林場をめぐる徒らな争鬭を繰り返し、出づべくして出でず寶の持崩れの觀があるが、林場の整理、林政の實施國鐵の出

現による運賃改正、新税法の制定等により今後の飛躍は期待されて餘りあり吉林省農業立省の實も着々として擧げられるであらう。

第四章 錦 州 省

奉天省から所謂遼西地方を十縣熱河省から東南二縣を分割合部せて十二縣を管下に生れたのが錦州省である、こゝに錦州小唄なるものがある。

行けば熱河よ滿洲の寶庫
寶手にしてまた奉山へ
錦山よいとこ南と北の
虹のかけ橋中どころ

行先を熱河とすれば如何にも小唄の通り北と南の虹のかけ橋かも知れないが奉山線は山海關を通じずつと關内支那本土に走つて居る、實は東と西、滿洲と支那とのかけ橋と言つてこそ相應しものだ。

理屈は兎も角として變にたゞ廣かつた奉天省、殊に行政の上から産業開發の上から何か締め括りの欲しかつた遼西一帯が今古都錦州を中州に忽然と獨立した省に區劃されたといふことは誠に偶然でなく長城を隔て、直接支那本土に接する土地柄として同省今後の施政振りには一段の興味と期待

がつながれる。緒新興錦州省の紹介だが先づ全省十二縣の總面積は僅に三九、八〇一平方秆で間島省に次ぐお尻から一位目の小省に過ぎないが、人口は二、九三、八七〇九人と三百萬近く、奉天吉林、濱江に次ぎ多い方の第四位にある、遠く秦漢の時代から開けた土地柄であり、西曆一八五八年營口の開港南滿鐵道、京奉鐵道の敷設に依り一部の繁榮は營口に奪はれたけれども錦州を中心とする物資の集散は依然として殷盛を極め、更にその緒に就いた奉山沿線及び熱河の商業状況を見、熱河へ通ずる坂凌線の完成近きを思ふ時將來の發展に愈々期して待つべきものあるを思はしめる、現在錦州附近に集散する物資の經路を見るに

- 一、奉山線に依つて營口に出るもの
- 二、奉山線に依つて山海關（秦皇島）及關内天津方面に出るもの
- 三、奉天線によつて奉天に出で新京ハルビン方面に至るもの
- 四、奉山線によつて義州及び熱河方面に向ふもの
- 五、錦州各港の西海港及び壺蘆島より民船により山東方面に出るもの

以上の五路であるが、その重なるものは穀類、毛皮、棉花、甘草綿糸布、洋雜貨である。

それから錦州省を語る場合忘れてならないのは近年著しく進歩發達した省内奉山沿線の棉作であ

る滿洲國では耕作地を五ヶ年後三十萬町歩に擴大すべく計畫を進めてゐるが、同時に品質の向上にも全福的努力を傾注現に奉山沿線一帯のものは在來種を除く陸地棉は米棉同様にまで品質向上し過般滿洲國に於ける棉作研究に充滿した米國専門家もその改良進歩の著しさに驚嘆してゐたと言はれてゐる、

第五章 奉天省

奉天省は新設の錦州省に十縣、同安東省に十一縣、同龍江省に七縣、同間島省に一縣を割讓、自らは舊吉林省から一縣を引受くるのみで一市五十八縣から一躍一市二十八縣に縮小された、斯く奉天省は面積に於て約半減戸數に於て二百二十七萬戸、一千五百十四萬人から百三十七萬戸九百四十三萬にこれも四割方減じたけれと所謂中間行政機關として機能を發揮する上に申分ない位置に置かれる事になつた、警務方面のみから言つても例の全國的な厄介地方たる間島東邊道、岫巖等を夫々サツパリ他省に讓つて了ひ、今後は一意文化産業方面に専念するといつた鹽梅である、

第六章 黑河省

驚が羽をひろげたかのやうな形で北滿一帯を占めて居た舊黑龍江は僅かに胴體だけを残し上方羽

の部分は黒河省と三江省、片足は濱江省にもぎ取られ、平齊、齊克兩線を大動脈とする南北に細長い頼りない形に化けて了つた、黒河省は上方羽の部分黒河を中心とする黒龍江沿ひの、南は佛山縣から北は漠河縣に至る蜿蜒一千キロの長大な地域九縣を以つて産聲をあげた。

面積から言へば三十萬餘滿方里で堂々十省中の右翼三四に位するが住民に亘つては僅かに五萬三四千といふ貧弱さであり然かもその六割方は黒河暖暉地方にかたまり他は砂金掘りや水呑百姓が隨所に點在して居るに過ぎないと言ふのだから心細いことこれ以上ない、だが一度無盡藏だといはれる砂金と木材に思ひを致しこれ等の産物が今後大規模な仕掛けで思ひ切り開發されるといふことになると北端の無人省黒河も容易に棄てられない若し夫れ黒龍江を隔て、赤い工作に餘念のないソ聯近年の舉措を思へばどうして新設省の位置は却つて重大だ、黒河省について説き出せば原住民族物語密輸の話、脱走露人の悲喜劇等で停限がないが一切を省いて以下黒河省の生命線たる黒龍江について若干記述してみやう。

現在では黒河を起點に北安鎮、訥河に通ずる自動車路が開け一週數回の航空便もあるにはあるが黒河省内の通路は何と言つても黒龍江であり黒龍江を知らずして黒河を語るは無意味だからである。アムールの流れ滿ソ國境を劃する黒龍江は過去に於て地理的に幾多問題を殘して來たが、今後

も亦恐らく盡きぬ問題の種となつて行くであらう。黒龍江の流れは左程急ではないが水深定まらず航行船は船腹の兩側又は船尾の水車によつて推進するものばかりで、燃料は江岸の各地で賣つてゐる薪木である結氷は十一月上旬で上流漢河への航行は十月四、五日頃の黒河發を以て最終とするのが例だ。

斯くて各船舶は十月中旬迄にハルビンに引揚げ冬眠に入る譯だが若し誤つて下航の時期を失したら最後黒龍江よりも結氷の早いゼーヤ河（ブラゴウエスチエンスクで黒龍江に合する）の流水に船體を破損し間誤々々してゐれば立往生の外ない。航行日數は黒河から漠河まで溯航九日下航五日が先づ標準である。

第七章 熱河省

秘境と言ひ、謎の國と呼ばれた熱河も皇軍が積雪を蹴つて進撃し瞬く間に全省を肅清して以來、各般の調査研究團は次々に入り込み入國制限が解かれる前後には押かけた邦人すでに五千を越へ、朝陽を筆頭に、承德、凌源、平泉、赤峰等いたるところ深く根を張り始めてゐた、驢馬さへ二の足をふんだ悪道路も、今はスマートな總局のバスが三十キロの速さでぐんぐん突つ走り、承德から打

つた電報は二時間半で内地から返電が取れる。

停戦協定成立後は古北口を通じ北平方面との往來も自由自在、最近では多倫方面との交通も完全に開け、かくて往時の秘境も嘗つて夢想だにしなかつた文化の光り玉道の恵みに渾然包まれながら世の濁りを知らぬ青年の意氣を以てすく／＼と伸びて行く熱河省は東部の阜新、朝陽の兩縣を錦州省に譲つたが尙十二縣を擁し總面積は一〇二、三三三平方キロで三江省に次ぎ全國でも中位にあり人口は二、二〇〇、二五八で之また錦州省に次ぎ第五位、朝陽から凌陽、平泉を経て承德へ通する幹部線鐵道を始め着々進行中の各般の建設工作を見渡す時「熱河も開たものだ」との感愈々深い、とは言へ熱河は所詮地上の農産の國ではなく地下鑛産の國である、地形を説けば朝陽から凌源、平泉邊は赫土の山、凌南の省境から長城線にかけては岩石露出の岬々たる嶮山で承德も山の眞ん中、それより北へ隆化附近も山又山の山岳地帯、その山波を縫つて幾條もの河川が走り赤峰附近に至つても尙山が多く、たゞ北の方興安省に隣接する一帯のみ蒙古式の茫々たる平原である。

それでも承德から樂平の間にはその昔十八萬本の松が鬱蒼と繁茂して居たといひ、光緒三十二年には承德離宮の周圍に一萬本の松が植ゑられ例の湯玉麟が給料代りに之れを伐倒させるまでは相當の風致を残して居たといへば植林すれば滿更見込みない譯ではないやうであり、又高粱やその他の

穀物こそ望み薄いが、粟粟や棉花は既に試験済みである、果樹も到るところに發育して居り一概に悲觀するには當らない、地下の鑛産に至つては興隆、湖南地方は隣接する凌源縣に砂金や金銀鑛が横たはつて居るので有名であり、石炭や鉛鑛も棄てたものではないと既に發表されて居る、凌源地方から掘出される化石（魚貝や灌木）と葉柏壽の北方各山子地方に産する紫水晶は現に熱河土産として缺かされないものとなつたとまれ熱河省の經濟的價値はたゞ目で見たそのものによつて量るべからずとある、治安工作全く成つた今日以後省公署當局の對策こそ見物である。

第八章 龍江省

北を黑河省、南を濱江省東を三江省、に夫々分割され舊黑龍江の約三分ノ一に縮少されたのがこの龍江省であるが尙將來に北滿の中心地として其の發展性を充分約束されてゐる、氣候は全滿を通じ平均最低零下二十九度にして結氷は十月上旬、四月上旬を以つて解氷、夏季は平均最高溫度三十二度を示し雨量多く、一年平均五三八、五耗内外である。新制に依る區劃を見るに前黑龍江省四十七縣に比し一市二十五縣即ち省公署所在地たるチチハル市、龍江、泰來、恭康、景星、甘南、富裕、林甸、依安、訥河、克山、明水、克東、拜泊、德都、嫩江、龍鎮、通化、大賚と新に編入された突泉、安

廣、鎮東、開通、騰榆、洮安であり、人口二百萬にして龍江省を縦貫する嫩江は幾多の支流を集め北滿の曠野を潤し、チチハル市を中心に交通網發達し、現に鐵道の敷設、國道の開鑿、飛行所開設等に依る文化的施設完備しつゝあり、舊江省に比し其の本質に於ては大差なく他省に比し産業、經濟、交通、治安の諸點より見て決して劣勢とは云へないであらう。

農業——龍江省の農産業開發は將來に残された一大事業である、現在龍江省内を可耕地不可能耕地未耕地に三分すると可耕地は推定約二百五十萬响未耕地四百五十萬响、不可能地千二百八十萬响で未だ開發すべき餘地充分に残されて居る事は明瞭で、之等耕地より産する農産物は主として大豆小麥粟、玉蜀黍、高粱等で現在拜泉縣の大豆二十一萬石、高粱十二萬五千石谷子二十萬石、包米三十二萬石、小麥二十三萬石を筆頭に全省合せて約五百十五萬石の收穫を見る。

牧畜——龍江省に於ける牧畜は他省に比し土地其他の關係上最適とされ極めて有望視されて居る事業の一つである家畜は、主として牛、馬、豚、羊、驢、騾、鶏、鴨、鶩等が飼育されて居り、其の數は泰來縣の牛二萬頭、馬四萬頭、驢二千五百頭、騾五千七百頭、豚十三萬頭、羊四萬五千頭、鶏三十二萬羽、鶩一萬一千三百羽、千五百羽を筆頭に各縣に亘り牛二十五萬五千頭、馬三十三萬五千頭、驢二萬七千頭、騾七萬二千頭、豚三十四萬五千頭、羊十一萬頭、鶏九十四萬羽、鴨十六萬五千羽鶩

四萬六千羽て是等の改良増殖する事に於ては前途有望なるものがある。

商工業——北滿に於ける商工業は從來の交通不便と燃料の高價に災され文化より取残された感があるが、現在少量の醸造、製粉、豆油、木器其他の手工藝品の製造を行つて居るのみで見ると見るべきものがないが、近來交通の發達に伴ひ奥地産業開發の氣運濃厚となり漸次進展するものとみられて居り、商業に於ては最近安價な日本品の輸入著しく増加し、チチハルに於ける取引商品の六割を占めるに至つた。

鑛業——舊省に於ける鑛産物は主として石炭と砂金であるが、石炭の鶴立崗札賚諾甘河は他省に編入され、黒河を中心とせる砂金は黒河省の區劃に收められたため別に見るべきものなく、嫩江縣龍鎮縣の砂金の外數縣に少量の石炭を産せるのみに過ぎない。

第九章 各省區域及省公署位置表

名稱	區域	省公署位置
奉天省	奉天市、遼陽、遼中、本溪、撫順、鐵嶺、開原、新民、法庫、康平、海城、營口、復、蓋平、興京、清源、西豐、昌圖、梨樹、双山、遼源、海龍、輝南、金川、柳河、東豆、西安及濛江各縣之區域	奉天市

吉林省	吉林市、長春、遼陽、伊通、德惠、農安、長嶺、乾安、扶餘、永吉、舒蘭、額穆、敦化、樺甸、磐石、榆樹及懷德縣之區域	吉林市
龍江省	齊々、哈爾市、龍江、泰來、泰康、景星、甘南、富裕、林甸、依安、訥河、克山、明水、克東、德都、嫩江、黨鎮、通北、大賚、突泉、安廣、鎮東、開通、瞻榆、洮南及洲安各縣之區域	齊々、哈爾市
熱河省	承德、欒平、豐寧、隆化、平泉、凌源、凌南、青龍、寧城、赤峰、圍場及建平各縣之區域	承德
濱江省	阿城、賓、双城、五常、珠河、葦河、延壽、東甯、寧安、穆稜、密山、虎林、呼蘭、巴彦、木蘭、肇東、肇州、蘭西、綏化、東興、安達、青岡、望奎、慶城、鐵嶺、綏稜及海倫各縣之區域	哈爾市、特別市
錦州省	錦州、西興、城綏、中義、北鎮、盤山、臺安、黑山、彰武、朝陽及阜新各縣之區域	錦州
安東省	安東、鳳城、岫巖、莊河、寬甸、桓仁、輯安、通化、臨江、長白及撫松各縣之區域	安東
間島省	延吉、汪清、和龍、琿春及安圖各縣之區域	延吉
三江省	方正、依蘭、勃利、寶清、饒河、撫遠、同江、同錦、樺川、通河、鳳岡、湯原、蘿北及綏濱各縣之區域	佳木斯

朝鮮篇

第一編 總說

第一章 朝鮮の位置

朝鮮は、亞細亞大陸之東端滿洲の南方に突出せる一大半島にして、極東は蔚陵島東端東經百三十三度五十四分、極西は鴨綠江薪島の西端東經百二十四度十三分、極南は濟州島の南端北經三十三度十二分、極北は咸鏡北道の北端北經四十二度二分にして、全土温帯の中にあり。

第二章 朝鮮の境界

東方は、日本海を隔て、本洲と相對し、西は黃海を抱いて支那山東、江蘇兩省と相對し、西北は鴨綠江を以つて滿洲國に接し、東及び北は豆滿江を以つて大部分滿洲國吉林省と一部分露領沿海州

に隣り、南は朝鮮海に挟む對馬と相距ること水路僅かに三十餘裡に過ぎずして晴天には烟波縹緲の裏に相望むを得し。

第三草地 勢

朝鮮は亞細亞の東南に斗出せる一大半島にして、地勢南北に長く東西に短く、西南の沿岸に無數島嶼を擁す。東經百二十四度一分より百三十度五十六分二十三秒、北緯三十三度六分四十秒より四十三度三十六秒の間に位せり。面積一萬四千三百二十方里、東は日本海に面し、西は黃海に臨み南は朝鮮海峽を隔て、九州及中國と對し、北は鴨綠江及豆滿江を以て滿洲國及露領沿海州に界す。東部海岸には元山、城津、清津、羅津、雄基等の諸港あり、南部及西部海岸は島嶼散布し岬灣出入し、釜山、麗水、木浦、群山、仁川、龍塘浦、鎮南浦等の良港を形成せり。地勢は長白山脈東北より西南に連りて北方の國境を擁し、其の一脈南に延びて平安南北咸鏡南北四道の境を劃して江原道に入り、東海岸線に沿うて南に走り、半島の脊梁を成せり。脊梁山脈以東の地は斜面急峻にして大川平野乏しきも、其の以西は比較的緩斜にして處々平野多く、鴨綠江、大同江、臨津江、漢江、錦江、蟾津江、洛東江等あり、舟楫の便、灌溉の利に富み、地味概ね肥沃なり。

第四章 氣候

●氣溫 年平均氣溫は南部海岸攝氏十三度餘にして、北進するに従ひ遞減す。中央部は十度内外にして、國境附近に於ては四度乃至三度となる。又東部海岸は西部海岸に比すれば氣候溫和にして、夏季を除きては約二度内外高溫を示すを常とす。蓋し西部海岸は冬季北西季節風多きも、東部海岸は脊梁山脈の爲風勢微弱にして且海水溫度は西部海岸に比し高溫なるに因る。尙寒氣は南北に於て大差あるも、暑氣は其の差極めて少し。

●風 亞細亞大陸の東部は一般に季節風多きを以て、朝鮮に於ても亦季節に因りて主風方向略一定せり。即ち冬季大陸方面より來る風は朝鮮附近に於て北西風と爲る。夏季は一般に南偏の季節風と爲り、兩季節風の交替期たる春秋の候は風向區々にして一定せず、又兩季節風は常に風向相反するのみならず、冬季は空氣一般に乾燥して天氣晴れ、氣壓の傾斜概ね急峻に風力強きも、夏季は濕潤にして曇天雨天の日多く、且氣壓の勾配緩なるを以て風勢甚だ弱し。又冬季々節風に比して其の間永く、西部海岸は冬季北西風を受くるを以て風力強きも、東部海岸は之に反して背梁山脈に遮らるゝに因り、風勢概ね弱し。尙全域を通觀するに、風勢は沿海に於て強く、内陸に於て弱き傾向あり。

● 雨の年量は概して少し。即ち全土の大半は八百乃至千耗を示し、南東部海岸は稍々多く、北部並に北西方に至るに従ひ遞減せり。即ち釜山より元山に至る沿岸は年量千五百耗に達し、中部は約千耗西部海岸は九百乃至千耗を測るも、北部地方は遙に減少して七百耗内外となる。就中咸鏡南北海道の高原地方は最寡雨にして年量五百耗に満たざる處あり、又降雨は季節に因りて差異甚しく、十月より翌年三月に至る間は乾燥期にして雨量極めて少く、六月より八月に至る間は降雨期に屬す。而して南部地方に於ては降雨最盛期は七月なるも、東部海岸の北部は八月にして、時に九月に亘る。斯の如く各地方を通じて降雨期と乾燥期と截然たる區別あるは半島の一特色なりとす。

● 初霜は北部地方に在りては九月上旬に之を見るも、他は概ね十月下旬より十一月中旬の間に在りて四月中旬に終るを一般とし、北部地方に在りては五月に入りて終るを常とす。而して南部に在りても往々五月中旬晩霜を見ることあり。

● 霧 朝鮮近海到る處濃霧を發生す。就中最多きは多島海附近にして、濃霧日數一年中七十日内外に達し、西部近海北東部沿岸地方之に亞ぎ、其の他は二十日乃至五十日の間に在り。又濃霧は沿岸に近づくに従つて減少し、内陸に入りては殆んど皆無となり、冬季に於ては概ね之を見ざるも、初春より漸次發生して晩春初夏の候最盛に、盛暑期に入るに及びて減退す。

● 雪 降雪期は年々遅速あれども、初雪は北部高原地方に最も早くして十月下旬に、他は概ね十一月に南東海岸地方は最も晩くして十二月下旬に之を見る。終雪は北部國境地方最も晩くして四月末に屬し、釜山地方最も早くして三月上旬、其の他は三月中旬乃至四月中旬の間に在り然れども冬季は一般に雨雪量少きを以て、積雪一二尺に及ぶは北東部の山地に限られ、中部以南の平原に於ては五寸を越ゆること稀なり。

第五章 戸 口

昭和八年末現住戸口調査に依れば、總戸數三百九十五萬二千四十九戸内、内地人十三萬五千七百七戸（臺灣人二戸を含む）朝鮮人三百八十八萬五千六百八十四戸、外國人一萬六百五十八戸、總人口二千七十九萬一千三百二十一人内、内地人五十四萬三千一百四人（臺灣人五人を含む）、朝鮮人二千二十萬五千五百九十一人、外國人四萬二千六百二十六人なり。

各道面積と現在戸口 （昭和八年末）

道	面積	戸 数		人 口	
		内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人
總	數 三〇、七六三、九五三、〇四九	一三五、七〇七、三、八〇九、六八四	一〇、六五八、二〇、七九、三三二	五四三、一〇五、一〇、二一〇、五、五九一	四三、六二六

京畿道	二,八二二	四三〇,六五〇	三,一七八	三六六,五八七	一,八八五	二,一七一,一三五	一三八,〇二二	二,〇三四,三八七	八,七三六
忠清北道	七,四三四	一六四,二八三	二,一三八	一六一,九八四	一七一	八七五,三〇六	八,〇三六	八六六,七三四	五三六
忠清南道	八,〇九九	二六〇,八三三	六,〇六八	三五四,三五三	四二二	一,三九一,六八四	二四,四七七	一,三六五,八一五	一,三九二
全羅北道	八,五六一	二八三,八六五	八,三七三	二七五,〇〇一	四九一	一,四五二,一四二	三三,六一九	一,四一五,八一四	一,七〇九
全羅南道	一三,八九一	四七五,二四七	九,八〇六	四四七,二一九	三三三	二,三八三,三〇五	四,一五六	二,二四〇,九八二	一,〇六七
慶尙北道	一八,九八七	四四九,八二三	一一,七九九	四三三,六七三	三五二	二,三四七,四九八	四九,三〇三	二,二九六,九四三	一,二五二
慶尙南道	二二,三〇五	四二一,七〇三	二,六五四	三八九,七九四	二五四	二,一三三,三五九	八九,三八四	二,〇三三,一〇四	八七一
黃海道	一六,七三〇	二九七,八九九	四,九一六	二九二,三〇六	六七七	一,五一八,四四六	一八,一三六	一,四九七,九一九	二,三九一
平安南道	一四,九二八	二五五,九六三	八,三五〇	二四六,八〇七	八〇六	一,三四三,九三〇	三四,二三八	一,三〇六,二一九	三,五七三
平安北道	二八,四四三	二八二,二八三	六,〇〇四	二七三,五二五	二,六七四	一,五五五,七六二	二〇,二二八	一,五二三,四六〇	二,〇八四
江原道	二六,二六二	二六八,四三四	三,四七五	二六四,七七七	三三三	一,四四三,三三三	一一,一八〇	一,四三〇,五五六	五八七
咸鏡南道	三二,九七八	二六九,五七一	一〇,八九二	二五七,四七〇	一,二〇九	一,五四三,二〇六	三八,七四八	一,五〇〇,〇一六	四,四四二
咸鏡北道	二〇,三四六	一三三,五〇七	一〇,〇六四	二二,三四九	一,〇九四	七四三,三三五	三五,六〇七	七〇三,七三三	三,九八六

備考 内地人京畿道には臺灣人戸数二、人口五を含む。

現住戸口職業別 (昭和八年末)

(一) 戸数

總數	三,九五三,〇九四	農業、林業、牧畜業、漁業及製鹽業	一〇八,八九七	工業	二九七,四八三	商業及交通業	一八六,七九〇	公務及自由業	二九九,四〇五	其他の有業者	一〇〇,九三九	無職業及職業を申告せざる者	一〇〇,九三九
内地人	一三五,七〇七		一八,〇七四		三四,三五四		六〇,二九六		五,八五五		六,二八〇		
朝鮮人	三,八〇五,六八四		八九,一九五		二五八,四一三		二五,八二五		二九二,四九七		九四,五六〇		
外國人	一〇,六五八		一,六二八		四,八二六		六七九		一,〇五三		八九		

(二) 人口

總數	二〇,七九一,三三一	農業、林業、牧畜業、漁業及製鹽業	一六,三九九,三八二	工業	五〇八,三五七	商業及交通業	一,三九六,八九四	公務及自由業	八三三,三五七	其他の有業者	一,二八二,四七〇	無職業及職業を申告せざる者	三七一,八六一
内地人	五四三,一〇四		四九,三三九		六,八八八		一五一,七八七		二二〇,一三五		二二,七四六		
朝鮮人	二〇,二〇五,五九一		一六,三四一,三三〇		四三三,四三三		一,三三六,二二五		六〇〇,三六〇		一,二五六,一三三		
外國人	四三,六三六		八,九三三		八,〇五六		一八,八九三		一,八六二		四,六三二		

備考 内地人商業及交通業には臺灣人戸数一、人口二を、公務及自由業には同戸数一、人口三を含む。

現住内地人戸口本籍地別 (昭和八年末)

府	總數	男	女
千葉縣	九四二	三,五九〇	一,八四六
府縣戸数	九四二	一,八四六	一,七四四

北海道	七九四	三、二〇一	一、六五四	一、五四七	東京府	三、〇七七	一、二、〇四〇	六、〇五六	五、九八四
青森縣	四八六	二、〇八五	一、〇三四	一、〇五一	神奈川縣	七九三	三、〇八四	一、五四一	一、五四三
岩手縣	六九九	二、八二六	一、四三四	一、三八三	新潟縣	一、八五三	七、五二七	三、八五三	三、六六四
宮城縣	一、七六七	七、一一四	三、六四九	三、四六五	富山縣	一、二七〇	五、一六八	二、七四三	二、四三四
秋田縣	八四三	三、三七四	一、七八一	一、五九三	石川縣	一、六三三	六、六七三	三、四三七	三、二三五
山形縣	一、二八八	五、二五六	二、七三三	二、五三三	福井縣	一、七二二	六、九〇七	三、五三一	三、三七六
福島縣	一、八〇三	七、三三九	三、七九〇	三、四三九	山梨縣	一、〇三九	三、九八〇	二、〇七三	一、九〇八
茨城縣	一、二三七	四、七五三	二、四六三	二、二九〇	長野縣	二、一五三	八、四四〇	四、三九九	四、〇四一
栃木縣	八七八	三、三〇七	一、六九五	一、六二二	岐阜縣	一、六九五	六、八一〇	三、五九一	三、二九
群馬縣	八五二	三、三七四	一、七五六	一、六八	靜岡縣	一、七九六	七、三三六	三、七五二	三、四七四
埼玉縣	七二一	二、七六九	一、四二七	一、三三二	愛知縣	二、七七七	二、三〇七	五、八三三	五、四七四
三重縣	一、六六六	六、七〇四	三、五〇八	三、一九六	香川縣	三、二〇一	二、二八七	六、四八九	六、三三八
滋賀縣	一、四六五	六、三三一	三、四四九	二、八七二	愛媛縣	三、九三五	一、五、八〇〇	八、〇六六	七、三三四
京都府	一、五四八	六、一一四	三、〇七七	三、〇三七	高知縣	二、一三二	八、六三五	四、三九九	四、二三六
大阪府	二、四六九	九、三九九	四、六七一	四、七三八	福岡縣	一〇、四八〇	四三、六〇六	二一、九一六	二一、七九〇
兵庫縣	二、八四四	一一、一六〇	五、七五八	五、四三三	佐賀縣	六、三〇八	二五、八六九	一三、三四六	一三、六三三
奈良縣	九八四	三、八二一	一、九九七	一、八二四	長崎縣	八、二〇四	三四、三四五	一六、九六六	一七、三七九

和歌山縣	一、六九九	六、九三三	三、六九〇	三、二七三	熊本縣	九、〇四三	三四、四五二	一七、六九二	一六、七五九
鳥取縣	一、四〇四	五、五〇一	二、八五九	二、六四二	大分縣	六、四四五	二五、四〇五	一三、〇〇〇	二、三〇五
島根縣	三、四一九	一三、六二九	七、〇七〇	六、五四九	宮崎縣	二、二二一	七、五五六	三、九六七	三、五八九
岡山縣	五、五〇三	二二、八七二	一一、三三八	一〇、五三四	鹿児島縣	六、三三三	二四、一二七	三、三六四	二、五〇三
廣島縣	七、九六一	三三、三六八	一六、六五五	一五、六五三	沖繩縣	六八	二四一	二三四	二二七
山口縣	二二、五三四	五一、〇九九	二六、〇八八	二四、九三三	樺太	五三	一五六	九三	六四
徳島縣	一、八二二	七、三二一	三、六七八	三、六三三					

第六章 村落

朝鮮の村落は、大體に於て集村の形式に屬するものが多く、散村に屬するものは極めて少いやうである。而して行政區劃たる一面の中には、數個の洞里有あり、この一洞里の中にも數個の部落があるのを普通とする。一部落の戸數は、小は十戸内外より大は二三百戸に達するものあり、普通三四十戸乃至五六十戸のものが多いやうである。部落の構成に就いては、昔から背山臨流の地勢を尙び山麓に位置するものが最も多く、中には山腹又は山間の谿谷や盆地に在るものもあるが、内地に多い所の平地の部落は、概して新開地外には少いのである。これは風水説の迷信から來た結果でもあるが、一面から見ると、山麓は飲料水や燃料を得るには便利が良い爲めである。部落の大小とそ

の分布の多少は、附近に於ける經濟資源の如何に因り、農村なれば耕地の多い地方には大きな部落があり、その少い所には小さな部落が出来て居り、漁村なれば漁獵の多く良港のある地方に大きな部落が出来、然らざる所では部落は小さいのである。

最近朝鮮の村落二百三十七面（面は内地の村に相當す）に就いて調査の結果、平地、鐵道沿線、沿河地、臨海地、山間地諸面の一方里當りの戸數及び人口數の、大正十年末と昭和四年末の消長が明らかになつたが、これに據ると、戸口増加率の最も大なる地方は、小市街地、及び集團部落の多き鐵道沿線、並に臨海地の村落であり、平地及び沿河地の純農村落は、戸口の増加率は概して幾分低く、山間村落に至つては戸口増加率が極めて微弱である。元來村落に於ける農業戸口は、他の市街地に於ける商工業戸口などに比して、遙かに定着性を有して居るが、それでも各種の經濟的理由に基いて、機會ある毎に農家が商工業や労働者等に轉業し、または生活の安易なる方面へ戸口の移動して行く性質を持つて居る。従つて近來朝鮮に於ては、一方に在りては農村人口が都市へ向つて漸次集中し、また一方に在りては内地及び滿洲、西伯利亞方面へ移住出稼する數が決して少くない。殊に山地帯の火田民や平地の窮民は、無雜作に住居を移轉し、到る所に土幕土窟を構へて生活し、内地人の如く墳墓の地に執着しない共通性を持つて居る。斯かることが原因となりて、純農村部落に於ける戸口増

加率の低いことは争はれない事實であるが、一面より見れば、これ等の地方が近代文化の惠澤を蒙ること少くして、産業の經營や生活の様式等が、尙ほ原始的狀態を相距ること遠くない爲めに、何年経つても、その戸口數に大なる變化を來さないものであらう。従つて戸口の減少せる面は、鐵道沿線及び臨海地村落には少いが、山間地村落、及び平地村落、沿河地村落には相當多い事實を見る。尙ほ各地勢別の村落戸口の一方里當平均數の大正十年末と昭和四年末とを比較すると左表の通りである。

種別	大正十年末		昭和四年末	
	一方里當戸數	一方里當人口	一方里當戸數	一方里當人口
平地	四五	一、九七三	四〇六	二、二四八
鐵道沿線	三七	一、九四七	四〇三	二、三三七
沿河地	四八	一、七九五	三四六	一、九六五
臨海地	四九	一、四七三	二九六	一、六七三
山間地	五六	三六八	七〇	四一五